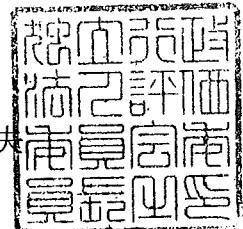


独評発第0828012号
平成21年8月28日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

理事長 近藤 達也 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会
委員長 井原 哲夫



独立行政法人医薬品医療機器総合機構の平成20年度事業年度に係る
業務の実績に関する評価結果の通知について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第2項に基づき、別添のとおり、平成20年度事業年度に係る業務の実績に関する評価を行ったので、同条第3項の規定により、その結果を通知する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 の平成20年度の業務実績の評価結果

平成21年8月21日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成20年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」という。）は、認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構及び国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センターの業務並びに財団法人医療機器センターで行われていた医療機器の同一性調査業務を統合し、平成16年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の総合機構の業務実績の評価は、平成16年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成16年度～20年度）の最終年度（平成20年4月～21年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成19年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見等、当委員会が実施した国民からの意見募集に寄せられた意見も踏まえ、評価を実施した。

なお、総合機構については、欧米に比べて審査及び安全対策に従事する人員の少なさが指摘されており、欧米に比べて新医薬品及び新医療機器が上市されるのに数年遅れている、いわゆるドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消及び安全対策体制の強化のために平成19年度から第二期中期目標期間にかけて増員が認められ、体制強化が図られているところであることを特記しておきたい。

(2) 平成20年度業務実績全般の評価

総合機構は、医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害に対して、迅速な救済を図り、医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性について、治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行うことを通じて、国民保健の向上に貢献することを目的としており、これらの事業を公正かつ効率的に運営していくなければならない。

平成20年度においては、増員計画を受けて増員が図られているところであるが、同時に、審査の迅速化等のために研修の充実による質の向上や各国規制当局及び国際機関との連携を強化していくため、新たにレギュラトリーサイエンス推進部、国際部を発足させ、新薬審査第5部を新設する等体制の強化も図られている。特に国際活動においては、「世界のPMDA」を目指し、総合機構の使命を対外的に明確に伝えるために「PMDAの理念」を策定したり、積極的な国際活動を推進するための基本方針として「PMDA国際戦略」を策定する等国際社会との連携を視野に入れた様々な方策を打ち出している。

また、平成19年度に引き続き、総合機構の業務運営に関する連絡調整を行う「幹部会」、「総合機構改革本部」、「審査等業務進行管理委員会」、「リスク管理委員会」等、理事長が業務の進捗状況を直接把握し、必要な指示を行う場の設置及び機構の全般の連絡調整の強化を行うことにより、理事長のトップマネジメントによる組織体制が確立されている。さらに、学識経験者等による審議機関である「運営評議会」等を定期的に開催するなど、効率的かつ機動的な業務運営や、業務の公正性、透明性の確保等のための取組が有効に機能しており、中期計画に照らし十分な成果を上げている。

課題となっていた人員不足については、専門性の高い有能な人材の確保が進み、新薬審査部門を中心に増員が行われたが、平成18年度末に認められた平成19年度から3カ年での236名の増員については、計画よりも遅れ気味のため、引き続き、積極的な公募による人材の確保に努めるとともに、職員の資質や能力の向上を図るため、業務等の目標に応じた系統的な研修を実施し、人員体制のより一層の充実・強化がなされていくことを期待する。

財務状況については、平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施したり、業務の効率化等により、経費の削減も図られた。その結果、一般管理費及び事業費の経費節減については、中期目標期間終了時に達成すべき所要の節減を見込んだ平成20年度予算から欠員分の人事費を除いた額と比較して、それぞれ4.8%減、6.6%減と、平成19年度に引き続き、中期計画を大きく上回る実績を上げることができたことは評価する。

なお、当期純利益16.7億円（当初見込み利益1.3億円）は、救済給付金の支給が当初見込みよりも少なかったことから発生した副作用救済勘定と感染救済勘定の当期純利益計17.1億円が主たる要因であり、自助努力とは言えない利益であることを踏まえれば、総合機構の高い自己評価は妥当ではないと考える。

人件費に関しては、医薬品の承認審査等を担当する優秀な人材を確保するに当たって、給与水準の高い製薬企業等と競合関係にあるという特殊事情は理解できるが、対国家公務員指数が104.4と高いため、平成19年度から人事評価制度や国家公務員の給与構造改革を踏まえた新給与制度を導入するなど見直しが進められているが、対国家公務員指数を100に近づけるよう更なる努力が必要である。

個別の各業務のうち、副作用救済給付業務については、請求件数の増加にもかかわらず、標準的事務処理期間8ヶ月以内の達成率について、中期計画で掲げた60%を上回る74.3%という高い水準を維持していることは高く評価する。今後は、救済制度を必要としている人たちのために、標準的事務処理期間6ヶ月以内を60%以上という第二期中期計画で掲げた目標を達成できるよう、更なる効率的な事務処理を期待する。

審査等業務については、より有効でより安全な医薬品及び医療機器をより早く国民に提供するという目標の達成に向け、審査の迅速化に向けた体制の整備が着実に進展しつつあるが、未だ発展途上である。承認審査の事務処理期間について、新医療機器の優先審査品目については計画した審査事務処理期間の目標を上回ったが、新医薬品全体及び優先審査品目並びに医療機器全体は、計画した審査事務処理期間の目標を下回った。研修体制の整備、治験相談対応体制の拡充、国際共同治験への注力等が行われていることにより、将来の審査の迅速化に向けて着々と基盤整備が図られているが、早い体制整備の確立と一層の努力を行う必要がある。

安全対策業務については、審査と併せ「車の両輪」としてリスクマネジメントの機能を発揮するよう、その充実が求められている。このため、医薬品等の安全対策に有効な新手法として、統計解析手法の1つであるデータマイニング手法の導入に向けた検討が続けられており、平成20年度においては、同手法を活用するための業務支援システムの開発が完了し、「予測予防型」の取組の充実に向けた新事業が着実に展開されている。また、企業や医療関係者並びに患者や一般消費者に対する医薬品等の安全性情報の提供についても、「医薬品医療機器情報配信サービス」の実施、「患者向医薬品ガイド」のホームページへの掲載、収集されたヒヤリ・ハット情報の分析結果の総合機構医療安全情報としてホームページへの掲載など、サービスの向上に取り組んでおり、掲載数、アクセス数とともに着実に伸びていることから、適切に運営されていると評価する。

これらを踏まえると、中期目標の最終年度に当たる平成20年度の業務実績については、全体として総合機構の設立目的に資するものであり、一定の評価をすることができる。今後とも、審査、安全対策及び救済給付の3つの業務が一体となって円滑に進むことを期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

① 目標管理による業務運営・トップマネジメント

目標管理制度の意義・必要性について新任者研修等により職員に周知徹底を図り、業務計画表に沿った業務運営、中間報告ヒアリングを実施して進捗管理を行うなど、目標管理制度が有効に機能している。また、総合機構の業務運営に関する連絡調整を行う「幹部会」、改革の方向等について検討を行う「総合機構改革本部」、医薬品等の審査等業務の進捗状況の把握、進行管理の改善を検討する「審査等業務進行管理委員会」、総合機構内のリスク管理に関するモニタリングを行

うための「リスク管理委員会」等を開催し、トップマネジメント体制の確立のための取組が更に進められ、業務運営の効率化、迅速化が図られた。また、「世界のPMDA」を目指し、総合機構の使命を対外的に明確に伝えるために平成20年9月に「PMDAの理念」を策定したり、第2期中期目標期間における広報活動の基本方針として「PMDA広報戦略」、同じく国際活動の基本方針として「PMDA国際戦略」を策定するなど、積極的な事業展開が行われていることを評価する。

② 人事に関する事項及びセキュリティの確保

平成19年度に導入した人事評価制度を引き続き実施し、平成20年度にはその結果を昇給や賞与に反映させており、着実に実施されていることを評価する。また、「研修委員会」を開催し、委員会で定めた基本方針や研修年度計画に沿って系統的な研修が行われ、職員の能力や質の向上が図られている。

また、製薬企業等の職歴を有する者には採用後5年間の業務の従事制限を規定し、採用時において、それらを遵守する誓約書を求めるなど、製薬企業等との不適切な関係が疑われないよう厳格な人事管理がなされていることも評価する。

IDカードによる入退室管理システムの運用、情報データのバックアップデータの遠隔地保管、電子メールの暗号化によるセキュリティの向上化を図るシステム（セキュアメール）の利用拡大など、セキュリティ面でも目標を達成していると認められ、評価する。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

① 国民に対するサービスの向上

総合機構来訪者等が意見・要望・苦情等を容易に伝えられるようにするために、平成18年11月よりFAXによる受付を開始し、更に平成19年6月からは総合機構ホームページ上からの受付を開始し、平成20年度においても引き続き実施されている。また、地方の薬剤師会や全国薬害被害者団体連絡協議会等が主催するイベントにおいて総合機構の業務についてPRすると同時に医薬品や医療機器に関する正しい知識・情報の普及に努めていることを評価する。さらに平成20年度は第2期中期目標期間における総合機構の広報活動の基本方針として「PMDA広報戦略」を策定したことにより、今後更に積極的な情報発信が行われることを期待する。

② 審議機関の設置等による透明性の確保

総合機構の全体の業務について審議するため、学識経験者等を構成員として設置された運営評議会及びその下に設置された救済業務委員会と審査・安全業務委

員会については、平成20年度は計9回開催されており、総合機構の業務の報告、委員からの提言等が行われた。各会議は全て公開され、その議事録及び資料が総合機構のホームページで積極的に公表されている。特に、運営評議会及び審査・安全業務委員会では企業出身者の就業状況について報告がなされ、特定の企業の利益が業務に反映されることのないよう配慮がなされており、業務の公正性、透明性が確保されていると評価する。また、平成19年度に策定した「業務・システム最適化計画」に基づき、平成20年度はサーバ統合・データベース統合等の要件定義を行い、システム最適化が着実に進められていることや、標準業務手順書（SOP）を実情に合わせてその都度改正作業を行うなど、効率的な業務運営が図られていることも評価する。

（3）財務内容の改善等について

① 各種経費節減等

法人全体として、平成20年度は、当初の見込みとして1.3億円の利益計上のところ、当期純利益16.7億円を計上した。これは副作用救済勘定と感染救済勘定から発生している当期純利益17.1億円が主たる要因であり、審査等勘定は赤字である。審査等勘定の赤字は、安全対策等事業に係るシステム改修等を行うことを当初の予算から組んでいたものであり運営上の問題ではないが、審査事業の繰越欠損金の解消については引き続き検討する必要がある。一方、「随意契約見直し計画」に基づいて、平成20年度見直し対象契約を全て一般競争入札に移行したことや業務の効率化等により、一般管理費及び事業費の節減に努め、中期目標期間終了時に達成すべき所要の節減を見込んだ平成20年度予算から欠員分の人事費を除いた額と比較して、一般管理費は4.8%、事業費は6.6%の節減を行い、目標を大きく上回る効率的な予算執行を達成していることは高く評価する。今後も引き続き、更なる一般競争入札の促進等により、経費節減につなげていくことを期待する。

人事費についても、平成19年度に導入した人事評価制度及び国家公務員の給与構造改革等を踏まえた新しい給与制度による支給を実施し、平成17年度の期初の人事費から3%の削減を折り込んだ人事費の上限額以上の削減を達成しているが、対国家公務員指数は、地域・学歴を勘案しても104.4と高い水準にあり、医薬品の承認審査等のために優秀な人材の確保が不可欠であることも理解できるが、更なる努力を期待したい。

② 拠出金の徴収及び管理

平成20年度において、副作用拠出金の収納率は99.6%、感染拠出金の収納率は100%となっており、中期計画における目標値99.0%以上を達成し

ている。また、安全対策等拠出金の収納率は、中期計画において、中期目標期間終了時までに他の拠出金と同様の収納率を目指すこととされているが、平成19年度は97.6%だったところが、平成20年度は99.0%となり、中期計画における目標値を達成した。以上のように、拠出金の徴収及び管理については、十分な成果を上げたと評価する。

(4) 各業務の評価について

① 健康被害救済給付業務

副作用救済給付業務については、情報提供の拡充及び見直しや広報活動の積極的実施等により、相談件数、ホームページのアクセス件数ともに、中期目標終了時の目標値及び平成19年度の実績値を上回っており、特に相談件数に関しては、平成19年度の7,257件から17,296件と倍以上の伸びを見せており、救済制度の普及に努めていることは高く評価する。

また、救済給付の決定件数（処理件数）は、設立当初から、事務処理をより迅速に進めた結果、支給・不支給の決定件数は平成19年度が855件であったのに対し、平成20年度は919件と着実に増加している。これにより救済給付の標準的事務処理期間の達成率は、中期計画における目標値60%を上回る74.3%となり、処理対象件数が増加している中で高い達成率を維持している。今後は、第二期中期計画で掲げている標準的事務処理期間6ヶ月以内の達成率60%以上を達成することを期待する。

医薬品による被害実態調査については、平成18年4月に設置した「医薬品による重篤かつ希少な健康被害者に係るQOL向上等のための調査研究班」において、平成19年度の調査研究実績をとりまとめ、平成20年12月開催の救済業務委員会に報告のうえ、ホームページで公表している。今後は、その結果を救済事業にどのように反映させるか分析・検討を行う必要があると考える。

スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務及び受託給付業務、また平成19年度に始まった特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染患者に対する給付業務等については、個人情報に配慮し、委託契約の内容に基づき適切に事業が実施されており、引き続き、当該業務が適切に実施されることを期待する。

② 審査等業務

新医薬品の承認件数は、平成19年度が81件であったのに対し、平成20年度においては79件とやや減少したが、新医薬品の審査事務処理期間（総合機構及び厚生労働省における審査期間）の中央値は、平成19年度が11.6月であったのに対し、平成20年度においては9.0月と短くなっている。

新医薬品の審査事務処理期間の達成率については、中期計画において、平成16年4月以降の申請に係る審査事務処理期間（12ヶ月）を中期目標期間中を通じて70%、中期目標期間終了時に80%を確保することが目標値として掲げられているが、平成20年度の達成率は70%と平成19年度の60%から10%増加させたものの、目標値は下回った。

その他の標準的事務処理期間の遵守については、後発医療用医薬品（12ヶ月）、一般用医薬品（10ヶ月）、医薬部外品（6ヶ月）の達成率がそれぞれ、83%、94%、93%となっており、高い水準で遵守されている。

これらのことと併せて、平成19年度から認められた増員により、新任者の指導、研修にも注力し、将来の審査の迅速化に向けての基盤整備が行われたことは評価するが、更なる審査の迅速化の実現及び体制の充実強化が望まれる。

新医療機器の承認件数は、平成19年度が26件であったのに対し、平成20年度においては16件と減少している。

また、新医療機器の審査事務処理期間の中央値は、平成19年度が8.6月であったのに対し、平成20年度においては8.9月と長くなっている。

さらに、新医療機器の審査事務処理期間の達成率は、平成16年4月以降の申請に係る審査事務処理期間（12ヶ月）について、平成20年度に90%を確保することが目標値として掲げられているが、新医療機器全体としては75%であり、目標を下回った。ただし、優先審査品目に限れば審査事務処理期間9ヶ月の確保目標70%に対し、75%を達成できた。新医薬品同様、増員により、新任者の指導、研修にも注力し、将来の審査の迅速化に向けての基盤整備が行われたことは評価するが、更なる審査の迅速化と体制の充実強化が望まれる。

治験相談については、平成20年度の相談対応件数は、平成19年度の302件を上回る338件であった。平成19年度は治験相談の需要すべてに応じられなかつたが、平成20年度に約420件の処理能力を確保するという中期計画を達成し、平成20年度は全ての申請のあった治験相談に対応することができたことは、総審査期間の短縮につながるものであり、高く評価する。

審査等業務及び安全対策業務の質の向上については、平成20年度から新薬審査部門を中心にケーススタディ等を盛り込んだ新研修プログラムを本格実施し、その一環として技術系職員にはメンター制度を実施しており、業務の質の向上に寄与していると評価する。また、GMP調査体制の強化、外部専門家の活用や海外規制当局との連携強化なども質の向上に寄与していると評価する。

適正な治験の普及等については、新技術を応用した製品に係る国の評価指針等の作成に協力するとともに、医療機関に対するGCP実地調査数について平成19年度と比べて1.5倍に増加させるなど、適正な治験の普及等に取り組んでいると評価する。

審査等業務及び安全対策業務の透明化の推進については、平成20年度は、医薬品医療機器情報提供ホームページにおいて、副作用・不具合報告のラインリストによる公開を引き続き行い、新規データの迅速な掲載（コンテンツ受領2日以内）を行っており、その結果、平成19年度の28%増の約6.4億回のアクセスが行われている。また、医薬品医療機器情報配信サービス（プッシュ型メール配信サービス）の登録者数も平成19年度末と比べて73%増と取組みが着実に行われていることを評価する。

③ 安全対策業務

予測予防型の新しい安全対策として期待が大きいデータマイニング手法については、同手法の導入のためのシステム開発が完了した。これにより、今後、医薬品副作用報告から、安全性に関するシグナルをより早期に網羅的に把握できるようになることが期待される。また、医薬品の副作用・感染症等情報の電送化率は、主な未実施企業に対して、電送化導入を働きかけたり、講演会等で督励に努めたりした効果により、中期計画における目標値80%以上を上回る92.3%を達成したことを評価する。

企業、医療関係者への安全性情報の提供については、企業からの各種相談は、医薬品で559件、医療機器で283件、医療安全で172件といずれも平成19年度の実績を上回っている（平成19年度はそれぞれ486件、260件、166件）。医療機関への情報提供においても、これまでの医療用医薬品、医療機器、一般用医薬品の添付文書に関する情報の更なる充実を図るとともに平成20年度から体外診断用医薬品の添付文書の公開も開始した。また、前述のプッシュメールの登録数が飛躍的に伸びていることも併せて、企業や医療関係者への安全性情報の提供について成果を上げていると評価する。

患者、一般消費者への安全性情報の提供については、患者や一般消費者を対象とした消費者くすり相談を12,533件、医療機器相談を902件行い、件数が年々増加している。また、患者等が医療用医薬品を正しく理解するとともに重大な副作用の早期発見等に供することを目的とする「患者向医薬品ガイド」の作成支援を実施し、平成20年度末までに1,958品目の公表を行っており、これらの業務により、患者等に対する安全性情報の提供についても成果を上げていると評価する。

国民が安心して医薬品や医療機器を使用できるようにするために、審査等業務とともに、安全対策業務の一層の推進が必要不可欠であり、今後とも厚生労働省と連携し、その着実な進展が図られることを期待している。

(5) 「独立行政法人整理合理化計画」、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会）等への対応について

① 財務状況について

1億円以上の当期総利益を計上した勘定は、副作用被害救済勘定及び感染救済勘定であるが、救済給付金の支給額が見込みを下回ったことがその主な要因であり、業務運営については適切に実施されていると評価する。

また、上記2勘定は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第31条第4項に基づき、独立行政法人通則法第44条第1項ただし書き、第3項及び第4項の規定は適用しないため、目的積立金としての整理は行われていない。

運営費交付金の未執行が生じた理由は、主に厚生労働省の求めに応じて行うGMP査察において査察回数が少なかったことによるもので、業務運営に関して問題ないと評価する。

② 人件費管理について

平成20年度における総合機構職員の対国家公務員指数は、122.2となっており、これは、総合機構が東京都千代田区に所在していることや高学歴者の比率が高い等が理由としてあげられるが、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数も依然104.4と国家公務員と比べて高い給与水準となっている。しかし、平成19年度に国家公務員の給与構造改革を踏まえた新給与制度を導入し、将来に向けて対国家公務員指数を100に近づける取組を行っている。

総人件費改革については、平成19年度から21年度までの3カ年で236人の増員が認められた経緯があり、増員の人数に応じて基準額の補正が行われるが、1人当たりの単価で比較して平成17年度比6%減を達成しており、取組みは順調に行われていると評価する。

福利厚生費については、有志の職員で構成する同好会への補助、食事券利用の一部補助及び福利厚生代行サービスが平成20年度をもって廃止された。その結果、平成20年度中に策定した平成21年度予算は、20年度決算と比較して約6割減の11.5百万円となっており、必要な見直しが行われたと評価する。

③ 契約について

契約に係る規程類、体制については、総務省からの要請を受けて、入札の公告期間、公告方法及び総合評価落札方式を会計規程に明文化するなど見直しを行い、「総合評価落札方式・企画競争・公募における契約手順書」が作成された。それらに沿って、競争性・透明性の確保の観点から必要な審査を行っていると評価する。

④ 内部統制について

内部統制については、部長以上で組織する幹部会を始め、理事長の経営判断がより迅速に業務運営に反映できる組織体制が整備されている。また、リスク管理、コンプライアンス、内部通報制度等について研修等で職員に周知している。内部監査においても、業務が関係法令に従って適正かつ効率的に運営されているかを始め、会計経理の適正性、物品の保管状況、就業制限の遵守状況などがチェックされており、内部統制が取れていると評価する。

⑤ 業務改善のための役職員のイニシアティブ等について

総合機構の使命を対外的に明確に伝えるとともに職員が目標に向かって邁進する誓いとして「PMDAの理念」が策定された。また、第2期中期目標期間における広報活動全般と国際活動全般の基本方針として、それぞれ「PMDA広報戦略」と「PMDA国際戦略」が策定され、積極的な情報発信及び国際活動を推進することとしており、積極的な事業展開を計画していることを評価する。

⑥ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事の行った財務諸表の検討点及び業務運営上の検討点についての説明を受け、これら検討点も踏まえて（個別評価事項）について評価を行った。

⑦ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成21年7月8日から8月7日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行い、その寄せられた意見を踏まえて（個別評価事項）について評価を行った。

医薬品医療機器総合機構

平成20年度業務実績評価シート

中期目標		中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
第1 中期目標の期間 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成16年4月から平成21年3月までの5年間とする。 第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対する事項	第1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対する事項に係る目標を達成するための目標量	第1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対する事項に係る目標を達成するための目標量	第1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対する事項に係る目標を達成するための目標量	PMDAは、平成13年に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画を受けて、国立医薬品・食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター（以下、「旧審査センター」という。）と医薬品・医療機器セミナー（以下、「旧医薬品機構」という。）及び財團法人医療機器総合機構法に基づいて平成16年4月1日に設立され、業務を開始した。 PMDAは、医薬品の副作用や生物作用由来疾患等について、治療前から承認まで医療機器などの品質、有効性及び安全性について、治験前から承認まで医療機器を一貫して監視する体制で指揮・監査し（承認審査）、市販後における安全性を国民保健の向上に貢献することを目的としている。 PMDAは、国民の健康の保持増進に役立つ医薬品や医療機器の品質、有効性及び安全性について、治験前から承認まで医療機器を一貫して監視する情報の収集、分析、提供を行う（安全対策及び健康被害対応）。PMDAは、研究開発を振興する（研究開発部門と研究振興部門を分離し、PMDAを審査、安全管理部が規制部門と研究振興部門と連携して、PMDAを運営する）。研究開発と研究振興業務は独立行政法人医薬基盤研究所に移管した。
ア 効率的かつ機動的な業務運営	（1）効率的かつ機動的な業務運営 ア・年度計画に基づき、各部、各課の業務計画表を作成し、目標管理による業務運営を行う。	（1）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務の目標と責任を明確にするとともに、問題点の抽出及びその改善に努める。	（1）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務の目標と責任を明確にするとともに、業務運営の改善方法による確認を行い、業務運営の改善を図ること。	① 目標管理制度の意義・必要性について職員に周知を図り、業務計画表を作成を可能とするため、平成20年4月及び10月の新任者研修において、目標管理制度の意義等について説明し、新任者への周知・理解を図った。 ② 平成19年度業務計画表（確定版）及び目標管理制度に関する資料をグループウェアへ掲載し、職員への周知を図った。 ③ 各部において作成した平成20年度業務計画表の上半期の進捗状況について、中間報告ヒアリングを実施するとともに、幹部から指摘のあった事項については、12月の幹部会において、報告を行った。 ④ PMDAの改革の方向等について検討する理事長を本部長とした「総合機構改組本部」において、平成20年度2回開催。 ⑤ 情報システム改築本部との連絡調整が迅速に行なわれた。 ⑥ 情報システム改築本部の下に設置された「情報システム改築委員会」において、平成20年度2回開催。 ⑦ 情報システム改築本部にて、引き続き、費用対効果、技術的効率性の評価結果をとりまとめた。
イ 効率的かつ機動的な業務運営	（1）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務の目標と責任を明確にするとともに、業務運営の改善方法による確認を行い、業務運営の改善を図ること。	（1）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務の目標と責任を明確にするとともに、業務運営の改善方法による確認を行い、業務運営の改善を図ること。	（1）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務の目標と責任を明確にするとともに、業務運営の改善方法による確認を行い、業務運営の改善を図ること。	① PMDAの改革の方向等について検討する理事長を本部長とした「総合機構改組本部」において、平成20年度2回開催。 ② 情報システム改築本部の下に設置された「情報システム改築委員会」において、平成20年度2回開催。 ③ 情報システム改築本部にて、引き続き、費用対効果、技術的効率性の評価結果をとりまとめた。

中 期 目 標		平 成 20 年 度 計 画	平 成 20 年 度 計 画	平 成 20 年 度 計 画
<p>④ 健全な財務運営及び適切な業務が行わられるよう定期的に財務状況を把握するため、理事長を委員長とした「財務管理委員会」を開催し、月毎の審査手数料の申請状況及び収支分析について報告を行った(平成20年度12回開催)。</p> <p>⑤ 医薬品及び医療機器の審査・治療相談に係る進捗状況を把握するため、審査部委員長とした「審査等業務進行管理委員会」を開催(平成20年度4回開催)し、審査等業務に係る進行管理を徹底した。</p> <p>⑥ 切り折くために、「PMDA」から「世界のPMDA」へとの目標に向かって道を職員が心を一つにしてこの目標に向かって日々邁進する誓いとして、会員登録を行った。</p> <p>① 日本製薬工業協会、米国研究型医薬工業協会（Pharma）及び歐州製薬団体連合会（EuPfA）との意見交換会を2回（平成20年及び21年）開催するなども、医療機器及び本外診断新規品関係についても、平成20年2月に設置された実務レベル合同作業部会（旧タスクフォース）を5回開催した。また、実務レベル合同作業部会の元に設置した6つのFCについて、合計6回開催した。</p> <p>② 第2期中期計画の策定のために、ステアリング・コミッティ（経営幹部会議）による中期計画策定の為の検討会の開催及び課題認識のためにWGの開催を促した。また、10月以降各部との調整及び本省協議を行ったうえで、1月29日の機構改革事本部において第2期中期計画最終案をとりまとめ、理监事会の承認を得て、運営評議会及び独立法評議会への提出を行った。</p> <p>○ 移転を含めた申務所確保については、民間コンサルタント会社の協力を得て、厚生労働省との利便性、厚生労働省との密接な連携を踏まえ、より効率的なかつ効率的な事業運営の観点から、他の場所への移転を含めた検討を行った。(引き続き検討中)</p> <p>○ 第2期中期目標期間におけるPMDA全体会の国際活動について、厚生労働省と連携し計画的・体系的に進める観点から、当該期間における国際活動全般の基本方針として「PMDA国際戦略」（平成2年2月6日）を策定し、当該戦略に沿った積極的な国際活動を推進することとした。</p> <p>○ 情報システムの管理体制の遵守状況、契約の状況、現預金・物品の保管状況及び就業制限の遵守状況について、内部監査を実施した。</p>				

・機構発足後の業務の運営状況、機構を取り巻く技術的・組織会員の意向に向けた制度改革を実施する。
 ① 「中期・業務見直し」という。中期目標1.9月の見直しの結果、今後に効率化、総合科学技術の社会への貢献度向上を実現する。
 ② 「中期・業務見直し」の見直しの結果、今後に効率化、総合科学技術の社会への貢献度向上を実現する。
 ③ 「中期・業務見直し」の見直しの結果、今後に効率化、総合科学技術の社会への貢献度向上を実現する。

・組織・業務の見直しにおける指摘「中期目標見直し」を実施する。
 ① 「中期・業務見直し」の見直しの結果、今後に効率化、総合科学技術の社会への貢献度向上を実現する。
 ② 「中期・業務見直し」の見直しの結果、今後に効率化、総合科学技術の社会への貢献度向上を実現する。

・会後の機構の国際業務の方向性を明らかにする。
 ① 「中期・業務見直し」の見直しの結果、今後に効率化、総合科学技術の社会への貢献度向上を実現する。
 ② 「中期・業務見直し」の見直しの結果、今後に効率化、総合科学技術の社会への貢献度向上を実現する。

① PMDA全体のリスク管理を行うため、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を毎月開催し、文書・情報管理の適正化について、業務フローを見直すとともに、平成18年度において、職員への説明を行った。

② リスク管理規程等に引き続き、新任者研修において、職員への説明を行った。

③ 消防隊編成表」を内部用ホームページに掲載し、役職員への周知を図ることも、実地消防訓練を実施した。

中期目標			中期計画			平成20年度計画			平成20年度の業務の実績		
① 内部通報制度の周知のため、新任者研修（平成20年4月及び10月）において説明するとともに、「内部通報制度実施要領」を掲載している。	② 平成21年3月11日に、主に管理職を対象としたコンプライアンスに関する研修を実施した。	○ 平成20年12月11日、外部講師を招き、個人情報保護に関する研修を実施した。	・コンプライアンスの確保のため、コンプライアンスに関する研修を実施するとともに、内部通報制度についても積極的に活用する。	・個人情報保護法に基づく情報の管理・保護の徹底を図る。							

評価の根拠等	【評価項目 1】目標管理による業務運営・トップマネジメント		
	自己評定	A	A
<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ PMDAにおいては、これまでに整備した体制を更に発展させ、目標管理体制に基づく事業の遂行、理事長の職務等を通じて、新たな課題について、十分な成果を上げたものと考える。 <p>〔評価の視点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各部門毎に業務計画表が作成されれているか。また、それにより業務の進捗状況を日々常に管理し、それが図られているか。また、その改善が図られているか。また、その改善が図られるか。 <p>〔数値目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特になし <p>〔評価の結果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各部門毎に業務計画表が作成されれているか。また、それにより業務の進捗状況を日々常に管理し、それが図られているか。また、その改善が図られるか。 	<p>(委員会の評定理由)</p> <p>「幹部会」「総合機構改革本部」等各種委員会が適切に図られ、理事長判断を迅速に周知され、業務計画表等を構築し、業務運営、進捗監査、評価する機能としていることなど目標を上回っていいることなど目標としての理念や広報戦略、国際戦略の策定が行われ、役職員のイニシアティブを評価する。</p> <p>(各委員会の評定理由)</p> <p>理事長のトップマネジメントが浸透している。幹部会、総合機構改革本部、等の開催を評価、要となる会議が適切に図られている。民間から専門家の理事長の幹部会等、シップマネジメントによる組織の策定周知が行われていることなど目標を構築し、運営している。</p> <p>(その他意見)</p> <p>主要業務の一つである医薬品や機器の審査業務処理期間にかかる新医薬品など、目標管理制度による業務運営、トータルマネジメントは十分とは言いたいと思慮。</p>	<p>(委員会の評定理由)</p> <p>「幹部会」「総合機構改革本部」等各種委員会が適切に図られる会議が適切に図られている。民間から専門家の理事長の幹部会等、シップマネジメントによる組織の策定周知が行われていることなど目標を構築し、運営している。</p> <p>(各委員会の評定理由)</p> <p>理事長のトップマネジメントが浸透している。幹部会、総合機構改革本部、等の開催を評価、要となる会議が適切に図られている。民間から専門家の理事長の幹部会等、シップマネジメントによる組織の策定周知が行われていることなど目標を構築し、運営している。</p> <p>(その他意見)</p> <p>主要業務の一つである医薬品や機器の審査業務処理期間にかかる新医薬品など、目標管理制度による業務運営、トータルマネジメントは十分とは言いたいと思慮。</p>	<p>(委員会の評定理由)</p> <p>「幹部会」「総合機構改革本部」等各種委員会が適切に図られる会議が適切に図られている。民間から専門家の理事長の幹部会等、シップマネジメントによる組織の策定周知が行われていることなど目標を構築し、運営している。</p> <p>(各委員会の評定理由)</p> <p>理事長のトップマネジメントが浸透している。幹部会、総合機構改革本部、等の開催を評価、要となる会議が適切に図られている。民間から専門家の理事長の幹部会等、シップマネジメントによる組織の策定周知が行われていることなど目標を構築し、運営している。</p> <p>(その他意見)</p> <p>主要業務の一つである医薬品や機器の審査業務処理期間にかかる新医薬品など、目標管理制度による業務運営、トータルマネジメントは十分とは言いたいと思慮。</p>

- 総合科学技術会議の意見具申に基づき、専門性の高い材料を確保するための方策として、企業出身者による「従事制限の一部緩和」を行って、「公正性・透明性・従事制限」の報告をさらに拡充し、評議会における「企業出身者の配置状況」の報告について部単位で報告すること及び監査室において定期的にルールを定めた際に監査評議会に報告している。
- 「経済財政改革の基本指針2007」の方針を踏まえた「中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直し」及び「独立行政法人整理合理化計画」の内容に沿って、組織・業務全般の見直しを進めた。
- また、リスク管理についても、これまで整備した体制等について、役員への周知を図ったことと並び、リスク管理制度を整備・実施できるものと考える。
- PMDAの業務運営の最終調整が円滑に行えるようにリスク管理制度を組織する「幹部会」(週1回開催)、PMDA内の「リスク管理制度委員会」(月1回開催)、法務委員会(月1回開催)等を定期的に設置するために設置された「財務管理制度委員会」(月1回開催)等を定期的に設置するに把握する。理事長の監督判断がより迅速に反映できる組織体制を整備している。
- PMDAの業務が関係法令に従い適正かつ効率的、効果的に運営されているか、また、会計監査が確保されているか等の観点から、情報システムの監査や契約の状況、現預金、物品の保管状況及び財業制限の遵守状況について、内部監査を実施した。
- 内部通報制度の周知のため、新任者研修において説明するとともに、内部用ホームページに「内部通報実施要領」を掲載している。
- 主に管理職を対象としたコンプライアンスに関する研修を実施した。
- 学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康新規審査を受けた方の代表により構成する「運営評議会」を通じて、監督・服従し、利益相反や就業制限等に関する議論等の公正性・透明性等を確保した。
- 「日本のPMDA」から、「世界のPMDA」へとの目標に向かって道を切り拓くために、PMDAの使命を伝えるとともに、職員が心を一に「PMDAの理念」を肯定した。
- 業務改善のための役職員のニシアタイプ等についての評価（政・独委評価の視点）
- 業務改善のための役職員のニシアタイプ等の取組状況
- 国民のニーズを抱えし、国際的な視点も織り込んだ上で体系的に進めることから、第2期中期目標期間における広報活動全般の基本方針として、「PMDA広報戦略」を策定し、当該戦略に沿った積極的な情報発信を推進することにより、国民に対するサービスの向上を図ることとした。
- PMDA全体の国際活動について、厚生労働省と連携し計画的・体系的に進めることから、第2期中期目標期間における国際活動全般の基本方針として「PMDA国際戦略」を策定し、当該戦略に沿った積極的な国際活動を推進することとした。

中 期 目 標		平 成 20 年 度 計 画	平 成 20 年 度 の 業 務 の 実 績
<p>(1) 効率的かつ機動的な業務運営 ア 効率的かつ機動的な業務運営体制を確立する方針について、外部の業務評価などによる評議会等の改善を図ること。</p> <p>・幅広い分野の学識経験者との意見交換の場として、審議会等における意見交換や業務改善を実現するため、業務評議会等による評議会等の改善を図ること。</p>	<p>・幅広い分野の学識経験者との意見交換の場として、審議会等における意見交換や業務改善を実現するため、業務評議会等による評議会等の改善を図ること。</p>	<p>① PMDA全体の業務について、大所擧所から審議するため、学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者代表及び医薬品等による趣向被審査を受けた方々の代表として、消費者がする運営評議会等及びその下に業務に關する専門的事項を審議するために設置された「検査・安全業務委員会」と「審査・安全業務委員会」を開催した。</p> <p>(開催状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営評議会 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年6月20日 (19年度業務報告、19年度決算報告、20年度事業の重点事項、広報業務改革、企業出資者の就業状況等) 平成20年10月1日 (会長の選出、19年度業務実績評価結果、次期中期計画の論点、利益相反規程等の変更) 平成21年1月21日 (20年度予算の提出) 平成21年2月6日 (11月末までの主な事業実績及び下半期事業の重点事項、第2期中期計画案、提出金の支給、19年度業務報告、20年度計画、広報業務改革等) 平成21年3月16日 (第2期中期計画、21年度計画年度予算案)、専門委員会の審附金等受取状況、20年度予算の変更等) ・検査・安全業務委員会 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年6月16日 (特定フェブリノゲン剤等によるC型肝炎被審者、被特別措置法)に基づく給付金の支給、19年度業務報告、20年度計画、広報業務改革等) 平成20年12月25日 (委員長の選出、10月末までの主な事業実績及び今後の取組み、次期中期計画の論点、感染拡大金額の再計算等) ・審査・安全業務委員会 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年6月10日 (19年度業務報告、20年度計画、広報業務改革、企業出身者の就業状況等) 平成20年12月17日 (委員長の選出、10月末までの主な事業実績及び今後の取組み、次期中期計画の論点、利益相反規程、ベンチャースポーツのための相談事務等) <p>② 20年度中に開催された各運営評議会及び審査・安全業務委員会において、企業出身者の就業状況について報告とヒアリングを行った。</p> <p>③ 特定検査料定の特定敷設給付金について、支給額が見込みより増加したところから、平成21年1月21日付けの持ち回り開催及び平成21年3月16日開催の第4回運営評議会において支出予算額の変更に伴う平成20年度予算の変更についての審議を行い、平成20年度計画の変更を行った。</p> <p>④ 「運営評議会」、「検査・安全業務委員会」及び「審査・安全業務委員会」の各委員について、任期満了を踏まえ、会員改選手続きを行い、「検査・安全業務委員会」の会員による専門委員会「第2回運営評議会」以降新たな委員構成により行っている。</p> <p>○ 強力的な対応が特に必要とされる部署において、部門において、グループ制を採用し、部長の下に審査(調査)役を置き、審査(調査)役が各審査(調査)チームを統括する体制を継続した。</p> <p>・状況に応じた彈力的な人事配置と外部専門家などの有効活用による効率的な業務運営体制を構築することは、課制をとらず、グループ制を活用する。</p>	<p>① PMDA全体の業務について、大所擧所から審議するため、学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者代表及び医薬品等による趣向被審査を受けた方々の代表として、消費者がする運営評議会等及びその下に業務に關する専門的事項を審議するために設置された「検査・安全業務委員会」と「審査・安全業務委員会」を開催した。</p> <p>(開催状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営評議会 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年6月20日 (19年度業務報告、19年度決算報告、20年度事業の重点事項、広報業務改革、企業出資者の就業状況等) 平成20年10月1日 (会長の選出、19年度業務実績評価結果、次期中期計画の論点、利益相反規程等の変更) 平成21年1月21日 (20年度予算の提出) 平成21年2月6日 (11月末までの主な事業実績及び下半期事業の重点事項、第2期中期計画案、提出金の支給、19年度業務報告、20年度計画、広報業務改革等) 平成21年3月16日 (第2期中期計画、21年度計画年度予算案)、専門委員会の審附金等受取状況、20年度予算の変更等) ・検査・安全業務委員会 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年6月16日 (特定フェブリノゲン剤等によるC型肝炎被審者、被特別措置法)に基づく給付金の支給、19年度業務報告、20年度計画、広報業務改革等) 平成20年12月25日 (委員長の選出、10月末までの主な事業実績及び今後の取組み、次期中期計画の論点、感染拡大金額の再計算等) ・審査・安全業務委員会 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年6月10日 (19年度業務報告、20年度計画、広報業務改革、企業出身者の就業状況等) 平成20年12月17日 (委員長の選出、10月末までの主な事業実績及び今後の取組み、次期中期計画の論点、利益相反規程、ベンチャースポーツのための相談事務等) <p>② 20年度中に開催された各運営評議会及び審査・安全業務委員会において、企業出身者の就業状況について報告とヒアリングを行った。</p> <p>③ 特定検査料定の特定敷設給付金について、支給額が見込みより増加したところから、平成21年1月21日付けの持ち回り開催及び平成21年3月16日開催の第4回運営評議会において支出予算額の変更に伴う平成20年度予算の変更についての審議を行い、平成20年度計画の変更を行った。</p> <p>④ 「運営評議会」、「検査・安全業務委員会」及び「審査・安全業務委員会」の各委員について、任期満了を踏まえ、会員改選手続きを行い、「検査・安全業務委員会」の会員による専門委員会「第2回運営評議会」以降新たな委員構成により行っている。</p> <p>○ 強力的な対応が特に必要とされる部署において、部門において、グループ制を採用し、部長の下に審査(調査)役を置き、審査(調査)役が各審査(調査)チームを統括する体制を継続した。</p> <p>・状況に応じた彈力的な人事配置と外部専門家などの有効活用による効率的な業務運営体制を構築することは、課制をとらず、グループ制を活用する。</p>

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度実績
<p>各業務について、必要な外部専門家の選定・委嘱を行い、有効活用する。</p> <p>・業務の遂行にあたり、必要となる法律・経営・システム等の専門的知識に応じて、弁護士・コンサルタント等を活用する。</p>	<p>① 痢査及び安全対策における専門家から意見を聴くため、科学的な重要事項について外部専門家に対しての委嘱手続きを行っている。(平成21年3月31日現在914名)</p> <p>② 医薬品の副作用及び生物由来製品の感染等による健康被害の数値に関する調査業務を支援するため、PMDA専門委員としてPMDAに引き続き、各分野の外部専門家に対し、PMDA専門委員としての委嘱手続きを行った。(平成21年3月31日現在62名)</p> <p>③ 専門委員に対する協議における専門協議等の実施に関する規定として、「医薬品医療機器総合機構における専門協議等の実施に関する達」(平成20年12月25日)を策定し、これに基づき、承認審査及び安全対策に係る専門協議等を依頼した専門委員会から報告を行った。</p>	<p>① 弁護士や税理士に顧問を委嘱したほか、情報システムの運用管理制度や人事評価制度の運用管理会議に出席する。</p> <p>② PMDAが保有する情報システムにおいて、各種業務システムの連携及び整合性を確保するため、システム全般に関する高度な専門的知識と講師を有する者を外部専門委嘱として、引き続き委嘱した。</p> <p>○ 19年度に改正を行ったリスク管理体制マニュアルの役職員への周知徹底を図るとともに、リスク管理体制委員会において文書・情報管理制度の適正化について、業務フローを見直す等の検討を行った。</p> <p>○ 主要業務であり、必要性の高いものから、順次、標準業務手順(SOP)を作成し、必要性に応じて改正作業を行っている。また、SOPが作成されたことにより、定型的な業務については、非常勤職員等を活用している。</p> <p>・各種のリスクを把握し、それに応じてマニュアルについて、必要に応じ見直し、充実を図る。</p> <p>・標準業務をはじめとする各業務について、必要に応じ、新たな標準業務手順書を整備するとともに、既存の標準業務についても内容を逐次見直し、非常勤職員の更なる活用を図る。</p> <p>・業務運営における危機管理を徹底するため、それを順次、作成する。</p> <p>・各種業務プロセスの標準化を進めることで、非常に標準化された業務手順書についても内容を逐次見直し、常勤職員を活用し、常勤職員の抑制を図る。</p> <p>・業務の電子化等を推進し、効率的な業務運営体制とすること。</p>	<p>① 各種の文書情報の体系的整理及び保管、情報の収集並びに分析等が可能となるよう、機器の整備及び情報のデータベース化を推進する。とともに、必要に応じてシステムのデータベース化を図る。</p> <p>・各種の文書情報については、可能な限り電子媒体を用いたものとし、体系的な整理・保管や資料及び情報の収集並びに分析等が可能となるようデータベース化を推進する。</p> <p>イ 業務の電子化等を推進し、効率的な業務運営体制とすること。</p> <p>① 引き続き、ホームページに本省及びPMDA施設の通知等について、順次、掲載を行っている。</p> <p>② 「業務・システム最適化計画」について、最適化実施の第1段階であるサーバ統合・データベース統合等の要件定義を行い、最適化実施の第2段階である審査系統合新システム構築に向けての足がかりとした。</p> <p>③ 人事・給与システムの一部改修を行い、人事及び給与事務の効率化を図った。</p> <p>④ 救済給付業務の體制相談を記録し、データベース化する相談力ードシステムにも適宜、改修を加え、業務の効率化を図った。</p> <p>⑤ 16年4月以降に報告された副作用及び不具合に關しては、その全てをラジリストとして公表するよう、公表用データベースを整備した。</p>

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度計画	平成20年度実績
機械の共通的な情報システム管理業務及び審査業務等の見直しを踏まえ、機構全体のシステムによる、検討を行なうことに対する、透明性の確保及びコストの削減、システムの合理化を図ること。	機構の見直しを踏まえ、機構全般のシステムによる、透明性の確保及びコストの削減、システムの合理化を図ること。	・平成19年度に実施した業務・システムは、平成18年度中に業務・システムを見直すとともに、平成19年度には最適化計画を策定し、公表すること。	・平成19年度に実施した業務・システムは、平成18年度中に業務・システムを見直すとともに、平成19年度には最適化計画を策定し、公表すること。	○ 機構の見直しを踏まえ、機構全般のシステムによる、透明性の確保及びコストの削減、システムの合理化を図ること。
評価の視点等	【評価項目2 審議機関の設置による透明性の確保】 〔数値目標〕 ○特に	（理由及び特記事項） ○ 審議会での審議が有効に機能するところもしくは、審査部門におけるグループ制の機構、標準業務手順書等による透明性の確保及びコストの削減、システムの合理化を図ること。	（委員会の評定理由） ○ 平成20年3月に公表した業務・システム最適化計画に基づく最適化開発のため、実施する申請者との協力の増員と共に、PDMA内のシステムによる、透明性の確保及びコストの削減、システムの合理化を図ること。	○ 機構の見直しを踏まえ、機構全般のシステムによる、透明性の確保及びコストの削減、システムの合理化を図ること。

<p>○各業務における文書情報の電子化・データベース化により、体系的な情報の整理・保管によるデータの有効活用が図られているか。</p> <p>○システム構成及び構造方式の見直しを行い、システムコストの削減、業務運営の合理化、システム調達における透明性の確保等を図ったか。</p>	<p>実績：○共用LANシステムを活用した文書の電子媒体による共有化、医薬品の承認情報等のデータベース化、部門間のシステム連携の推進等を図り、業務の効率化を進めている。</p> <p>○平成19年度に策定・公表された業務・システム最適化計画において、医薬品の審査系システムを中心とした情報の一元管理を進めることとし、第1段階であるデータベースの統合等の要件定義を行った。</p> <p>実績：○精緻な仕様書を作成することにより、一般競争入札の促進を実施した。その結果、多数の案件で落札率が低下し、大幅なシステムコスト削減を実現した。昨年度に引き続き「情報システム投資決定会議」において、各システムの開発・改修等の妥当性判断を行い、最適な投資案件に予算配分することができた。</p>
<p>○業務の見直し並びにシステムの監査及び刷新可能な監査を踏まえ、平成19年度までに、業務・システムに関する最適化計画を策定・公表し、その後速やかにその計画を実施したか。</p>	<p>実績：○平成18年度に実施した刷新可能な監査及び平成19年度に実施したシステム監査の結果を踏まえ業務・システム最適化計画を策定し、平成20年3月28日に公表した。平成20年度は、計画の実施段階としてサーバ統合・データベース統合等の要件定義を行った。</p>

醫藥品醫療機器器皿總合機雜

中期目標		平成20年度計画		平成20年度の業務の実績			
副作用処出金、感染処出金及び安全対策等処出金の業者目次一元化管理等を行なうことにより、業務の効率化を推進する。(No.4)	ウ・現行の副作用処出金、感染処出金及び安全対策等処出金の徴収業務である感染処出金と許可品目による事務を行なうことで、新規業者目次への適用を停止する。また、各処出金ごとに、算定基礎取引額の計算シートを構築することにする。	ウ・副作用処出金及び安全対策等処出金の徴収業務である感染処出金、並びに財政再計算のための処出金等の見直しに賛同する事務により、処出金徴収管理制度を用いることにより、効率的な徴収・管理制度等を行なう。	ウ・副作用処出金及び感染処出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、収納率を99%以上とする。	① 副作用処出金及び感染処出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、副作用及び感染処出金と同様の収納経緯を目指す。	② 安全対策等処出金の多數が加入してある(社)日本薬剤師会に当該業者局に係る処出金の収納業務を委託する。	③ 安全対策等処出金について、納付義務者に定期的な督促を促すため、制度の理解と周知のため、円滑な納付を図るために、処出金の納付・申告の手引きを作成し、全納付義務者に配布する。	④ 各処出金の効率的な収納と収納率の向上を図るために、(社)日本薬剤師会に当該業者局に係る処出金の収納業務を委託する。
エ・「行政改革の重要方針」(平成17年1月24日閣議決定)を踏まえ、効率的運営に努め、人件費削減を実現する中で、医薬品等の承認審査の迅速化のための体制強化を進めることで、「行政改革の重要方針」(平成17年6月21日閣議決定)の承認審査の迅速化のための体制強化を進める中で、医薬品等の承認審査の重要方針」(平成17年1月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間においても、現中期目標期間の最終年度までの間ににおいても、3%以上の削減を行なうことを実現するため、現中期目標期間の最終年度までに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを行なう。	エ・「行政改革の重要方針」(平成17年1月24日閣議決定)を踏まえ、効率的運営に努め、中期目標第2(2)工に基づく取組を始める期初の人件費から、平成18年度以降の5年間においても、5%以上の削減を行なう。当該中期目標期間の最終年度までの間ににおいても、3%以上の削減を行なうことを実現するため、現中期目標期間の最終年度までに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを行なう。						
ウ・現行の副作用処出金及び安全対策等処出金の徴収業務である感染処出金、並びに財政再計算のための処出金等の見直しに賛同する事務により、効率的な徴収・管理制度等を行なう。	ウ・副作用処出金及び感染処出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、収納率を99%以上とする。	ウ・副作用処出金及び感染処出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、副作用及び感染処出金と同様の収納経緯を目指す。	ウ・副作用処出金及び感染処出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、副作用及び感染処出金と同様の収納経緯を目指す。	ウ・副作用処出金及び感染処出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、副作用及び感染処出金と同様の収納経緯を目指す。	ウ・副作用処出金及び感染処出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、副作用及び感染処出金と同様の収納経緯を目指す。	ウ・副作用処出金及び感染処出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、副作用及び感染処出金と同様の収納経緯を目指す。	ウ・副作用処出金及び感染処出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、副作用及び感染処出金と同様の収納経緯を目指す。

① 平成19年4月に導入した人事評価制度及び国家公務員の給与機関等を踏まえた新しい給与制度により、平成20年度の人事評価等を踏まえた新しい給与制度等に変更する。平成17年度1人あたり人件費の削減(対平成17年度1人あたり人件費)を図ることができた。

② PMDAの給与水準について国民の理解を得たため、平成19年度の後職員給与にPMDAの給与との比較等の検証を行なった結果をホームページに掲載し公表した。

年 度	17年度 (基準年度) 千円	平成18年度 千円	平成19年度 千円	平成20年度 千円
一人当たり人件費単面	④ 8,280.9	④ 8,056.5	④ 8,051.6	④ 7,787.3
人件費削減率 (一人当たり人件費)		△ 2.7 %	△ 2.8 %	△ 6.0 %
人件費削減率(平成正直) (一人当たり人件費)		△ 2.7 %	△ 3.3 %	△ 6.6 %

※補正値とは、人事院勧告相当分を除いて計算した値である。

評価の視点等	【評価項目3 各種経費節減】	A	評定	A
	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般管理費及び事業費の節減並びに、「行政改革の重要方針」を踏まえ、一人件費の削減を着実に実施するなど、業務運営上経費節減に十分な成果を上げたものと考える。 <p>〔数値目標〕</p> <p>○ 20年度時点において、一般管理費を15年度比で1.5%程度削減すること。</p> <p>○ 20年度時点において、人件費を17年度比で3%程度削減すること。</p> <p>○ 平成20年度における一般管理費の実績額は、6,039百万円となり込み、平成20年度時点での平成15年度比1.5%程度の削減等を達成した。</p> <p>○ 平成20年度における事業費の実績額は、2,777百万円となり込み、平成20年度時点での平成15年度比5%程度の削減等を達成した。</p> <p>○ 平成20年度末時点における平成17年度の初期の人件費から3%の削減を折り込んだ人件費の上限額（3,078百万円）以上の削減を達成した。</p> <p>○ 平成20年度末時点において、事業費を15年度比で5%程度削減すること。</p> <p>○ 20年度時点において、人件費を17年度比で3%程度削減すること。</p>			
	<p>〔評価の視点〕</p> <p>○ 一般管理費及び事業費の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みが講じられ、着実に進展しているか。</p> <p>○ 説明事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>			
	<p>(委員会の評定理由)</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <p>数値目標、特に一般管理費及び人件費について最終目標を小幅度ではなく目標達成に寄与するため、事業費についても効率化対象額の増別のもと、事業実施に上回ったとしても評価できる。</p> <p>一般管理費は3.0%削減を盛り込んだH20年度予算額比からさらに4.8%削減を達成した。度予算比からさらに6.6%削減を達成。</p> <p>削減目標より削減、人事評価制度を評価。</p> <p>目標値を上回る削減を達成している。</p> <p>協約員直し計画や人件費の削減等の努力が評価できる。但し、給与のレベル(国家公務員の基準に比べて)が高いので、一律には難しかと思われるが、さらなる人件費の見直しが可能ではないか。</p> <p>自己評価のとおり</p>			
	<p>実績：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般管理費及び事業費の削減について、19年度まで毎年、予算上の削減目標値を超える節減を図ってきたところ、中期計画期間最終年度においても、毎月の財務管理委員会等において、収支状況を検証するなど、年度計画額が図られたところである。 ○ 平成19年12月21日にホームページ上で公表した「随意契約見直し計画」に基づく平成20年度見直し対象案件全てについて、一般競争入札に移行した。 ○ 中期目標期間終了時の目標値達成のため、人件費については、平成19年4月に導入した人事評価制度及び国家公務員の給与構造改革等を踏まえた新しい給与制度による支給を着実に実施した。また年度別に引き続き、コピーピー用紙を始めとした消耗品等や増員に伴う什器の購入及びパソコン等の賃貸借経緯等も競争に行することにより、削減を図った。 ○ 事業費の節減についても、一般管理費同様に策定した「随意契約見直し計画」に基づき一般競争入札を促進するなどして節減努力を継続するとともに、事業の執行管理も着実に実施した。 ○ これらの取組みにより、年度計画予算対比で一般管理費にあつては4.8%、事業費にあつては6.6%とそれぞれ同予算を下回る額で、必要な事業及び事務執行ができたものと考える。 <p>実績：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡「独立行政法人における契約の適正化について(抜録)」を踏まえ、平成21年3月、入札の公告期間、公告方法及び総合評価落札方式を会計規程・企画競争・公募における契約手順書を作成した。 ○ 實施担当部が作成した行政決裁においては、競争性・透明性の確保の観点から契約金額等を、競争性・透明性の確保の観点から 			

○「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)

実績：○ 「随意契約見直し計画」に基づく平成20年度員直し対象13件については、全て一般競争入札に移行したほか、契約全般にわたって入れ化を促進した結果、企画競争・公募を含む競争性のある契約方式が66件から101件に増加し、その割合が、前年度に比べ13.5%増（3.3.5%→4.7.0%）となつた。

なお、随意契約の金額が平成19年度の27.76億円から平成20年度の27.97億円と増加している理由は、員員に伴う事務所借上面積の増等によるものである。

○個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。(政・独委評価の視点)

○一般管理費のうち人件費について、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間ににおいて5%以上の削減を行ったため取組を進めめたか。

○国家公務員の給与構造改革を踏まえ、後職員の給与について必要な見直しを行めたか。

実績：○ 中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みとして、平成19年4月に導入した人事評価制度及び国家公務員の給与構造改革等について、新たな新しい給与制度等により、平成20年度における人件費を踏まえ、約6.6%の削減（対平成17年度一人当たり人件費）を図った。

実績：○ PMDA職員に支給される諸手当（扶養手当、通勤手当、車両手当、居住手当、超過勤務手当、賞与（年2回））

※ PMDA職員に支給される扶養手当の月額は、配偶者16,000円、配偶者以外8,000円等（国は、配偶者13,000円、配偶者以外6,500円等）としているが、これは、国の期末手当の算出基準手当を含む仕事に相当手当に付ける事新給与制度を導入しているところであり、平成20年度はこの新給与制度を導入して実施した。なお、諸手当についても、ほぼ同様の内容、同水準としている。

○「随意契約見直し計画」に基づく平成20年度員直し対象13件について、以下のような競争性（政・独委評価の視点）

- 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対する納得感を得られているか。
- 法人の給与水準が社会的な理解の得られる水準となつていているか。

実績：○ 平成20年度のPMDA職員の給与水準については、国家公務員に支給された給与と比較した対國家公務員指數が122.2となつておらず、国家公務員に比し低い水準となつているが、換算の結果、国（全国）との地域差があること

① PMDAは東京都千代田区に所在するが、国（全国）との支給基準は同じ
② 居住手当の1人当たり支給額が高いこと（平均支給月額：PMDA 8,340円、国（行（-））3,769円）
③ 高学歴者の比率が高いこと（大学卒以上の者の比率：PMDA 90.2%、国（行（-））49.1%）

（うち大学院修了者の比率：PMDA 59.1%、国（行（-））4.1%）などの定量的な理由がある。

また、地域、学年を勘案した対國家公務員指數は、104.4などないが、PMDAが必要とする人材は、主に医薬品被服業務、医療品・医療機器に関する審査業務及び安全対策業務等に従事する技術系職員であることから、高度かつ専門的な知識、経験が求められており、高学歴者、医師業務の経験者（企業出身者）などの優秀な人材の確保が不可欠である。

その他の連絡は、その確保に当たっては製薬業界等と競合関係にあるが、業界の統一化と相応しいと宣傳されており相手にPINDAの技術等を教わらなければならぬことは、PINDAの技術者によるものである。そのため、國家公務員は、PINDAの技術者によるものである。

(大) 大学院(修士)修了者の初任給(基本給)の額

PMDA 計画(二)

(業界紙による16社平均)

○ 平成20年度PMDAでは、ドラッグラグの解消に向けた新薬審査人員の増員を図つて、対国家公務員指標が前年度に比べ若干上昇して機関としての医療活動としての評価が高まっている。一方で、医療機関における医療行為の質的・量的な向上が課題とされる。また、医療機関における医療行為の質的・量的な向上が課題とされる。また、医療機関における医療行為の質的・量的な向上が課題とされる。

○ 役職員の報酬・給与等について、透明性の確保を図る観点及び国民の理解を得たため、これら国家公務員の給与等と比較した給与水準や検証内容等をPMIAのホームページに掲載した（「役職員の報酬・給与について」）。（平成20年度は平成20年6月30日、平成21年度は平成21年6月30日PMIAホームページ）

國の財政支出割合の大きい状況へ及び累積欠損金の多い適切性について、國の財政支出規模や累積欠損金の状況を踏まえた給付与償還点（財政・行政運営負担額）

総人件費改革について、取組開始から経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっていくか。

化のため検査人員について3年間で被検員をついて平成21年度まで増員していくこと、人件費が増加していくことを想定して、必ずしも得ないものと考えている。

○ 総人件費改訂の取組状況については、平成20年度の「役職員の報酬・給与等について」(平成21年6月30日ホームページ資料)における人員に係る実従額(総人件費から審査適用区分に係る人件費額を差し引いた額)と同様年度による超過割手当の支給対象の拡大等により、平成18年度585,425千円と平成19年度607,435千円と増加したものの、人件費削減率(補正値)は10.7% (対平成17年度) と軒並み軒並みしたが、PDAでは増員を進めていることから、平成22年度(総人件費改訂の取組の実績額)においては、平成20年度(総人件費改訂の取組の実績額)と比較して、人件費改訂の取組の実績額の削減率と同様である。

なお、平成22年度の基準額は平成17年度人件費÷平成17年度人數×平成22年度人數

年 座	17年度 (平成18年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
一人当たり人件費単価	⑨ 8,280.9 千円	⑩ 8,056.5 千円	⑪ 8,051.6 千円	⑫ 7,787.3 千円
人件費割合				
(一人当たり人件費)		△ 2.7 %	△ 2.8 %	△ 6.0 %
人件費割合修正(値)			△ 2.7 %	△ 3.3 %
(一人当たり人件費)				△ 6.6 %

※補正值とは、人事院勧告相当分を除いて計算した値である。

○ 平成20年度においては、平成19年度の人事評価制度及び国家公務員の給与構造改革等を踏まえた新しい給与制度（中高年齢層給与にあわせて下げるカーブのフラット化）の導入や新規採用率（相手先を引きき下げた者は若い者）を採用する等により、人件費削減率（3%）を達成しました。一方で、平成20年度までの削減目標（3%）は、△6.6%となり、平成20年度では、△6.6%となり、平成20年度では、△6.6%となりました。

実績：○国等から対する補助、有志の職員で設置する文化、スポーツ、生徒行サー、英会話教室等の運営補助、利用料金の一部の補助、育児見守り等の利用補助、英会話教室の運営補助等を実施してきました。当該経費を見直し、平成20年度をもつて終了した。同好会に対する補助、(職員の旅行)に対する補助、(雇用補助等)に対する補助について、平成20年度をもつて終了した。当該経費を見直し、平成21年度は福利厚生予算の計上にあたっては、当該経費を見直しました。このことから、平成21年度は、約16.5百万円の減額が生じました。(平成20年度は、約28.5百万円)

○福利厚生費について、法人の事務・事業の公益性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（参考）厚生労働省の規則

中 期 目 標		平 成 20 年 度 計 画		平 成 20 年 度 の 業 務 の 実 繰	
((2) 業務運営の効率化に伴う経費削減等)	((2) 業務運営の効率化に伴う経費削減等)	((2) 業務運営の効率化に伴う経費削減等)	((2) 業務運営の効率化に伴う経費削減等)	<p>ウ・現行の副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の徴収管理制度を改修し、新規業務である感染拠出金及び安全対策等拠出金に関する業務を一元化する事務に簡便化することにより、効率的な拠出金額の見直しに取り組むことにより、効率的な徴収管理システムを活用することにより、効率的な徴収・管理業務を行う。</p> <p>また、各拠出金ごとに、算定基礎取引額の計算シス</p> <p>・テムを構築することにより拠出金申告額のチェックが容易になるようになります。</p> <p>データは蓄積して販売再計算における拠出金率の検査に活用する等業務の効率化を図る。</p> <p>・副作用拠出金及び感染拠出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、収納率を99%以上とします。</p> <p>・安全対策等拠出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、副作用及び感染拠出金と同様の収納率を目指す。</p>	<p>① 申告・納付義務者の微収金管理等を支擇する拠出金微収管理制度における新規承認品目（医薬品、医療機器）や入金情報等の拠出金額の見直しに取り組むことにより、効率的な徴収管理業務を行った。</p> <p>② 各拠出金の申告時に提出される算定基礎取引額等の申告データを、審査事務の迅速化を図り、収納率の向上に資することとともに、財政再計算の基礎データとした。</p>
((2) 副作用拠出金及び安全対策等の効率化を推進することによる業務の効率化を推進すること。	<p>ウ・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の徴収管理制度を改修し、新規業務である感染拠出金及び安全対策等拠出金に関する業務を一元化する事務に簡便化することにより、効率的な徴収管理システムを活用することにより、効率的な徴収・管理業務を行う。</p> <p>また、各拠出金ごとに、算定基礎取引額の計算シス</p> <p>・テムを構築することにより拠出金申告額のチェックが容易になるようになります。</p> <p>データは蓄積して販売再計算における拠出金率の検査に活用する等業務の効率化を図る。</p> <p>・副作用拠出金及び感染拠出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、収納率を99%以上とします。</p> <p>・安全対策等拠出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、副作用及び感染拠出金と同様の収納率を目指す。</p>	<p>ウ・現行の副作用拠出金及び安全対策等拠出金の徴収管理制度を改修し、新規業務である感染拠出金及び安全対策等拠出金に関する業務を一元化する事務に簡便化することにより、効率的な徴収管理システムを活用することにより、効率的な徴収・管理業務を行う。</p> <p>また、各拠出金ごとに、算定基礎取引額の計算シス</p> <p>・テムを構築することにより拠出金申告額のチェックが容易になるようになります。</p> <p>データは蓄積して販売再計算における拠出金率の検査に活用する等業務の効率化を図る。</p> <p>・副作用拠出金及び感染拠出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、収納率を99%以上とします。</p> <p>・安全対策等拠出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、副作用及び感染拠出金と同様の収納率を目指す。</p>	<p>ウ・現行の副作用拠出金及び安全対策等拠出金の徴収管理制度を改修し、新規業務である感染拠出金及び安全対策等拠出金に関する業務を一元化する事務に簡便化することにより、効率的な徴収管理システムを活用することにより、効率的な徴収・管理業務を行う。</p> <p>また、各拠出金ごとに、算定基礎取引額の計算シス</p> <p>・テムを構築することにより拠出金申告額のチェックが容易になるようになります。</p> <p>データは蓄積して販売再計算における拠出金率の検査に活用する等業務の効率化を図る。</p> <p>・副作用拠出金及び感染拠出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、収納率を99%以上とします。</p> <p>・安全対策等拠出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、副作用及び感染拠出金と同様の収納率を目指す。</p>	<p>○ 薬局医薬品製造販賣業者からの拠出金収納業務については、(社)日本薬剤師会との協約を締結し、収納業務の効率化、収納率の向上を図った。</p> <p>○ 日本薬剤師会と收納業務委託契約を締結し、収納業務の効率化、収納率の向上を図った。</p> <p>○ 副作用拠出金 99.6% (3,730百万円 : 752業者、8,015業局/8,047業局) 感染拠出金の収納率は100% (620百万円 : 96業者/96業者)</p> <p>○ 安全対策等拠出金の収納率は99.0% (1,292百万円 : 3,053業者/3,129業者、8,013業局/8,047業局)</p>	<p>○ 薬局医薬品製造販賣業者からの拠出金収納業務については、(社)日本薬剤師会との協約を締結し、収納業務の効率化、収納率の向上を図った。</p> <p>○ 日本薬剤師会と收納業務委託契約を締結し、収納業務の効率化、収納率の向上を図った。</p> <p>○ 副作用拠出金 99.6% (8,015業局/8,047業局) 安全対策等拠出金 99.6% (8,013業局/8,047業局)</p> <p>○ 安全対策等拠出金については、以下を取り組みを行い、関係者への周知を図った。 ・医薬品及び医療機器関係業界団体への周知協力依頼 ・ホームページ上の広告掲載を平成20年7月に実施。 ・関係業界紙への広告掲載を平成20年6月に「申告・納付の手引き」を作成し、納付対象者へ送付(12,000部) ・平成20年12月及び平成21年2月には、未納者に対して催促の手紙を送付した。</p> <p>② 安全対策等拠出金については、納付義務者の円滑な納付を促すため、制度の理解と制度の手引きを図る。また、拠出金の納付・申告のための手引きを作成し、全納付義務者に配布。</p>

中期目標		中期計画		平成20年度計画		平成20年度の業務実績	
【平成20年度各拠出金収納実績】							
区分	対象者(件)	執行者数(件)	収納率(%)	取扱料(%)	断出金額(百万円)		
副作用 拠出金	製造販売業 医薬品 医療機器 化粧品	763 8,047 8,800 96	752 8,015 8,767 95	99.05 99.05 99.05 100%	3,722 8 3,730 520		
感染拠出金	医療施設等 医療機器業 化粧品・医薬品 医療機器	659 2,273 197	657 2,159 197	99.74 95.75 100%	1,292		
安全対策等 拠出金	医薬品 医療機器 化粧品	8,047 11,176 11,056	8,013 99.05 99.05	8 8 8	567		

- 納付義務者の利便性を図り、また、迅速な資金移動を用いた徴収を行う。

- 拠出金の納付について、主要銀行4行及び財金事務センター（郵便局）と収納委託契約を締結し、納付義務者の利便性を確保するとともに、迅速な資金移動が行われた。

評定項目4 拠出金の徴収及び管理		自己評定	A	評定	A	評価	A
(理由及び特記事項)							
<p>○ 副作用拠出金及び感染拠出金の収納率は中期計画に掲げた目標を上回っており、十分な成果を上げたものと考える。</p> <p>○ また、安全対策等拠出金についても、業界団体に対する依頼及び説明、講演会等を通じた協力要請、ホームページ及び関連業界紙への広告掲載、「申告・納付の手引き」の作成・配布等を行いうなどにより、平成20年度の収納率は99.0%となり、中期計画で掲げている副作用及び感染拠出金と同様の収納率を目標とする。結果として、中期計画を達成した。</p>							
<p>(委員会の評定理由)</p> <p>○ 平成20年度において副作用拠出金及び感染拠出金の収納率を99.9%以上、安全対策等拠出金の収納率を副作用拠出金及び感染拠出金と同様の収納率を目標とする。結果として、副作用拠出金で99.9%、感染拠出金で100%、安全対策等拠出金で99.0%と高いレベルで達成した。</p>							
<p>(各委員の評定理由)</p> <p>○ 収納率に關しては高いレベルで行われており評価できる。</p> <p>○ 収納率の目標99%を達成。</p> <p>○ 数値目標は、最終目標を確実に上回り、評価の観点の各細目についてはすべて達成していると評価できる。</p> <p>○ 数値目標は、自己評価のとおり目標に達している。</p>							
<p>(評価の視点等)</p> <p>○ 平成20年度の副作用拠出金の収納率は99.6%、感染拠出金の収納率は100%であり、どちらに中期計画の99%を達成している。(業務実績P.16表【平成20年度各拠出金収納実績】参照)</p> <p>○ 安全対策等拠出金については、平成20年度の収納率は99.0%であり、副作用及び感染拠出金と同様の収納率を達成することができた。(業務実績P.15及びP.16表【平成20年度各拠出金収納実績】参照)</p> <p>○ 実績：○</p> <p>○ 安全対策等拠出金に対する依頼及び説明、講演会等を通じた協力要請、ホームページ及び関連業界紙への広告掲載、告、納付の依頼などを行った。さらに、薬局医薬品製造販売業者を除く全未納業者に対する依頼・配布などを実施した。その結果として、副作用拠出金の収納率は99.6%、感染拠出金の収納率は100%となつており、目標を達成している。結果として、副作用拠出金の収納率は99.0%と達成することができた。(業務実績P.15及びP.16表【平成20年度各拠出金収納実績】参照)</p> <p>○ また、安全対策等拠出金の収納率についても、同様の目標値の達成をを目指すため、当該拠出金の制度普及、納付義務者の管理の徹底に向けた取組みが講じられている。</p>							

評価の視点等

○評価の視点

- 副作用拠出金及び感染拠出金の収納率を99%以上とする。

- 安全対策等拠出金については、中期目標期間終了時までに、副作用及び感染拠出金と同様の収納率を目指すものとする。

- 評価の視点】
- 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の徴収業務を効率的に行うため、中期計画に掲げる各種取組みが着実に進められ、その結果として副作用・感染拠出金の収納率に達成しているか。

- 実績：○
- 安全対策等拠出金に対する依頼及び説明、講演会等を通じた協力要請、ホームページ及び関連業界紙への広告掲載、告、納付の依頼などを行った。さらに、薬局医薬品製造販売業者を除く全未納業者に対する依頼・配布などを実施した。その結果として、副作用拠出金の収納率は99.6%、感染拠出金の収納率は100%となつており、目標を達成している。結果として、副作用拠出金の収納率は99.0%と達成することができた。(業務実績P.15及びP.16表【平成20年度各拠出金収納実績】参照)

- また、安全対策等拠出金の収納率についても、同様の目標値の達成を目指すため、当該拠出金の制度普及、納付義務者の管理の徹底に向けた取組みが講じられている。

- (具体的取り組み)
- ・銀行の副作用拠出金の徴収管理システムを改修し、感染拠出金及び安全対策拠出金に関する情報をデータベース化して活用しているか
 - ・拠出金申告額のチェックを容易にするため、各拠出金ごとに、算定基礎取引額の計算システムを構築しているか
 - ・業務の効率化を図るため、データを蓄積して財政再計算における拠出金率の検討に活用しているか
- 申告・納付義務者の徴収金管理等を支援する拠出金徴収管理システムにおける新規承認品目（医薬品・医療機器）や入金情報等の基礎データの自動処理により算定基礎取引額の算出や未納データ処理などの徴収管理業務を効率的に行った。（業務実績P.15①参照）
- 拠出金徴収管理システムに算定基礎取引額等の申告データを入力し、拠出金事務の効率化、未納義務者への催促事務の簡素化及び収納率の向上を図った。（業務実績P.15②参照）
- 拠出金徴収管理システムに入力した算定基礎取引額等の申告データを蓄積し、財政再計算における拠出金率の検討に活用できるようにした。（業務実績P.16②参照）

中 期 目 標		平 成 20 年 度 計 画		平 成 20 年 度 の 業 務 の 実 繰	
(3) 国民に対するサービスの向上		(3) 国民に対するサービスの向上		(3) 国民に対するサービスの向上	
・国民に対する相談体制を強化するとともに、業務運営及びその内容の透明化を確保し、国民に対するサービスの向上を図ること。	・一般消費者などからの相談や苦情に対する体制の充実強化を図る。	・一般消費者・国民からの相談や苦情に対応するためには改量した一般相談窓口の円滑な運用を図ることにより、受け付けた意見を業務改善に繋げることによる。また、審査や安全薬事に対する関係者からの要望等に対しても適切に対応するとともに、受け付けた意見を業務改善に繋げるようにする。	・一般消費者等への対応方法及び寄せられた意見を業務改善につながるため、「一般相談等対応方針」に基づき、一般相談窓口を定めた。「一般相談等対応方針」の向上を図るため、平成19年度に引き続き、星休みを含めた対応を実施している。	① PMDAに寄せられた相談等への対応方法及び寄せられた意見を業務改善につながるため、「一般相談等対応方針」に基づき、一般相談窓口を定めた。「一般相談等対応方針」の向上を図るため、平成19年度に引き続き、一般相談窓口で対応が完結する。	① PMDAに寄せられた相談等への対応方法及び寄せられた意見を業務改善につながるため、「一般相談等対応方針」に基づき、一般相談窓口を定めた。「一般相談等対応方針」の向上を図るため、平成19年度に引き続き、一般相談窓口で対応が完結する。
(3) 国民に対するサービスの向上	(3) 国民に対するサービスの向上	(3) 国民に対するサービスの向上	(3) 国民に対するサービスの向上	② 平成19年度に引き続き、相談事例を踏まえたFAQの整備を図るとともに、専門性を有する相談を除き、一般相談窓口で対応が完結するよう取り組んだ。	② 平成20年度における相談件数及びその内容は、次のとおりで、月平均218.5件であった。
				相談件数 照会・相談 苦情 意見・要望 その他 合計	相談件数 2,522 1 99 0 2,622
				③ 平成20年度における相談件数及びその内容は、次のとおりで、月平均218.5件であった。	③ 平成20年度における相談件数及びその内容は、次のとおりで、月平均218.5件であった。
				④ PMDA来訪者が意見・要望・苦情等を発信できるようにして活用するため、寄せられた意見等を業務運営の参考とするとして、PMDAホームページ上を設置しているが、平成19年6月から開始してPMDAにによる受付に加え、平成20年度において、新医薬品は165件、新医療機器は3件であった。	④ PMDA来訪者が意見・要望・苦情等を発信できるようにして活用するため、寄せられた意見等を業務運営の参考とするとして、PMDAホームページ上を設置しているが、平成19年6月から開始してPMDAにによる受付に加え、平成20年度において、新医薬品は165件、新医療機器は3件であった。
				⑤ 申請者から新医薬品、新医療機器及び改良医療機器の審査進捗状況等を業界連盟との参考とするとして活用するため、寄せられた意見等を業務運営の参考とするとして、PMDAホームページ上を設置しているが、平成19年6月から開始してPMDAにによる受付に加え、平成20年度において、新医薬品は165件、新医療機器は3件であった。	⑤ 申請者から新医薬品、新医療機器及び改良医療機器の審査進捗状況等を業界連盟との参考とするとして活用するため、寄せられた意見等を業務運営の参考とするとして、PMDAホームページ上を設置しているが、平成19年6月から開始してPMDAにによる受付に加え、平成20年度において、新医薬品は165件、新医療機器は3件であった。
				⑥ 申講者からPMDAにおける審査等業務及び安全管理対策業務に関する問い合わせが行なわれた場合には、担当部長(再度の不服申立て等の場合はセンター長又は安全管理監)が直接検討を行い、15営業日以内に回答する仕組みを設けている。	⑥ 申講者からPMDAにおける審査等業務及び安全管理対策業務に関する問い合わせが行なわれた場合には、担当部長(再度の不服申立て等の場合はセンター長又は安全管理監)が直接検討を行い、15営業日以内に回答する仕組みを設けている。
				⑦ 申講者からPMDAにおける審査等業務及び安全管理対策業務に関する問い合わせが行なわれた場合には、担当部長(再度の不服申立て等の場合はセンター長又は安全管理監)が直接検討を行い、15営業日以内に回答する仕組みを設けている。	⑦ 申講者からPMDAにおける審査等業務及び安全管理対策業務に関する問い合わせが行なわれた場合には、担当部長(再度の不服申立て等の場合はセンター長又は安全管理監)が直接検討を行い、15営業日以内に回答する仕組みを設けている。
				・機関の活動内容等を周知するための広報戦略を策定し、それに基づく取組を実施する。	・機関の活動内容等を周知するための広報戦略を策定し、それに基づく取組を実施する。
				① 外部講演者及びPMDA幹部からなるPMDA広報懇親会を開催する。第2期中期目標期間には、担当部長(再度の不服申立て等の場合はセンター長又は安全管理監)が直接検討を行い、15営業日以内に回答する仕組みを設けている。	① 外部講演者及びPMDA幹部からなるPMDA広報懇親会を開催する。第2期中期目標期間には、担当部長(再度の不服申立て等の場合はセンター長又は安全管理監)が直接検討を行い、15営業日以内に回答する仕組みを設けている。
				② 記者懇親会を開催し、マスコミ関係者に対してPMDAの広報を実施する。	② 記者懇親会を開催し、マスコミ関係者に対してPMDAの広報を実施する。
				③ PMDAの業務実績等について、本機関のホームページ及び機関レポートにおいて、できる限り国民に分かりやすい形で、適宜、公表する。	③ PMDAの業務実績等について、本機関のホームページ及び機関レポートにおいて、できる限り国民に分かりやすい形で、適宜、公表する。
				④ PMDAの業務実績等について、本機関のホームページ及び機関レポートとして活用する限り国民に分かりやすい形で、適宜、公表する。	④ PMDAの業務実績等について、本機関のホームページ及び機関レポートとして活用する限り国民に分かりやすい形で、適宜、公表する。
				⑤ PMDAの業務実績等について、本機関のホームページ及び機関レポートとして活用する限り国民に分かりやすい形で、適宜、公表する。	⑤ PMDAの業務実績等について、本機関のホームページ及び機関レポートとして活用する限り国民に分かりやすい形で、適宜、公表する。
				⑥ PMDAの業務実績等について、本機関のホームページ及び機関レポートとして活用する限り国民に分かりやすい形で、適宜、公表する。	⑥ PMDAの業務実績等について、本機関のホームページ及び機関レポートとして活用する限り国民に分かりやすい形で、適宜、公表する。
				⑦ PMDAの業務実績等について、本機関のホームページ及び機関レポートとして活用する限り国民に分かりやすい形で、適宜、公表する。	⑦ PMDAの業務実績等について、本機関のホームページ及び機関レポートとして活用する限り国民に分かりやすい形で、適宜、公表する。

中期目標	平成20年度計画	平成20年度計画	平成20年度実績
	<p>② 製造販売承認申請書記載事項チェックリストやQMS調査申請など、申請に必要な手続きやその流れ及び必要書類については、順次ホームページに掲載を行った。</p> <p>① 運営評議会等で使用した資料及び議事録について、ホームページに順次掲載を行い、会議の様子に関する情報提供を行った。</p> <p>② PMDAの給与水準について国民の理解を得るため、平成19年度の役職員給与について、国家公務員の給与との比較等の検証を行い、その結果をホームページに掲載し公表した。</p> <p>② 全国薬事被害者団体連絡協議会が主催した第10回薬害根絶フォーラムにおいて、パネル展示・パンフレット配布とともに、出張くすり相談を行った。</p> <p>① 4薬剤師会（高知県・栃木県・群馬県高崎支部・神奈川県）へ業務案内パンフレット・制度案内パンフレットを送付した。また、藤沢市薬剤師会主催にて企画調整部長が出席し、PMDAのPRを市民向けに行つた。</p> <p>② 全国薬事被害者団体連絡協議会が主催した第10回薬害根絶フォーラムにおいて、パネル展示・パンフレット配布とともに、出張くすり相談を行った。</p> <p>① 開示決定等を遅延なく行い、必要に応じて第三者意見照会を行った（平成20年度請求件数367件）。</p> <p>② 過年度に情報公開・個人情報保護審査会（以下、本項及び次項において「審査会」という。）に諮問した異議申立て8件のうち、6件については、審査会の答申に基づき、開示決定を行った。2件については、審査会にて審議が行われているところである。</p> <p>③ 平成20年度に異議申立てが1件あり、その申立てについて審査会に暗闇を行つた。</p> <p>① 監事監査及び内部監査（個人情報管理状況及び入れ、契約の状況）について、「審査会」としては、監査報告書をホームページに掲載した。また、監査結果を運営評議会等で報告し、当該会議資料をホームページに掲載した。</p> <p>② PMDA監事監査規程に基づき、定期監査を実施した。PMDAの業務が関係法令に従い、適正かつ効率的、効果的に運営されているか、また、会計監理の適正が確保されているか等の観点から、平成19年度の決算及び業務運営について監査を実施し、監査結果（監査結果報告書）をホームページに掲載した。</p> <p>① 平成19事業年度決算については、ホームページ及び事業所に備え付けけるとともに、官報公告（平成20年10月）において公表した。また、平成20事業年度予算についても平成20年4月にホームページで公表した。</p> <p>② 契約関係の入札公告について、ホームページ上に掲載することにより、公示期間を適切に確保し広く公平に情報提供を行い、一般競争入札の促進にも寄与した。</p> <p>○ 19年度の随意契約見直し計画のオローラアップについて、平成20年7月にホームページで公表した。また、平成20年度に随意契約見直し計画に基づく取組状況についても公表し、オローラアップを行う。</p> <p>○ 19年度の随意契約見直し計画のオローラアップについて、平成20年7月にホームページで公表した。また、「競争性のない随意契約」に基づく取組状況についても公表し、ホームページで公表した。</p>	<p>・機械業務の透明性を高めるとともに、 국민等が利用しやすいものとするため、ホームページの充実を図る。</p> <p>・地域密着型の広報活動を実施するなどし、機構の業務や活動に関する情報を能動的に発信する正しい知識・情報の普及を進めること。</p> <p>・情報公開法令に基づき、法人文書の表示請求処理を適切に行つ。</p> <p>・外部監査、内部業務監査や会計監査を適正に実施し、その結果を公表する。</p> <p>・独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、計画的に内部業務監査や会計監査を実施し、その結果を公表する。</p> <p>・支出額の透明性を確保するため、審査手数料及び提出金の用途等、財務状況について公表する。また、財務情報について、できる限り一覧性のある形で公表する。</p>	<p>・財務状況を年次報告として公表する。また、財務情報について、できる限り一覧性のある形で公表する。</p> <p>・契約締結状況を公表するとともに、随意契約見直し計画に基づく取組状況についても公表し、オローラアップを行う。</p>

中期目標		中期計画		平成20年度計画		平成20年度の業務実績	
第3 部門毎の業務運営の改善に対するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対する事項に係る目標を達成するための具体的な措置	1 健康被害救済給付業務	1 健康被害救済給付業務	（1）制度に関する情報提供の拡充及び見直し	（1）制度に関する情報提供の拡充及び見直しに係る目標を達成するためにとるべき措置	・健康被害救済給付業務については、医薬品副作用（以下「救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。））をより多くの方々に周知し、生じた副作用を介した感染等による副害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うため、以下の措置をとることとする。	第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対する事項に係る目標を達成するための具体的な措置
1 健康被害救済給付業務	1 健康被害救済給付業務	（1）制度に関する情報提供の拡充及び見直し	（1）制度に関する情報提供の拡充及び見直しに係る目標を達成するためにとるべき措置	ア 平成16年度中にホームページ等において、給付事例、業務統計等の公表を行う。	ア・ホームページ等において、給付事例、業務統計等の公表を行い、国民、医療関係者及び製造販売業者に對し、給付実態と救済制度の周知を図る。個人情報を保護するうものとする。	・問い合わせ窓口において、ホームページからダウントロードにより請求書の書き方や、問い合わせ窓口における問い合わせ手順等に改善すること。また、インターネット上で同一の問題から、問い合わせ窓口に改善すること。	（1）制度に関する情報提供の拡充及び見直し
（2）制度周知のための広報活動の積極的実施	（2）制度周知のための広報活動の積極的実施	（2）制度周知のための広報活動の積極的実施	（2）制度周知のための広報活動の積極的実施	（2）制度周知のための広報活動の積極的実施	（2）制度周知のための広報活動の積極的実施	・告会社等を活用し、健康被害救済制度を分かりやすく解説した「ご存知ですか？健康被害救済制度」の冊子による広報（日本医師会雑誌（約117万部）、日本薬剤師会雑誌（約10万部）等）及び冊子をPDF形式で冊子をPDF形式で公表した。また、業務統計についても、ホームページ上に掲載する予定である。	（2）制度周知のための広報活動の積極的実施

中期目標		中期計画		平成20年度計画		平成20年度の業務の実績											
新報等の媒体を活用し、より多くの方に、引き続き救済制度の周知を図る。	新聞、ホームページ、パンフレット等の媒体を活用し、より多くの方に、引き続き救済制度の周知を図る。	・新聞、ホームページ、パンフレット等の媒体を活用し、救済制度の周知を図る。 ・医療関係者に対する専門誌を活用した広報を実施する。 ・医療に關する専門誌を活用した広報を実施する。	・医療に關する専門誌を活用した広報を実施する。 ・医療関係者に対する専門誌を活用することに努める。	○ 個別広報として、関係団体の協力を得て、医薬品安全対策情報誌（23部）に制度概要を掲載し、金医振機関に販売した。 ① 日本製薬会連合会発行の医薬品安全対策情報誌（23部）に制度概要を掲載し、金医振機関に販売した。 ② 全国の大字赤十字社血液センター（47都道府県血液センター）の協力により、制度紹介パンフレットを医療機関に約2万3千部配布した。 エ) (社)日本薬剤師会発行の「お薬手帳」に制度概要を掲載した。 ○ 感染救済制度については専門誌6誌、またHIV感染者等の受取給付業務についても、専門誌5誌に広報を実施した。	○ 個別広報として、関係団体の協力を得て、医薬品安全対策情報誌（23部）に制度概要を掲載し、金医振機関に販売した。 ① 日本病院学会他4学会のプログラム・抄録集に制度を掲載した。 ② 医学会等（日本皮膚科学会・日本輸血・細胞治療学会・日本神経学会等）に参加し、8ヶ所で救済制度についてパンフレット配布・発表等を行った。 ③ 予防接種従事者研修会（全国8カ所）、医療安全支援センター実践研修（全国4カ所）等の研修会・講習会等に直接或て救済制度の説明を行った。 ④ 「第22回日本エイズ学会学術集会・総会」において救済制度一般に係るポスター展示や抄録集への掲載、資料配布を行った。	○ 相談窓口に配置した専任の職員によるフリーダイヤル（平成17年7月導入）を活用した相談が行なわれていることであるが、携帯電話や公用電話からもフリーダイヤルが利用できる（平成20年4月導入）ようにして、利用者にとって制度や給付手続きに親切なる相談がしやすい体制の下、相談業務を実施している。 ○ 「第22回日本エイズ学会学術集会・総会」において救済制度一般に係るポスター展示や抄録集への掲載、資料配布を行った。	○ 相談窓口に配置した専任の職員によるフリーダイヤル（平成17年7月導入）を活用した相談が行なわれていることであるが、携帯電話や公用電話からもフリーダイヤルが利用できる（平成20年4月導入）ようにして、利用者にとって制度や給付手続きに親切なる相談がしやすい体制の下、相談マニュアルは、使いやすく、かつ分かりやすくした内容に改善する。 ・相談窓口に専任の職員を配置し、制度に関する相談や副作用による相談等を受け付ける体制を充実させることにより、相談マニュアルは、使いやすく、かつ分かりやすくした内容に改善する。	○ 「第22回日本エイズ学会学術集会・総会」において救済制度一般に係るポスター展示や抄録集への掲載、資料配布を行った。	相談窓口を拡充し、救済制度の効果的な広報を行うことにより、相談件数を増加させる。 ・相談窓口を拡充し、救済制度の効果的な広報を行うことにより、相談件数を増加させる。 ・このように体制を充実させることで、年間相談件数を中期目標期間終了までに、平成15年度と比べて20%程度増加させる。	相談件数	5,338	3,911	4,307	6,427	7,257	17,296	224%増 平成15年度比
(3) 相談窓口の拡充	(3) 相談窓口の拡充に係る目標を達成するために取るべき措置	・相談窓口に専任の職員を配置し、制度に関する相談や副作用による相談等を受け付ける体制を充実させることにより、相談マニュアルは、使いやすく、かつ分かりやすくした内容に改善する。	(3) 相談窓口の拡充	・相談窓口に専任の職員を配置し、制度に関する相談や副作用による相談等を受け付ける体制を充実させることにより、相談マニュアルは、使いやすく、かつ分かりやすくした内容に改善する。	・相談窓口に専任の職員を配置し、制度に関する相談や副作用による相談等を受け付ける体制を充実させることにより、相談マニュアルは、使いやすく、かつ分かりやすくした内容に改善する。	・相談窓口に専任の職員を配置し、制度に関する相談や副作用による相談等を受け付ける体制を充実させることにより、相談マニュアルは、使いやすく、かつ分かりやすくした内容に改善する。	・相談窓口に専任の職員を配置し、制度に関する相談や副作用による相談等を受け付ける体制を充実させることにより、相談マニュアルは、使いやすく、かつ分かりやすくした内容に改善する。	・相談窓口に専任の職員を配置し、制度に関する相談や副作用による相談等を受け付ける体制を充実させることにより、相談マニュアルは、使いやすく、かつ分かりやすくした内容に改善する。	・相談窓口に専任の職員を配置し、制度に関する相談や副作用による相談等を受け付ける体制を充実させることにより、相談マニュアルは、使いやすく、かつ分かりやすくした内容に改善する。	・相談窓口に専任の職員を配置し、制度に関する相談や副作用による相談等を受け付ける体制を充実させることにより、相談マニュアルは、使いやすく、かつ分かりやすくした内容に改善する。							

中期目標		中期計画		平成20年度計画		平成20年度の業務の実績	
(4) 情報のデータベース化による一元管理 救済給付業務に関する情報のデータベースをより使いやすいものに改修することにより業務の効率化の推進を図ること。	(4) 情報のデータベース化による一元管理 救済給付業務に関する情報のデータベースをより使いやすいものに改修することにより業務の効率化の推進を図ること。	(4) 情報のデータベース化による一元管理 ・副作用救済給付業務に関する情報、特に原因薬や健康被害に関する情報のデータベースをより使いやすいものに改修する。	(4) 情報のデータベース化による一元管理 ・副作用救済給付業務に関する情報、特に原因薬や健康被害に関する情報のデータベースをより使いやすいものに改修する。	(4) 情報のデータベース化による一元管理 (5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理に係る目標を達成するためのるべき措置 ・新規に始まる感染救済給付業務については、副作用救済給付業務を活用し、効率的なシステムを構築する。	(4) 情報のデータベース化による一元管理 (5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理に係る目標を達成するためのるべき措置 ・新規に始まる感染救済給付業務については、副作用救済給付業務を活用し、効率的なシステムを構築する。	(4) 情報のデータベース化による一元管理 (5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理に係る目標を達成するためのるべき措置 ア 救済給付の請求事案の迅速な処理を図ること。 イ 標準的判断事務処理期間(厚生労働省における医学的判断事務処理期間)における医学的判断事務処理の標準化のため、医療機関等に対する事務処理を行ふこと。	(4) 情報のデータベース化による一元管理 (5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理に係る目標を達成するためのるべき措置 ア 救済給付の請求事案の迅速な処理を図るため、救済給付の請求事案の事実関係をア 求を受けるに当たり、請求内容の事実関係を求める判定を申し出する。 イ 標準的判断事務処理期間(厚生労働省における医学的判断事務処理期間)における医学的判断事務処理の標準化のため、医療機関等に対する事務処理を行ふこと。
(4) 副作用のデータベース化による一元管理 救済給付業務に関する情報のデータベースをより使いやすいものに改修することにより業務の効率化の推進を図ること。	(4) 副作用のデータベース化による一元管理 救済給付業務に関する情報のデータベースをより使いやすいものに改修することにより業務の効率化の推進を図ること。	(4) 副作用のデータベース化による一元管理 ・副作用救済業務や感染救済給付業務に関する情報のデータベースをより使いやすいものに改修する。	(4) 副作用のデータベース化による一元管理 ・副作用救済業務や感染救済給付業務に関する情報のデータベースをより使いやすいものに改修する。	(4) 副作用のデータベース化による一元管理 (5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理に係る目標を達成するためのるべき措置 ア 救済給付の請求事案の迅速な処理を図るため、救済給付の請求事案の事実関係をア 求を受けるに当たり、請求内容の事実関係を求める判定を申し出する。 イ 標準的判断事務処理期間(厚生労働省における医学的判断事務処理期間)における医学的判断事務処理の標準化のため、医療機関等に対する事務処理を行ふこと。			

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 20 年 度 計 画		平 成 20 年 度 の 業 務 の 実 績							
<p>○ 支給・不支給決定に係る事務処理について、迅速化を図るために方策を厚生労働省と検討する。</p>													
<p>○ 診断書・請求書の見直しや診断書作成のための医師向け手引書について草生労働省と今後の計画等の打ち合わせを実施した。</p>													
<p>【評価項目7 業務の迅速化処理及び体制整備】</p>													
評価の視点等	【評価項目7 業務の迅速化処理及び体制整備】	自己評定	S	評 定	A	評定理由	評価の視点等						
<p>(理由及び特記事項)</p>													
<p>○ これまで整備を行ってきた請求事案の処理能力を高める取組みを行い、平成20年度における標準的業務の実績(8ヶ月)内に決定した件数の割合(達成率)が74.3%となり、中期計画に掲げた「中期目標期間終了時までに60%以上」という目標を15%近くも上回っている。</p>													
<p>○ 平成20年度の達成率(標準的業務処理期間内に支給・不支給を決定した件数の割合)は74.3%であり、中期計画の60%を15%近くも上回っている。また、処理期間(中央値)も支給・不支給決定件数が大幅に増加した。また、「前年度並を維持しており、恒常的な事務処理の短縮化が図られた」。(業務実績P.24 「一番下の○」及P.25表「副作用被審救済の実績」参照)</p>													
<p>【数値目標】における事務処理期間を8ヶ月とし、中期目標終了時までに、その達成率を全請求件数の60%以上とすること。</p>													
<p>○ 副作用被審救済システム及び感染症対応システムについて、業務の効率化を図るために機能の改修を行い、ダイムクロック管理や統計検索機能等の強化とともに、原因薬や副作用疾患名等に関する情報により副作用発症の傾向やデータを様々な角度から分析し、統計的な解析により副作用被審救済システムの第2次開発を平成21年3月に終了した。(業務実績P.24①及び②参照)</p>													
<p>【評価の視点】</p>													
<p>○ 副作用被審救済システムによる効率化を図るために、医療機関や製造業者に対する請求内容の開示・整理が適切に行われ、厚生労働大臣への医学的要件提出の申出に活用されている。</p>													
<p>○ 標準的業務処理期間(8ヶ月)内に支給・不支給を決定する件数が、着実に達成率である全請求件数の60%以上にするための取り組みが講じられ、実展している。</p>													
<p>○ 請求事案の迅速な処理を図るために、医療機関や製造業者に対する請求内容の開示・整理が適切に行われ、厚生労働大臣への医学的要件提出の申出に活用されている。</p>													
<p>○ 標準的業務処理期間(8ヶ月)内に支給・不支給を決定する件数が、着実に達成率である全請求件数の60%以上にするための取り組みが講じられ、実展している。</p>													
<p>○ 判定業務を支援するための外部専門家による専門家協議を引き続き実施し、効果的な活用を図った。(業務実績P.24図参照)</p>													
<p>○ 平成17年度の組織体制の強化とともに、引き続き権力的に事務処理を行った結果として、引け支給・不支給の割合である達成率は中期計画で設定した60%を大幅に上回る74.3%となった。業務実績P.24 「下から二番目の○」及P.25表「副作用被審救済の実績」参照)</p>													

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績	
			受給者数(人)	支払額(千円)
(8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の適切な実施	(8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき措置	(8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき措置	2,180	1,531,745
スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等を適切に実施すること。	スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務及び血液製剤に個人情報に特に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切に業務を行う。	スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務及び血液製剤に個人情報に特に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切に業務を行う。	2,180	1,531,745
(9) 特定フイブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施	(9) 特定フイブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施	(9) 特定フイブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施にとるべき措置	2,180	1,531,745
特定フイブリノゲン製剤及び特定C型肝炎感染被害者に対する給付業務等を適切に実施すること。	特定フイブリノゲン製剤及び特定C型肝炎感染被害者に対する給付業務等を適切に実施すること。	特定フイブリノゲン製剤及び特定C型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。	2,180	1,531,745
(8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の適切な実施	(8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の適切な実施に係る目標を達成するためには、個人情報に特に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切に業務を行う。	(8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の適切な実施に係る目標を達成するためには、個人情報に特に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切に業務を行う。	2,180	1,531,745
スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等を適切に実施すること。	スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務及び血液製剤に個人情報に特に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切に業務を行う。	スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務及び血液製剤に個人情報に特に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切に業務を行う。	2,180	1,531,745
(9) 特定フイブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施	(9) 特定フイブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施	(9) 特定フイブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施にとるべき措置	2,180	1,531,745
特定フイブリノゲン製剤及び特定C型肝炎感染被害者に対する給付業務等を適切に実施すること。	特定フイブリノゲン製剤及び特定C型肝炎感染被害者に対する給付業務等を適切に実施すること。	特定フイブリノゲン製剤及び特定C型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。	2,180	1,531,745

- ① 昭和54年12月以降製薬企業から委託を受け、裁判上の和解が度々重複する方々に対する介護費用の支払いを行つて、昭和55事業年度以降、国から委託を受けた認用の支払業務を行つた。
- ② 受託給付業務は、財団法人友愛福祉財團の委託を受け、個人情報に特に配慮し、3つの事業者にて実施にとるべき措置を行つた。
- (1) エイズ未感染者に対する健 康管理費用の支給【調査研究事業】
- (2) 裁判上の和解が成立したエイズ発症者に対する発症者健康管理手当の支給【健康管理支援事業】
- (3) 裁判上の和解が成立していないエイズ発症者に対する特 別手当等の給付【受託給付事業】

平成20年度	
内訳	受給者数(人)
支 払 額 (千円)	2,180
健 康 管 理 手 当	1,531,745
介 護 費 用 (企 業 分)	1,140,517
介 護 費 用 (国 庫 分)	284,981
合 计	106,247

- ③ これら業務について、個人情報を配慮し、委託契約の内容に基づき、適切な業務を行つた。
- ① 特定感染者は、裁判上の和解等が成立した特定C型肝炎バイルス感染者等に対し、給付金の支給業務を行つた。平成20年度 136億32百万円 (66人)
- ② フリーダイヤルによる相談窓口を設置し、給付金支給手続き等に関する相談件数 3,607件
- ③ これらの業務については、個人情報に配慮し、適切に実施した。

中期目標		中期計画		平成20年度計画		平成20年度の業務の実績	
						平成19年度 人	平成20年度 人
				受給者数 (うち追加受給者数)	(0)	660 (4)	660
				給付額 (うち追加給付額)	(0)	13,632,000 (68,000)	13,632,000
				相談件数	16,814 [#]	3,607	3,607

※平成20年1月16日より事業実施

評価の観点等	【評価項目9 スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の実施】	自己評定	A	評定	A
(理由及び特記事項)		(委員会の評定理由)			
○受託支払業務、受託給付業務及び特定救済業務について、個人情報を基づき、特定教済業務に基づいては委託契約の内容に基づき、十分な成果を上げているものと考える。		受託支払業務、受託給付業務及び特定救済業務について、C型肝炎感染被害者受給者数が大幅に増えたにもかかわらず、個人情報を基づき、特定教済業務については法律に基づき適切に実施しており、十分な成果を上げていると評価する。			
【評価目標】		(各委員の評定理由)			
○スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務及び受託給付業務について、個人情報を基づき、委託契約の内容に基づき適切に実施している。		各事業を限りなく適切に遂行している。 目標に対しての実施率は達成さして実施したと認められる。 計画上必要とされる業務を実施したと考へる。 成果は達成できていると考へる。			
【評価の視点】		(その他意見)			
○スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務及び受託給付業務について、個人情報を基づき、委託契約の内容に基づき適切に行われている。		実績：○受託支払業務及び受託給付業務について、個人情報を基づき、委託契約の内容に基づき適切に実施しており、「上の①～③」参照			
○特定教済業務について、個人情報を基づき、十分な成果を上げているものと考える。（業務実績P.27「下の①～③」参照）		実績：○受託支払業務及び受託給付業務について、個人情報を基づき、委託契約の内容に基づき適切に行われている。			
○特定教済業務について、個人情報を基づき、十分な成果を上げているものと考える。（業務実績P.27「下の①～③」参照）		実績：○受託支払業務及び受託給付業務について、個人情報を基づき、委託契約の内容に基づき適切に行われている。			

醫藥品器械總合機構

中 期 目 標		平 成 20 年 度 計 画		平 成 20 年 度 計 画	
(人員の拡大) 平成21年度までの3年間で236名の増員を行なうこととなつていいが、平成20年度は年4回の募集を行なうことになつていい。による技術系職員の採用状況等について、応募者数約910人、採用内定者数98人（採用者44人を含む）となつていい。 また、応募者数の拡大に向け、業務説明会、役職員による大学用パンフレット・ホームページへの募集情報の掲載、学会誌等への募集情報の掲載、学会誌等への募集広告の掲載等を実施した。					
(研修の充実) FDAの研修プログラムを参考にしながら、新薬審査部門を中心とした業務を実施するどもに、平成19年10月から試行していった業務コードティングのためのメンターフローラ入し、実施している。 また、国内外の大学等への派遣研修、新任者を対象とした施設見学研修（医薬品製造工場、医療機器製造工場、医薬品開発等）、国内外より規制当局関係者等を招き技術的事項についての研修を行なう特別研修等を行なっている。		(相談の大幅拡充等による開発期間の短縮) FDAの研修プログラムを参考にしながら、新薬審査部門の増員を図ることにより、約420件の相談件数を確保することができる体制を構築することにより、約420件の相談件数を確保し、全ての治験相談の需要に対応できるようになり、申請件数から対面相談までの期間を2ヶ月程度にすればすべて対応した。ものの、目標420件に対し、実施件数は315件、取り下げは23件であつた。平成20年度は申請された品目に係る一回あたりの相談件数の平均目標2.0件のところ、実施件数は1.8件であつた。 また、平成20年8月実施分から、日程調整方法の改善を行なつており、具体的には、申し込み時期を往前の実施月の3ヶ月前から2ヶ月前とした。往前の特徴点を参考にしつつ、申し込みに応じた日程調整を行ない、実施月で調整ができないこととした。 なお、事前に方法を取扱うことで調整を実施するところに、実施要領をとりまとめた。		(審査の連携管理の強化) 平成16年度以降の申請分について、通常品目の総審査期間を1年間縮短し、平成33年度には、通常品目について総審査期間の中止権が12ヶ月（行政9ヶ月、申請者3ヶ月）、優先審査品目については総審査期間の中止権が9ヶ月（行政6ヶ月、申請者3ヶ月）とされている。達成6ヶ月（行政6ヶ月、申請者3ヶ月）とされ、平成20年度の目標値は、総審査品目について総審査期間の中止権が8ヶ月（行政13ヶ月、申請者8ヶ月）、優先審査品目については総審査期間の中止権が12ヶ月（行政6ヶ月、申請者6ヶ月）となつていい。平成20年度に承認された新医薬品の承認審査の状況は、以下のとおりである。	

別表①を参照。

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度実績												
【通常審査の行政T/Cメトリクス（中央値）】															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>申請から初回面談</th><th>初回面談から重要事項照会から専門協議会</th><th>専門協議会から承認</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td><td>2.0月 (2.5月) 45件</td><td>0.6月 (1.1月) 48件</td><td>6.3月 (12.1月) 59件</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>2.2月 (3.4月) 50件**</td></tr> </tbody> </table>					申請から初回面談	初回面談から重要事項照会から専門協議会	専門協議会から承認	平成20年度	2.0月 (2.5月) 45件	0.6月 (1.1月) 48件	6.3月 (12.1月) 59件				2.2月 (3.4月) 50件**
	申請から初回面談	初回面談から重要事項照会から専門協議会	専門協議会から承認												
平成20年度	2.0月 (2.5月) 45件	0.6月 (1.1月) 48件	6.3月 (12.1月) 59件												
			2.2月 (3.4月) 50件**												
<p>*) () 内の数字は、専門協議を経ずに承認にいたつものは含まれていない。 **)当該件数には、専門協議を経ずに承認にいたつものは含まれていない。</p> <p>通常品目において、総審査期間（中央値）は平成19年度と比較すると、長期化しているが、これは、申請件数が多くたった平成18年度の申請品目を主に処理していることによるものである。なお、その内訳としては、行政側審査期間（中央値）は、平成19年度と比較して、1.6ヶ月短縮しており、また、申請者審査期間（中央値）においても、0.5ヶ月短縮している。にもかかわらず、総審査期間としては、長期化となっている。この要因としては、臨床試験を追加実施したものとの、申請資料の不備により資料の再提出に最短期間を要したものなど総審査期間が1,000日を超える品目があるためと考えられる。</p> <p>（国際共同治験への対応） 國際共同治験については、厚生労働省において、「国際共同治験に関する基本的考え方」（平成19年9月28日付厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）が取りまとめられ、PMDAではこれを対面助言、審査等において、活用している。なお、平成20年度の治験計画届524件中、国際共同治験に係る治験の届は82件に達した。</p> <p>（審査基準の明確化等） 審査の基礎的考え方について、PMDAの審査基準の明確化を図る観点から、平成20年4月17日に「新医薬品承認審査業務に關わる審査員のための留意事項」を取りまとめ、これを担当職員に周知するとともにPMDAホームページに掲載し、審査等において活用している。 また、審査の各段階における申請者によるPMDAの審査進捗状況等の把握については、これまで各審査担当部長との面談等において確認してきたところであるが、より適切に審査進捗状況等を伝達するため、申請者に対し担当職員より提供すべき審査進捗状況等を平成21年3月19日に「新医薬品の承認審査における申請者と医薬品医療機器総合機構の情報開示について」として取りました。</p>															

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
<p>(治験相談段階から有効性及び安全性に關する評価を行う仕組みの導入に向けた整備)</p> <p>治験相談事前に評価相談制度について、内部での検討を行っており、並行して日本製薬工業業協会、Pfarma、EPPAと共に「新医薬品の技術的事項に関するWG」での検討を実施し、平成21年度より実行することした。実施要領等について、平成21年3月30日付けて通知を平成21年度から導入するため、審査等業務及び安全対策業務方針審議会議事録大至認可)。</p> <p>(プロジェクトマネジメント制度の実施状況)</p> <p>審査等の一層の迅速化のための取り組みのひとつとして、平成20年4月より、新医薬品の審査等を対象に、その進行管理、調整等を行うことを目指し、プロジェクトマネジメント制度を導入した。また、プロジェクトマネジメント制度の実施にあたり、新薬審査部に進行調整室の業務をを行う人材を配置するとともに、審査部門に新設された。新医薬品の情報の取扱いは、新医薬品の審査の進歩管理に資するため、審査部門内にセンターメンバー長を設置し、平成20年4月より進歩管理に係る資料をもとに、会議を開始している。(平成20年度8回実施)</p>	<p>別表②表参照。</p> <p>① 治験相談から承認審査までの各ステップを同一の審査チーム・同一スタッフが実施した。</p> <p>② 新医薬品の審査は、原則として、薬学、医学、歯医学又は生物学などの専門課程を修了した薬剤師、医師、歯科医師等を審査チーム員で構成され、また、審査チーム長、品質、毒性、薬理、薬物動態、臨床及び生物統計を基本とした。</p> <p>③ 新医薬品の審査は、薬効別に担当する部及びチームで実施した。</p> <p>④ 治験相談については、審査役並びに審査チームの中から選任した主担当及び副担当の3名が作成する相談者への指導・助言案を基にチーム内で検討し、相談者と対面(治験)相談を行い、相談記録を作成した。</p> <p>○ 番査の基本的考え方については、番査基準の明確化を図る観点から、平成20年4月17日に「新医薬品承認番査実務に關する」とともに、PMDAホームページに掲載(番査等において活用している)。</p> <p>① 日本製薬工業協会、Pfarma、EPPAと治験相談及び番査の技術的に関する評価を行ったための方策について検討を行った。</p> <p>② 治験相談の段階から品質、有効性及び安全性に關する評価を行って日本製薬工業協会、Pfarma、EPPAと共に設置した「治験相談及び評価の技術的事項に関するWG」での検討を進めることとした。また、事前評価等について検討を行った。</p>	<p>・治験相談及び番査の内容の整合性を図るために、治験相談及び番査を同一チームで実施するため、審査の迅速化を図る。</p> <p>・治験相談及び番査を同一チームで実施し、審査の透明化及び効率化を促進するため、平成19年度に整理した番査の基本的な考え方を周知する。</p> <p>・番査の透明化及び効率化を促進するため、平成19年度に番査の基本的な考え方を明確化する。</p> <p>・治験相談、番査及び安全対策業務の連携をさらに強化し、治験相談段階から有効性及び安全性に關する評価を行う仕組みを導入するためのガイドラインスケジュール評価を行う。また、治験相談から市販後までの医薬品の安全管理を一貫して管理する仕組み(プロジェクトマネジメント(仮称))を平成21年度から導入するため、試行を行う。</p> <p>・番査の透明化及び効率化を促進するため、平成19年度に整理した番査の基本的な考え方を明確化する。</p> <p>・治験相談、番査及び安全対策業務の連携をさらに強化し、治験相談段階から有効性及び安全性に關する評価を行いう仕組みを平成20年度中に整備するためのガイドランスを平成20年度を実施する。</p>	<p>(治験相談段階から品質、有効性及び安全性に關する評価を行う仕組みの導入に向けた整備)</p> <p>うに並行して審査等を実施し、「新医薬品の技術的事項に関するWG」での検討を実施し、平成21年度より実行することとした。実施要領等について、平成21年3月30日付けて通知を平成21年度から導入するため、審査等業務及び安全対策業務方針認可)。</p> <p>(プロジェクトマネジメント制度の実施状況)</p> <p>審査等の一層の迅速化のための取り組みのひとつとして、平成20年4月より、新医薬品の審査等を対象に、その進行管理、調整等を行うことを目指し、プロジェクトマネジメント制度を導入した。また、プロジェクトマネジメント制度の実施にあたり、新薬審査部に進行調整室の業務をを行う人材を配置するとともに、審査部門に新設された。新医薬品の情報の取扱いは、新医薬品の審査の進歩管理に資するため、審査部門内にセンターメンバー長を設置し、平成20年4月より進歩管理に係る資料をもとに、会議を開始している。(平成20年度8回実施)</p> <p>別表②表参照。</p> <p>① 同一スタッフが実施した。</p> <p>② 新医薬品の審査は、原則として、薬学、医学、歯医学又は生物学などの専門課程を修了した薬剤師、医師、歯科医師等を審査チーム員で構成され、また、審査チーム長、品質、毒性、薬理、薬物動態、臨床及び生物統計を基本とした。</p> <p>③ 新医薬品の審査は、薬効別に担当する部及びチームで実施した。</p> <p>④ 治験相談については、審査役並びに審査チームの中から選任した主担当及び副担当の3名が作成する相談者への指導・助言案を基にチーム内で検討し、相談者と対面(治験)相談を行い、相談記録を作成した。</p> <p>○ 番査の基本的考え方については、番査基準の明確化を図る観点から、平成20年4月17日に「新医薬品承認番査実務に關する」とともに、PMDAホームページに掲載(番査等において活用している)。</p> <p>① 日本製薬工業協会、Pfarma、EPPAと治験相談及び番査の技術的に関する評価を行ったための方策について検討を行った。</p> <p>② 治験相談の段階から品質、有効性及び安全性に關する評価を行って日本製薬工業協会、Pfarma、EPPAと共に設置した「治験相談及び評価の技術的事項に関するWG」での検討を進めることとした。また、事前評価等について検討を行った。</p>

中期目標		中期計画		平成20年度計画		平成20年度の業務の実績							
【新医薬品の審査状況】													
[新医薬品の審査状況]													
		件数*	承認済み	取り下げ	審査中								
平成16年3月31日以前のもの	139	106(2)	26(1)	7[△3]									
平成16年度	87	78(1)	9(0)	0[△1]									
平成17年度	57	49(8)	6(0)	2[△8]									
平成18年度	101	78(37)	8(1)	15[△38]									
平成19年度	87 (△4)**	28(24)	7(7)	52[△31]									
平成20年度	82	7(7)	1(1)	74[△74]									
計	553	346(79)	57(10)	150[△7]									

*) 件数とは、部会審議品目及び報告品目の審査報告書の予定期数。
**) 平成19年度の件数は、同一成分の2申請をまとめて1件として扱ったものが3件あり、その3件を削除したままで、2件についても、「件数」の対象外に変更となつたため、削除し、1件については、「件数」の対象に変更となつたため、追加した。
注1：()の数値は、平成20年度に処理した件数（内数）
注2：〔 〕の数値は、平成19年度からの増減

⑥ また、新医薬品審査の透明性を向上させ、その進歩をより的確に管理するため、平成17年度からメトリックシステム（審査プロセス毎の実施期間の管理）を導入しているが、平成20年度に実施した各審査プロセス毎の処理件数及びそれによる審査期間（申請者が必要とした時間と行政機関が必要とした時間）の中央値は以下のとおりであった。

各審査プロセスごとの処理件数及びそれに要した総審査期間			
1. 愛付から初回面談	2. 初回面談から専門協議会	3. 専門協議会から審査結果通知	4. 審査結果通知から承認

*) 各審査プロセスの日数は、総審査期間（行政側TC+申請者側TCの合計）の中央値
注：平成16年4月以降申請分の集計

⑦ 平成17年11月より、大阪医薬品協会との間で、TV会議システムを用いた審査等業務に係る簡易相談を実施しており、さらには、平成18年11月より、社団法人富山県医薬業連合会との間でも実施することとした。また、事前面談のうえ医薬品に係るものについても、希望に応じて同システムを用いて実施した。

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
<p>⑧ PMDA設立前（平成16年3月以前）に申請がなされたもの139件のうち、平成16年度～平成20年度に承認又は取り下げにより、132件を処理し、未処理案件を7件と大幅に減少させた。なお、PMDA設立後（平成16年4月以後）に申請された413件についても、審査事務に対し、回答がないなど承認が困難な品目については、申請の取下げを求めた。</p> <p>⑨ 薬品の製造所の製造管理及び品質管理の方法が、GMP省令に従つているかどうかについて、調査を実施した。 【改正薬事法に基づくGMP調査件数（平成20年度）】 医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品 医地調査214件（うち海外102件）、書面調査527件、計741件</p> <p>⑩ GMP/QMS調査を効率的に実施するため、次の取組を行った。</p> <p>(1) GMP/QMS調査を担当者を、生物学的試剤・化粧品・医療機器の3グループに分けて、それぞれで責任を持って調査を実施しつつ、など柔軟な対応により、効率的な処理に努めた。</p> <p>(2) 迅速審査・優先審査品目については、調査申請の段階で調査日程の相談を進めるなどして、特に迅速な処理に努めた。</p> <p>(3) 調査業務を的確かつ迅速に処理するため、標準業務手順書の改正を行った。</p> <p>(4) GMP実地調査において、指摘判定会議の開催により、起案決裁までの時間短縮を図った。</p> <p>(5) 申請者に対して、申請時期等の留意事項を周知徹底するためには、28回開催された講習会に講師を派遣した。</p> <p>⑪ 全ての品目において、審査が終了する前に調査を終了した。また、機械における調査に6ヶ月要するとされているところ、実際の医薬品の調査期間の中央値は100日、6ヶ月以内に調査が終了した割合は86.7%であった。</p>			

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務実績
<p>新医療機器についても、審査事務処理期間12ヶ月を平成16年度においては、70%に、平成17年度及び18年度においては、80%、平成19年度及び20年度においては、90%にについて達成する。(医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.11)</p> <p>新医療機器について、審査事務処理期間12ヶ月を達成するため、次の取組を行ない効率的な審査を実施できるよう、申請者に専門分野の複数名の審査員を配置する等効率的運営の強化を図る。</p> <p>①新医療機器を適切に申請するため、機器内の審査体制の強化を図るなどとともに、審査員会等における各審査員の業務の効率化を図る。</p> <p>②審査方針を実施するするにあたり、各審査員会等を検証し、定期的に審査等業務の実施を行つ。審査要領の遵守、審査課題等による審査の円滑な実施を実施する。</p> <p>③審査・監査担当者への周知、業務手順書の整備により業務を適切に管理する。</p> <p>(医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.11)</p> <p>GMP/QMS調査業務を適切に管理するとともに、監査の迅速化・効率化のための改善を図る。</p> <p>(医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.11)</p>	<p>新医療機器について、審査事務処理期間12ヶ月を達成するため、次の取組について、申請者に専門分野の複数名の審査員を配置する等効率的運営の強化を図る。</p> <p>①新医療機器を適切に申請するため、機器内の審査体制の強化を図るなどとともに、審査員会等における各審査員の業務の効率化を図る。</p> <p>②審査方針を実施するするにあたり、各審査員会等を検証し、定期的に審査等業務の実施を行つ。審査要領の遵守、審査課題等による審査の円滑な実施を実施する。</p> <p>③審査・監査担当者への周知、業務手順書の整備により業務を適切に管理する。</p> <p>(医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.11)</p> <p>GMP/QMS調査業務を適切に管理するとともに、監査の迅速化・効率化のための改善を図る。</p> <p>(医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.11)</p>	<p>新医療機器について、審査事務処理期間12ヶ月を達成するため、次の取組について、申請者に専門分野の複数名の審査員を配置する等効率的運営の強化を図る。</p> <p>①新医療機器を適切に申請するため、機器内の審査体制の強化を図るなどとともに、審査員会等における各審査員の業務の効率化を図る。</p> <p>②審査方針を実施するするにあたり、各審査員会等を検証し、定期的に審査等業務の実施を行つ。審査要領の遵守、審査課題等による審査の円滑な実施を実施する。</p> <p>③審査・監査担当者への周知、業務手順書の整備により業務を適切に管理する。</p> <p>(医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.11)</p> <p>GMP/QMS調査業務を適切に管理するとともに、監査の迅速化・効率化のための改善を図る。</p> <p>(医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.11)</p>	<p>新医療機器について、審査事務処理期間12ヶ月を達成するため、次の取組について、申請者に専門分野の複数名の審査員を配置する等効率的運営の強化を図る。</p> <p>①新医療機器を適切に申請するため、機器内の審査体制の強化を図るなどとともに、審査員会等における各審査員の業務の効率化を図る。</p> <p>②審査方針を実施するするにあたり、各審査員会等を検証し、定期的に審査等業務の実施を行つ。審査要領の遵守、審査課題等による審査の円滑な実施を実施する。</p> <p>③審査・監査担当者への周知、業務手順書の整備により業務を適切に管理する。</p> <p>(医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.11)</p> <p>GMP/QMS調査業務を適切に管理するとともに、監査の迅速化・効率化のための改善を図る。</p> <p>(医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.11)</p>

① 新医薬品、新医療機器承認申請資料の根拠となる試験がGCP、GMP等の開発規則に従い、倫理的、科学的に実施されたものであるか、また、承認申請資料が信頼性基準に従つて、適切かつ正確に作成されたものであるかについて、書面及び電子による調査を実施した。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
適合性審査	161件	136件	426件	774件	942件
医薬品	161件	135件	251件	234件	293件
医療機器	—	1件	175件	540件	649件
GCP調査	20件	39件	31件	27件	43件
医薬品	20件	37件	23件	23件	32件
医療機器	—	2件	8件	4件	11件
GCP調査*	73件	131件	149件	132件	198件
新医薬品	68件	120件	137件	122件	182件
後発医薬品	5件	11件	12件	9件	15件
医療機器	—	0件	0件	1件	1件
GPS調査**	27件	82件	103件	107件	79件

* 平成16年度以降のGCP、GMP調査件数は評価後の通知数である。

**) 平成17年度以降の調査終了件数については、すべてGPNSP調査として実施。

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度	平成20年度の業務の実績																
				<p>② 申請資料の適合性書面・実地調査を効率的に実施するため、以下の取組みを行った。</p> <p>(1) 信頼性調査方法の見直しに向けた取組みについて PMDAに資料を搬入して行う現行の適合性書面調査に加え、PMDA職員が申請企業訪問して行う企業型の調査方法の導入を第2期中長期計画に盛り込むとともに、当該調査方法を一部導入するなど21年度からの本格実施に向けて準備作業を行った。</p> <p>(2) GCPの運用解説の開催 GCPの運用解説会議に医療機関に対して、調査終了後にGCPに係る相談を実施するとともに、ホームページ「信頼性書面調査業務」のウェブに、「実施する際に留意すべき事項等を例示し、事例解説の充実に努めた。また、製薬企業の開発・製造担当者、監査担当者、治験施設担当者、医療従事者等を対象として、「GCP研修会」を東京及び大阪で開催することともに、医療従事者が参加する学会等においてPMDA職員が講演を行い、GCPについて理解を求めた。</p> <p style="text-align: center;">【GCP研修会 参加数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催地</th> <th>平成19年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京</td> <td>1,303</td> <td>1,212</td> <td>1,338</td> </tr> <tr> <td>大阪</td> <td>454</td> <td>495</td> <td>543</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,757</td> <td>1,707</td> <td>1,881</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) GCP実地調査の充実強化 PMDA担当部の職員の配置を考慮しつつ、医療機関に対するGCP実地調査数の増加を図った。</p> <p>③ 信頼性調査業務の標準的業務処理期間は定められていないが、当該品目の承認審査に係る審査業務処理期間に影響を及ぼさないよう努め、平成20年度において、当該調査業務により承認審査が遅れることはなかつた。</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省が行う医療機器の承認基準等の作成に協力するところとともに、既存の医療機器の承認基準等のまま置き、承認基準等の根拠となる国際規格及び国内規格の制定にも協力する。 (医療機器関係はNo.11)</p>	開催地	平成19年度	平成19年度	平成20年度	東京	1,303	1,212	1,338	大阪	454	495	543	計	1,757	1,707	1,881
開催地	平成19年度	平成19年度	平成20年度																	
東京	1,303	1,212	1,338																	
大阪	454	495	543																	
計	1,757	1,707	1,881																	

中 期 目 標	平 成 20 年 度 計 画	中 期 計 画	平 成 20 年 度 の 業 務 の 実 績
・厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までに、医薬品については審査事務処理期間6ヶ月を50%、医療機器については審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成する。 (医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.1.1)	① 新医薬品に於ける審査チーム数の増加等の審査チームの増強を図ることなど審査体制の強化を図る。 ② 中央的な審査方針を実施するため厚生労働省等を訪問し、定期的に審査業務の進捗状況等を検証し、追跡調査実施要領の遵守、審査関連情報の整備により業務を適切に管理する。 ③ 審査担当者への周知、業務手順書の整備等によつて、各の取組みを行う。	① 厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までに、医薬品については審査事務処理期間6ヶ月を50%、医療機器については審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成することを目指して実施するた め、審査部門に於ける審査チームの増加等の審査チームの増強を図ることなど審査体制の強化を図る。 ② 中央的な審査方針を実施するため厚生労働省等を訪問し、定期的に審査業務の進捗状況等を検証し、追跡調査実施要領の遵守、審査関連情報の整備等によつて、各の取組みを行う。	① 希少疾患用医薬品及び医療上特に必要性が高いと認められる医薬品(適用疾患有り、既存の医薬品又は治癒方法と比較して、医薬品)は、優先審査品目として、優先的に承認審査を実施した。 ② 中期計画及び平成20年度計画に示した平成16年4月以降申請分に係る6ヶ月の目標達成状況は、33%(24件中8件)であり、前年度までは達成していた第1期中期計画の最終目標である達成率50%を下回るにいたった。この原因としては、優先審査品目認定数により、処理に時間がかかることが挙げられるが、承認件数自体は4件の増加となっている。 別表④を参照。
・新医薬品に於ける審査チーム数の増加等の審査チームの増強を図ることなど審査体制の強化を図る。 ・審査事務処理期間6ヶ月を50%、医療機器については審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成する。 (医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.1.1)	① ICH等の運営委員会や専門家会議等に参加するなど、医薬品の国際的な基準の整合性・調和に向けた取組みに積極的に協力した。 * ICHとは：日本EU医薬品規制機関と国際会議(International Conference-on Harmonization) ② 東アジア諸国との連携強化のため、東アジアリーグを開始し、意見交換を行つた。 * ラトリアンボジウムを開催し、米国におけるDIA欧州年会、台湾におけるAPCEネットワーク会合、シンガポールにおけるFAPA Congress等に参加し、シンガポールに於ける講演を行い、PDA業務の協力体制の拡大に努めた。また、1月にシンガポールで開催された第3回規制当局会合に参加し、18カ国を超える規制当局・機関の長との情報交換を行つた。	・I C H・G H T Fの運営委員会や専門家会議等に於ける審査チーム数の増加等の審査チームの増強を図ることなど審査体制の強化を図る。 ・審査事務処理期間6ヶ月を50%、医療機器については審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成する。 (医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.1.1)	① ICH等の運営委員会や専門家会議等に参加するなど、医薬品の国際的な基準の整合性・調和に向けた取組みに積極的に協力した。 * ICHとは：日本EU医薬品規制機関と国際会議(International Conference-on Harmonization) ② 東アジア諸国との連携強化のため、東アジアリーグを開始し、意見交換を行つた。 * ラトリアンボジウムを開催し、米国におけるDIA欧州年会、台湾におけるAPCEネットワーク会合、シンガポールに於けるFAPA Congress等に参加し、シンガポールに於ける講演を行い、PDA業務の協力体制の拡大に努めた。また、1月にシンガポールで開催された第3回規制当局会合に参加し、18カ国を超える規制当局・機関の長との情報交換を行つた。
・新医薬品に於ける審査チーム数の増加等の審査チームの増強を図ることなど審査体制の強化を図る。 ・審査事務処理期間6ヶ月を50%、医療機器については審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成する。 (医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.1.1)	① ICH／PDGにおける合意事項を踏まえ、日本業界原案作成業務の推進を図る。 ② ICH／PDGにおける合意事項を踏まえ、日本業界原案作成業務の推進を図る。	・新医薬品に於ける審査チーム数の増加等の審査チームの増強を図ることなど審査体制の強化を図る。 ・審査事務処理期間6ヶ月を50%、医療機器については審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成する。 (医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.1.1)	① 平成20年6月の米国及び11月のベルギーでのPDGに参加し、平成20年6月の米国及び11月のベルギーでのICHに参加し、Q4B(議局方テキストをICH地域において相互利用するための評価及び勧告)において5テーマがstep 4に到達することができた。 ② 局方原案審議委員会を計73回開催し、新規収載106件、既収載改正122件の局方原案を作成し、機構ホームページで意見募集を行つた。 ③ 一般公開している局方関連情報提供ホームページに新たに英文版コンテンツを作成した。

中 期 目 標		平 成 2 0 年 度 計 画	平 成 2 0 年 度 計 画	中 期 計 画	平 成 2 0 年 度 の 業 务 の 実 績
①	厚生労働省が進めている日本とECCとの間の医薬品GMPに関するMRAの対象範囲の拡大に貢献する。	・国際共同治験の実施を推進するため、試験アザイシダンス(平成19年9月28日厚生労働省医薬品監理課長通知「国際共同治験に關する基本的考え方について」)を活用し、更なる国際共同治験の推進を図る。	・業務改善においても確実な動向を確認し、申請者側の持続的な動向を踏まえ、総審査期間を短縮するため、年度毎に審査頻度を抑制し、効率的な審査体制とすることとする。	・厚生労働省が進めている日本とECCとの間の医薬品GMPに関するMRAの対象範囲の拡大に貢献する。	① 平成20年5月から6月にかけて開催された、国立保健医療科学院の薬事衛生管理コースにおいて、都道府県職員に対してMRAの対象範囲拡大の方針と補助のGMP審査に関する講義及び模擬審査指導を実施した。 ② 厚生労働省の依頼により、平成20年5月及び6月に実施されたFDA及びEMEAの国内無菌医薬品製造所に対する実地調査に立ち会った。
○	○	○	○	○	○
①	平成20年9月28日付厚生労働省において、「国際共同治験に関する基本的考え方」(平成19年9月28日付厚生労働省医薬品監理課長通知)が取りまとめられ、PhDAではこれを対面助言、審査等において活用している。なお、平成20年度の治験登録申請件数は82件であった。	① 平成20年9月28日付厚生労働省において、「国際共同治験に関する基本的考え方」(平成19年9月28日付厚生労働省医薬品監理課長通知)が取りまとめられ、PhDAではこれを対面助言、審査等において活用している。なお、平成20年度の治験登録申請件数は82件であった。	① 平成20年9月28日付厚生労働省において、「国際共同治験に関する基本的考え方」(平成19年9月28日付厚生労働省医薬品監理課長通知)が取りまとめられ、PhDAではこれを対面助言、審査等において活用している。なお、平成20年度の治験登録申請件数は82件であった。	① 平成20年9月28日付厚生労働省において、「国際共同治験に関する基本的考え方」(平成19年9月28日付厚生労働省医薬品監理課長通知)が取りまとめられ、PhDAではこれを対面助言、審査等において活用している。なお、平成20年度の治験登録申請件数は82件であった。	① 平成20年9月28日付厚生労働省において、「国際共同治験に関する基本的考え方」(平成19年9月28日付厚生労働省医薬品監理課長通知)が取りまとめられ、PhDAではこれを対面助言、審査等において活用している。なお、平成20年度の治験登録申請件数は82件であった。
②	②	②	②	②	②

中 期 目 標		平 成 2 0 年 度 計 画		平 成 2 0 年 度 計 画		平 成 2 0 年 度 の 業 務 の 実 績	
【後発医薬品等の審査状況】							
【後発医薬品等の審査状況】							
		申請件数*	承認済	取下げ等**		審査中	
後発医療用 医薬品		3,893	1,980	199		4,488	
一般用医薬 品		2,387	1,821	302		2,439	
医薬部外品		2,414	2,340	189		1,575	

【評価の視点】
○先端的な医薬品や医療機器に迅速にアクセスするために、学会や医療関係者等との意見交換やニーズ調査が行われているか。

- 実績：
 - 平成19年度に引き続き審査員の増員を進め、治験相談から承認審査までを同一チーム・スタッフが実施する体制の実現を図り、治験相談の内容の一貫性を図った。
 - PMDAは現状に即した先端的医薬品・医療機器へのアクセスの一層の迅速化に努め、PMDAに抱える考え方やPMDAに抱く医薬品・医療機器などについての役割などを分析した上で、業務改善に活用できることにより、幹部会において後見及び各部会に対して報告を行った。

○治験相談及び審査の内容の整合性を図るために、治験相談及び審査を同一チームで実施されているか。

- 実績：
 - 平成19年度に引き続き審査員の増員を進め、治験相談から承認審査までを同一の審査の内容の一貫性を図るための取組みを進めた。
〔参考〕
PMDA発足前は、治験相談は旧医薬品機械・審査は旧審査センターで行われていたが、平成16年度のPMDA発足後は、当PMDAで一貫して行っているところであり、統合に伴い、業務運営の合理化・効率化が図られている。

○新医薬品、新医療機器、優先審査を象徴する審査事務処理期間について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みがそれぞれ鮮じられ、着実に進展しているか。（※医薬品・医療機器共通 機器関係はN.O. 1:1）

- 実績：
 - 新医薬品に関しては、PMDA設立以前（平成16年3月以前）に申請がなされたもの及びPMDA設立以後（平成16年4月以後）に申請がなされたものの審査を十分に留意して審査を行った。
 - 平成20年度の承認状況についてみると、平成16年4月以降申請分に係る12ヶ月の目標達成率は70%（77件中54件）、審査期間中央値は9.0ヶ月であり、その達成率を19年度より10%上昇させたものの、第1期中期計画の最終目標である達成率80%には今一步届かなかつた。なお、承認された77件のうち24件が優先審査品目であったことから、しかし、平成20年度においては、審査体制の整備が進んだことから、承認件数は前年度から2件減少しているものの、新医薬品全体の審査期間の中央値については、平成19年度の11.6月と比較して9.0月に短縮された。（業務実績・別表③、④を参照。）
 - 適合性調査等にかかる業務についても、平成19年度は92件を実施し、GCP調査は198品目、GSP実施調査は79品目を実施した。（業務実績【適合性調査等に係る業務の実績（品目数）】を参照。）
 - 優先審査については、平成16年4月以降申請分に係る6ヶ月の目標達成率は33%（24件中8件）、審査期間中央値は7.3ヶ月であり、その達成率を下げる、前年度までは達成していた第1期中期計画の最終目標である達成率50%を下回るにいたつた。この原因としては、優先審査品目の増加により処理時間に要する時間を要したことなどが挙げられるが、承認件数は4件の増加となつている。（業務実績・別表④を参照。）
 - 平成19年度に引き続き、新医薬品審査のメトリックス管理（審査プロセス毎の事務処理期間の管理）システムを導入し、審査の透明性の向上及び進歩的確実な管理を図つた。（業務実績【各審査プロセスごとの処理件数及びそれに要した総審査期間】を参照。）
 - 審査ににおいては、各審査チーム間の整合性を図るとともに、審査等業務を的確かつ迅速に遂行するためには、審査及びこれに伴う手續き等、「審査実施要領」等に基づき業務の進歩状況を検証し、審査等業務進行管理委員会を開催し、審査方法を定めた「審査実施要領」を引き継ぎ開催した。

<p>○ ICHにおいて日本EPIが合意した審査データの作成基準などの国際的な基準その他の国際基準との整合性・調和を推進するための取り組みが積極的に行われているか。 （※医薬品・医療機器・共通 機器機器）</p>	<p>実績：○ ICH事門家会議等に参加することにより、国際的な基準の整合化に向けた取組みに積極的に協力し、PMDAとして、国際基準の整合性、調和の推進に尽力した。</p>
<p>○中期目標期間を通じ、国際的な動向を踏まえ、総審査期間について毎年度確認するとともに、審査品目の滞留の抑制、効率的な審査体制の構築が図られていっている。</p>	<p>実績：○ 新医薬品の承認に係る総審査期間については、平成20年度に承認された79件について確認した。また、引き続き新規品目とともに、申講者側の申請理由に基づき検討できる申請を実施している。申講者が複数名の場合は、申講者の基本的な問題を把握しておらず困難な場合は、申講者の取扱いを指導した。申講者側が複数名の場合は、申講者の取扱いを指揮しては、審査状況と面談せざらに下げる等の見通し等の情報を共有した。</p> <p>○ 審査員による体制整備</p> <p>（具体的取組）</p> <p>・審査要員の充実による体制整備</p> <p>○ ドラッグ・ラグの解消方策が、着実に進展し、その結果が現れているか。</p> <p>実績：○ 平成21年度においては年4回の募集を定期化することとしているところ、約910人となり、採用内定者数96人（採用者44人を含む）を確保した。</p> <p>また、応募者数の拡大に向けて、業界説明会の開催、役職別による大学・病院への直接訪問、学会の機会を利用した働きかけ、採用パンフレット・ホームページ・採用サイトへの改定、就職情報サイトへの募集情報の掲載、学会誌等への募集広告の掲載等を実施した。</p> <p>○ 審査の基本的な考え方については、審査基準の明確化を図る観点から、審査員に周知するとともにPMDAホームページ等に掲載し、審査等において活用している。</p> <p>○ 平成20年4月17日に「新医薬品承認審査基準に明確化を図る観点から、審査の基本的な考え方について、審査員に周知する」としてPMDAホームページに掲載し、審査等において活用している。</p> <p>・治験相談段階から有効性及び安全性に関する評価を実施するためのガイドライン等の整備</p> <p>○ ドラッグ・ラグの短縮のためには、その推進が求められるが、実施に当たっては、内部での検討を進めることで、審査の技術的事項に焦点を当てたことから、「国際共同治験に関する基本的考え方」（平成19年9月28日付厚生労働省医薬食品局審査課長通知）が取りまとめられた。また、実施要領改訂制度を実施し、平成21年3月30日付けて通知を発出した。実施要領改訂制度を実施するため、平成21年度から導入するため、平成20年度の治験計画届524件中、国際共同治験の改定を行った（平成21年3月31日厚生労働大臣認可）。</p> <p>○ 国際共同治験については、ドラッグ・ラグの短縮のためには、その推進が求められるが、実施に当たっては、内部での検討を進めることで、審査の技術的事項に焦点を当てたことから、「国際共同治験に関する基本的考え方」（平成19年9月28日付厚生労働省医薬食品局審査課長通知）が取りまとめられた。また、実施要領改訂制度を実施し、平成21年3月30日付けて通知を発出した。実施要領改訂制度を実施するため、平成21年度から導入するため、平成20年度の治験計画届524件中、国際共同治験に係る治験の届は82件であった。</p> <p>○ 審査等の一層の迅速化のための取り組みのひとつとして、平成20年4月より、新医薬品の審査等を対象に、その進行管理・調整等を行うことを目指し、プロジェクトマネジメント制度を導入した。また、新薬審査担当部に進行調整の業務等を行う人員を配置するとともに、進行状況の情報の取扱いを改めた。</p> <p>・プロジェクトマネジメントの導入</p>

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務実績
<p>(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためのべき指針</p> <p>このため、平成16年4月1日以後の申請に係る品目には承認された品目(「その年に承認された品目」をいう。)に係る短縮目標(大幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合は除く通常のことと。また、効率的な審査体制を確立すること。)審査機関側の処理時間の処理時間(「その年に承認された品目」をいう。)に係る短縮目標(大幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合は除く通常のことと。また、効率的な審査体制を確立すること。)を設定し、業務を図ること。</p>	<p>(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためのべき指針</p> <p>イ 平成16年4月1日以後の申請に係る品目には承認された品目(「その年に承認された品目」をいう。)に係る短縮目標(大幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合は除く通常のことと。また、効率的な審査体制を確立すること。)審査機関側の処理時間の処理時間(「その年に承認された品目」をいう。)に係る短縮目標(大幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合は除く通常のことと。また、効率的な審査体制を確立すること。)を設定し、業務を図ること。</p> <p>・新医薬品については、中期目標期間中を通じて、審査事務処理時間1ヶ月を7ヶ月に、中期目標期間終了時には80%において達成することを確保する。 (医薬品・医療機器共通 医薬品関係はNo.10)</p>	<p>(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためのべき指針</p> <p>イ 平成16年4月1日以後の申請に係る品目には承認された品目(「その年に承認された品目」をいう。)に係る短縮目標(大幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合は除く通常のことと。また、効率的な審査体制を確立すること。)審査機関側の処理時間の処理時間(「その年に承認された品目」をいう。)に係る短縮目標(大幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合は除く通常のことと。また、効率的な審査体制を確立すること。)を設定し、業務を図ること。</p> <p>・新医薬品については、中期目標期間中を通じて、審査事務処理時間1ヶ月を7ヶ月に、中期目標期間終了時には80%において達成することを確保する。 (医薬品・医療機器共通 医薬品関係はNo.10)</p>	<p>(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためのべき指針</p> <p>イ 平成16年4月1日以後の申請に係る品目には承認された品目(「その年に承認された品目」をいう。)に係る短縮目標(大幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合は除く通常のことと。また、効率的な審査体制を確立すること。)審査機関側の処理時間の処理時間(「その年に承認された品目」をいう。)に係る短縮目標(大幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合は除く通常のことと。また、効率的な審査体制を確立すること。)を設定し、業務を図ること。</p> <p>・新医薬品については、中期目標期間中を通じて、審査事務処理時間1ヶ月を7ヶ月に、中期目標期間終了時には80%において達成することを確保する。 (医薬品・医療機器共通 医薬品関係はNo.10)</p>

中期目標		中期計画		平成20年度計画		平成20年度の業務実績	
【参考】							

・ 医療機器について、平成17年4月の改正薬事法の施行に伴い、従来の申請区分を臨床の有無・承認要件の有無に基づく区分に変更した。なお、低リスクの医療機器では第三者認証制度で認証基準を策定したものでは、厚生労働大臣承認から第3者認証制度に移行している。

また、上記同様に、併用診断用医薬品について、平成17年4月の改正薬事法の施行に伴い、従来の申請区分を診断情報のリスクの高低による区分に変更した。なお、診断情報リスクが低い併用医薬品は厚生労働大臣承認から自己認証制度に移行し、また、診断情報リスクが低い併用医薬品であって、認証基準を策定したものは、厚生労働大臣承認から第3者承認制度に移行している。

③ 医療機器の審査員について増強を進め、承認申請された新医療機器については、工学、薬学、医学、歯学、獣医学又は師範学校などの専門課程を修了した審査員で構成される審査チームにより、審査を実施した。また、審査チームの構成員は、担当部長、担当評議会役員、チーム主任、生物医学的評価担当、物理化学的評価担当及び臨床評価担当を基本とした。

④ 中期計画及び平成20年度計画に示した平成16年4月以降申請分に係る12ヶ月の目標達成状況は75%（16件中12件）、審査期間の中央値は8.9ヶ月であり、その達成率は75%より8%下げ、第1期中一期計画の最終目標である達成率90%に届かなかつた。この要因としては、新入審査員の増加及びその育成・指導への注力などが原因で、新度に影響したためと差えていく。なお、平成16年3月以前の申請分を含めても、達成率は75%（16件中12件）であった。

別表中の⑥を参照。

⑤ また、新医療機器審査の透明性を向上させ、その進捗をより的確に管理するため、メトリックシステム（審査プロセス毎の事務処理期間の管理）を導入した。

平成20年度に実施した各審査プロセス毎の処理件数及びそれに要した総審査期間（申請者が要した時間と行政機関が要した時間を合算した時間）の中央値は、以下のとおり。

【 各審査プロセスごとの処理件数及びそれに要した総審査期間】

審査プロセス	1. 受付から初回面談	2. 初回面談から初回専門協議会	3. 初回専門協議会から審査結果通知
--------	-------------	------------------	--------------------

処理件数と総審査期間（中央値）*	19件 46.0日	8件 479.0日	11件 132.0日	16件 24.0日
------------------	--------------	--------------	---------------	--------------

*) 各審査プロセスの日数は、総審査期間（行政TC十申請者側TCの合計）の中央値

注1：専門協議会は必要に応じて数回実施。

注2：平成16年4月以降申請分の集計。

中期目標		中期計画		平成20年度計画		平成20年度の業務の実績							
【新医療機器の審査状況】													
[新医療機器の審査状況]													
平成16年3月31日以前のもの	件数*	承認済**	取り下げ	審査中									
平成16年度	56	31(3)	17(1)	8[△4]									
平成17年度	7	7(1)	0	0[△1]									
平成18年度	24	16(3)	3(2)	5[△5]									
平成19年度	37	20(16)	1(0)	16[△16]									
平成20年度	32	1(1)	0(0)	31[31]									
計	288(32)	128(26)	96(3)	64[3]									

*) 件数とは、新医療機器として申請された品目の数。
**) 承認済件数は改良医療機器等で承認されたものも含む。
注1: () の数値は、平成20年度に処理した件数 (内数)
注2: () の数値は、平成19年度からの増減

⑥ PMDA登足前（平成16年3月以前）に申請がなされたもの132件のうち、年度中に承認又は取り下げによって処理されたものは128件であり、未処理案件総数を4件と大幅に減少させ、平成20年には、これら未処理案件を平準化できるよう努めた。また、PMDA設立後（平成16年4月以後）に申請されたもの156件について、事務処理期間目標を十分に考慮して審査しているが、PMDAからの照会に對し、回答が無いなど承認が困難な品目については、申請の取下げを求めている。

① 医療機器の製造所の製造管理及び品質管理の方法について、QMS 省令に適合しているか否か、調査を実施した。

【改正薬事法に基づくQMS調査件数（平成20年度）】

医療機器 実地調査42件（うち海外20件）、書面調査873件、計915件
体外診断用医薬品 実地調査1件、書面調査77件、計78件

② GMP/QMS調査を効率的に実施するため、次の取組を行った。

- (1) GMP/QMS調査担当者を、生物学的製剤、化学薬品、医療機器の3グループに分けて、それぞれで責任を持つて調査を実施しつつ、調査品目の多いグループには、他のグループから応援を出すなど柔軟な対応により、効率的な処理に努めた。
- (2) 迅速審査・優先審査品目については、調査申請の段階で調査日程の相談を進めながら、特に迅速な処理に努めた。
- (3) 調査業務を的確かつ迅速に処理するため、標準業務手順書の改正を行った。

中、期 目 標	平 成 20 年 度 計 画	平 成 20 年 度 計 画	平 成 20 年 度 計 画	平 成 20 年 度 の 業 務 の 実 績
				<p>(4) 申請者に対して、申請時期等の留意事項を周知徹底するため に、28回開催された講習会に出席者を派遣した。</p> <p>③ 全ての品目において、審査が終了する前に調査を終了した。 また、機構における調査に6月を要するところを、実際の 医療機器の調査期間の中央値は59日、6月以内に調査が終了した 割合は99%であった。</p> <p>① 厚生労働省が行う医療機器の承認基準等の作成に協力することと して、既存の医療機器承認基準等の作成件数は3回。 機器審査ガイドライン委員会及び国際規格等の規格 見直し、情報収集及び元管理等を行なう。 ISO/IEC規格等の規格と異なる国際規格及び国内規格 の制定にも協力する。</p> <p>② 基準作成及び改正の効率化を図る一環として基本要件基準等の基 本的考え方を取りまとめるとともに、これに基づきの作成様式等を 含めた「医療機器基準等原案作成要綱」を作成し公表を行った。</p> <p>③ 認証基準及び承認基準等に関するJIS及び国際規格等(ISO/IEC 等)の最新情報を定期的に収集し、データベース化するとともに、 ホームページ等を通じて機構の内外に基準等の最新情報を周知的 に発信した。</p> <p>④ ISO国内委員会に16回、IEC国内委員会に5回、JIS原案作成委員 会に31回参加し既存の医療機器の基準等の見直しに必要な情報及 内部規格の制定に協力した。</p> <p>① 少年疾患用医療機器及び医療上特に必要な性が高いと認められる と比較して、有効性又は安全性が医療明らかに優れていると認 められる医療機器)は、優先審査品目として、優先的に承認審査 を実施した。</p> <p>② 中期計画及び平成20年度計画に示した平成16年度以降申請分に 係る9ヶ月の目標達成状況は、75%。(4件中3件)であり、最終 目標である達成率70%を達成している。</p> <p>別表⑥を参照。</p> <p>① 厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について は、中期目標期間終了時までに、医薬品について は審査事務処理期間6ヶ月を50%、医療機器について は審査事務処理期間6ヶ月を70%、審査事務処理期間9ヶ月を 70%に達成する。 ② 新医薬品について、審査員の増員を図った増 強を図ることなど審査体制の強化を図る。また、 業務の効率的運営のための改善を図る。</p> <p>③ 内滑な審査を実施するため厚生労働省と定期 的に審査方針進行管理委員会等における各審査プロ セス毎の審査の進捗状況等を検証し、進行管理 の実施を行う。</p> <p>④ 審査・調査実施要領の遵守、審査関連情報の審 査担当者への周知、業務手順書の整備等により 業務を適切に管理する。 (医薬品・医療機器共通 医薬品関係はNo.10)</p> <p>⑤ ICH・GHTFの運営委員会や専門家会議等にお いて日本EUI等が合意した審査データの作成基準との 国際的な基準とわが国の基準との整合性を確保する。 また、厚生労働省と協機の上、米国やEUと共同 して相談や審査、安全対策を行うための情報交換等 の体制を充実する。 (医薬品・医療機器共通 医薬品関係はNo.10)</p> <p>① GHTF全体会議及び研究グループ会議(Study Group)等に参加す るなど医療機器の国際的な基準の整合性・調和に向けた取組みに 積極的に協力した。 * GHTFとは：医療機器規制国際整合化会議 (Global Harmonization Task Force)</p> <p>② ISO/TC/106、150、198の会合に参加し、国際的な基準の整合性 ・調和に向けた取り組みに積極的に協力した。</p>

評価の視点【評価項目1】業務の迅速な処理及び体制整備(医療機器)

評定	A
<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省において定めた「医療機器の審査迅速化アクションプラン」に基づき、審査人員の増員、研修の充実、3トランク審査制及び事前評価制度の導入、審査基準の明確化、進歩管理の徹底等各種施策についての実施体例を審査に盛り込んだもの、20年度は上記と同様の実施体例を実施し、21年度から実施される同アクションプランの実施度合いを見れば、75%（16件中12件）と目標90%に届かなかったこと及び審査事務処理期間に係る新医療機器全体の最終目標に対する達成度合いを見ると、20年度は上記アクションプランの準備抑制76%（4件中3件）と目標70%のところ、目標70%を上回ったことは、十分な成果を上げたと考えておらず、十分な成果を上げたことを考慮して、審査品目についての評定は、審査品質を遡求するところとおり、上記自己評定としている。 <p>〔優良目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新医療機器について、審査事務処理期間12ヶ月を平成16年度においては、70%に達成するなども、平成17年度及び18年度においては、80%、平成19年度及び20年度においては、90%について達成すること。 ○厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、審査事務処理期間終了時までに、医療機器については、審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成すること。 <p>〔評価の視点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新医療品、新医療機器、優先審査対象製品の審査事務処理期間について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みがそれぞれ講じられ、着実に進展しているか。 （※医薬品・医療機器 共通 薬品はN.O. 10） 	<p>(委員会の評定理由)</p> <p>審査品目は、新医療機器全般の審査事務処理期間9ヶ月の達成目標70%については、達成率75%と達成したが、新医療機器全般の審査事務処理期間12ヶ月に係る評価の視点の各細目については、すべて達成されていることを踏まえて目標を上回っていると評価する。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <p>新医療機器全般の審査事務処理期間に係る目標90%（最終目標）に対して、実績は75%である。優先審査品目については、目標70%に対して75%を達成している。</p> <p>20年度に限定すれば、上回っている。数値目標の一については、最終目標を下回っているものは、目標70%に対しては、すべて達成されたと評価できる。</p> <p>「目標70%のところ75%を目標達成」をAと考えられるのか疑問ではある。</p> <p>(その他意見)</p> <p>努力されていると思うが、目標達成に今一步努力が望まれる。 審査事務処理期間に係る新医療機器全体の最終目標90%に対して75%と、もっととも大切な目標が未達。</p> <p>○平成20年度においては、平成16年4月以降申請分に係る12ヶ月の目標達成状況は75%（16件中12件）、その達成率を19年度より8%下げ、第1期中期計画での目標75%に届かなかった。この要因としては、新人審査員の増加及びその育成・指導への注力などが要因に影響したためと考えている。（業務の実績・別表⑥を参照。）</p> <p>○平成20年度においては、平成16年4月以降申請分に係る審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成することができた。（業務の実績・別表⑥を参照。）</p> <p>実績：○「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）を受けて、「医療機器の審査迅速化アクションプラン」（平成20年12月11日）が策定され、医療機器の審査をはじめとする医療機器の審査までの期間の短縮を図ることが示されており、主な内容としては、審査人員の増員、研修の充実、3トランク審査制及び、進歩管理の徹底などである。評価度合の導入、審査基準の明確化、進歩管理の徹底となっている。</p> <p>これを受け、PMDAとしては、当該プログラムに示された各種施策策を第2期中期計画に反映させることとともに、平成21年度よりこれらの審査の迅速化・質の向上のための取組みを開始するため、準備作業を実施した。</p> <p>○新医療機器等に関するPMDA設立以前（平成16年3月以前）に申請がなされたものと、PMDA設立以後（平成16年4月以降）に申請がなされたものとの差異について、審査事務処理期間目標を十分に留意して審査を行った。</p> <p>○審査員の増員を進めるとともに、工学、薬学、医学、歯学、獣医学による統計学などの専門課程を修了した審査員で構成され、審査チームにより、審査を実施した。</p> <p>○平成20年度の承認状況についてみると、平成16年4月以降申請分に係る12ヶ月の目標達成率は75%（16件中12件）、審査期間中央値は8.9月である。その達成率を19年度より8%下げ、第1期中期計画の最終目標である達成率90%に届かなかった。この要因としては、新人審査員の増加及びその育成・指導への注力などが影響したためと考えている。</p>

- 厚生労働大臣が指定した医療機器の優先審査品目に関する事務処理実績については、中期目標期間終了時まで審査事務処理期間9ヶ月の目標達成状況について、中期目標達成率75%（4件中3件）であり、目標（70%）を達成した。（業務の実績・別表⑥を参照。）
- 平成19年度に引き続き、新医療機器審査のメトリックス管理（審査プロセスの透明性の向上及びシステムの導入）、審査の透明性の向上及びシステムの構築の実績・〔業務実績・〔業務実績・別表期間〕〕を参照。）
- ロセス毎の事務処理期間のより的確な管理を図った。
- 口セス毎の処理件数及びそれに要した総審査期間
- 審査においては、各審査チーム間の整合性を図るとともに、審査及び審査等業務の実務を迅速に遂行するため、「承認審査実施要項」等に基づき業務を実施した。また、審査等業務の実務を定めた「承認審査実施要項」等に基づき業務を実施した。
- 審査を実現するためには、審査及び審査等業務を実施した。
- 実績：○ GHTF等に参加することにより、国際的な基準の整備化に向けた取り組みに積極的に協力し、PMDAとして国際基準の整備化、調和の推進に尽力した。

○ ICHにおいて日米EUが合意した審査データの作成基準などの国際的な基準その他の整合性・調和を推進するための取り組みが積極的に行われているか。（※医薬品・医療機器 共通 薬品はN.O. 10）

医薬品医療機器総合機構

① 平成20年度においては、治療相談担当者の増員を図ることとともに、柔軟に対応ができる体制を構築することにより、約420件の相談に對応できました。また、平て対応したもののが、実施件数は315件、取り下げた件数は23件であった。

② 平成20年8月実施分から、日程調整方法の改善を行つております。月前から2ヶ月、月前から原則として上位個々に優先的に申し込みに応じた場合は、その前後平成20年8月実施分から、日程調整方法の改善を行つております。月前から原則として上位個々に優先的に申し込みに応じた場合は、その前後平成20年8月実施分から、日程調整方法の改善を行つております。月前から原則として上位個々に優先的に申し込みに応じた場合は、その前後

③ 簡易な形の治験相談や国際共同治験への対応など、多様な相談への対応を積極的に進めることとした。新有効成分の国際共同治験に係る相談については、平成20年度は延べ62件の申込みがあり、そのうち51件の治験相談を実施した。

【新医薬品の治験相談の申込状況】

	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
治験相談 申込件数	334	339 (243)*	473 (327)*	435 (325)*	342 (326)*

* (*)は、同一案件が選定漏れにより、複数回申し込み件数
件数を1件とした場合の実申込み件数

【新医薬品の治験相談の実施状況】

	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
治験相談 実施件数	193	218	288	281	315
取下件数	23	14	7	21	23
実施・取下件 合計	216	232	295	302	338

中期目標		中期計画		平成20年度計画		平成20年度の業務実績	
<p>オ バイオ・ゲノムといった先端技術の評価について、バイオ技術の急速な発展を視野に入れ、この分野における指導・審査技術水準を向上すること。</p> <p>オ バイオ・ゲノムなどといった先端技術の評価について、高度な知見を有する外部専門家を活用するとともに、新技術を応用した製品による評価指針の作成に協力する。</p> <p>オ バイオ・ゲノムといつた先端技術の評価について、中長期目標期間を通じ、高度な知見を有する外部専門家を活用するとともに、新技術を応用した製品による評価指針の作成に協力する。</p> <p>オ バイオ・ゲノムといつた先端技術の評価について、高度な知見を有する外部専門家を活用するとともに、新技術を応用した製品による評価指針の作成に協力する。</p>							

- ④ 平成19年10月に從来の生物系審査部が二部体制になつたことに伴い新設された「バイオ品質分野」について、平成20年度より治療相談の申込みを受付けることとした。
- ⑤ 治療相談の処理期間については、平成20年度に記録が確定した3,266件のうち、記録確定まで30日勤務以内であったものは286件(87.7%)、また、平成20年度に申込みから16件のうち、第1回目対面が30日勤務日以内であったものは9件(56.3%)であり、いずれも目標を達成することができた。

- ① バイオ・ゲノムといつた先端技術分野における指導・審査技術を向上められていくため、高度な知識を有する外部専門家を活用することとともに、新技術を応用した製品に係る国際評価指針(カルタヘナ法第1種承認)ヒト(自己)細胞組成工数品(同型)細胞組成工数品に係る承認ならびにQAL研究組織、バイオ後流品に係る評価ガイドライン)の開発によるガイドライン作成等の作業にも協力した。
- ② ベンチャーエンタープライズ支援相談事業及び先端医療開発特区(スーパー特区)採択事業における相談対応を通じて、最新技術を応用した製品の開発に係る相談等に協力した。また、スーパー特区採択課題における相談等には、平成21年3月より迅速に対応しているところ。
- ③ 患者個人への遺伝的要因が医薬品の有効性・安全性に及ぼす影響を検討した上で、より適切な条件で患者(アーマコデミクス)の医薬品を投与するため、ゲノム薬理学(フアイマコデミクス)の医薬品開発への応用が期待されている。しかし、臨床試験又は承認審査へのどのように利用すべきか等については検討すべき点が多いため、PMDA内にゲノム薬理学プロジェクトチーム(Pharmacogenomics Discussion Group-PDG)を発足させ、科学的な観点から情報収集を行うとともに、厚生労働省と協力しつつ、平成20年度には、内部での作成に向けて検討を行つた。また、平成20年度には、内部での企画会合を定期的に開催するとともに、企業等との非公式会合を3回実施し、ゲノム薬理学に関する最新の情報を基に、意見交換を行つた。

- ④ 医薬品名稱專門協議会を計5回開催して、計37品目の一般的名称(JAN)について厚生労働省へ報告した。また、国際一般名(INN)の申請相談を8件実施するとともに、平成20年4月にWHOで開催された国際一般名(INN)の会議に参加した。
- JAN : Japanese Accepted Names
INN : International Non-proprietary Names
- ⑤ バイオロジクスの品質、有効性、安全性などの評価についての国際的な通基盤構築を目的にバイオロジクスシンポジウムを毎年開催してきており、今回はバイオ後流品(ハイオシミラー)テーマに、欧米の規制当局、業界団体及びWHOから発表を招き、「第3回PMDA国際バイオロジクスシンポジウム」を平成21年2月に開催し、各国の取り組みや動向に關して議論した。
- ⑥ 厚生労働省が開催する次世代医療機器評価指針検討会の5分野(ナビゲーション医療の2分野、体内内型診断分野、再生医療分野、神経刺激分野)の計14回の会議に参加した。

評価の観点等	評価項目 1.2 業務の迅速な処理及び体制整備 (治療相談)	自己評定	A	評定	A
(理由及び特記事項)					
<p>○ 治療相談については、約420件の処理能力を確保し、全ての治療相談を從前の実施月の3ヶ月前から、2ヶ月前とし、必要な代理を実現した。</p> <p>また、対面相談から記録確定までの期間30勤務日の達成率は、87.7%（326件中288件）であり、達成件数としては、昨年186件のうち100件の増加を達成しており、優先治療相談の第1回目対面までの期間30勤務日の達成率は、56.3%であり、こちらも教職目標を達成し、実績の達成率についても、評価の視点に対して、十分対応した内容となっていると考える。</p>	<p>平成20年度においては、治療相談担当者の増員を図ることとともに、柔軟に対応することができる体制を構築することにより、約420件の処理能力を確保し、全ての治療相談の解消から、最終目標の改善を行っており、具体的には、申し込み時期を從前の実施月の3ヶ月前から、2ヶ月前とした。（業務実績P.49①及び②を参照）</p> <p>対面相談から記録確定までの期間30勤務日の達成率は、87.7%（326件中286件）、優先治療相談の第1回目対面までの期間30勤務日の達成率は、56.3%であり、いずれも目標値を上回った。（業務実績P.50上の⑤を参照）</p> <p>【数値目標】について、20年度に年間420件の処理能力を確保し、申請から対応までの期間を2ヶ月程度に短縮すること。 ・対面相談から記録確定までの期間30勤務日を10%を達成すること。 ・優先治療相談の第1回目対面までの期間30勤務日を50%を達成すること。</p>	<p>○ 治療相談は420件の処理能力を有し、申請のあつた全ての治療相談に対応することができた。また、他面相談から記録確定までの期間30勤務日の達成率は87.7%、優先治療相談の第1回目対面までの期間30勤務日の達成率は56.3%であり、いずれも教職目標を上回った。（事前見解提示方式）を全ての治療相談に導入していることも評価する。</p>	<p>（委員会の評定理由） 治療相談は420件の処理能力を有し、申請のあつた全ての治療相談に対応することができた。また、他面相談から記録確定までの期間30勤務日の達成率は87.7%、優先治療相談の第1回目対面までの期間30勤務日の達成率は56.3%であり、いずれも教職目標を上回った。（事前見解提示方式）を全ての治療相談に導入していることも評価する。</p>	<p>（各委員の評定理由） 数年前に比べて処理能力が大幅に上がり、全ての治療相談に対応するには治療相談の質を高めることを評価いたします。事前見解掲示方式も高く評価する。についても56.3%であり、いずれも教職目標を上回った。対面相談から記録確定までの期間30勤務日の達成率は56.3%と目標を上回り、実績を達成するため、事前見解掲示方式も高く評価する。</p>	<p>（各委員の評定理由） 数年前に比べて重複をすべての治療相談に対する治療相談から記録確定までの期間30勤務日の達成率は87.7%。達成率は56.3%と目標を上回り、実績を達成するため、事前見解掲示方式も高く評価する。</p>
(評価の視点)					
○ 優先治療相談制度を創設し、承認申請までの指導の機会の増加を図るために取り組みが講じられているか。					
〔評価の視点〕 ○ 優先治療相談制度を創設し、承認申請までの指導の機会の増加を図るために取り組みが講じられているか。					
実績：○ 医療上特に必要性が高いと認められるものに対する優先治療相談制度を提供する機会を増加させた。					
<p>○ 平成20年度においては、4成分の指定申請があり、4成分（うち、平成20年度申請分は2成分）を「優先治療相談」に該当と判定し、残りの2成分については、「非該当」と判定したものはないかった。また、現在検討中である。現在検討中である。非該当と判定したものはないかった。また、指定期間にて、治療相談を延べ77件実施した。申込みは1件であった。</p> <p>○ 原則としてすべての治療相談の需要に対応するため、従前の持ち点の上位順に優先的に日時を決定していく方法から、持ち点を参考にしつつ、申し込みに応じた日程調整を行ない、実施月で調整できなかつた場合は、その後1ヶ月で調整を行う方法を取ることとした。</p> <p>○ 治療相談の実施期間について、平成20年度に記録が確定した326件のうち、記録確定まで30日勤務以内であつたものは286件（87.7%）、また、平成20年度に申込みがあつた優先治療相談16件のうち、第1回目対面までの期間が30日勤務日以内であつたものは9件（56.3%）であり、いずれも目標を達成することができた。</p>					
○ バイオ・ゲノムといった先端技術分野における指導・検査技術者連携向上することとともに、新技術による通知、ヒト（自己）及ヒト（同種）細胞組織加工（ドライイン）の作成による連携協力した。					
○ ハイオ・ゲノムといた先端技術について、高度な知識を有する外部専門家を活用し、新技術を応用した製品に係る国の評価指針作成に協力しているか。					

- ベンチャーエンタープライズ及び先端医療開発特区（スーパー特区）採択事業における相談対応を通じて、新技術を応用した製品の開発に協力した。また、スバル特区採択講習における治験相談等についても、平成21年3月より迅速に対応しているところ。
- バイオロジクスの品質、有効性、安全性などの評価についての国際的な共通基盤標準を目的に、バイオロジクスシンポジウムを毎年開催してきており、今回はバイオ後続品（バイオアシミラー）をテーマに、欧米の規制当局、業界団体及びWHOから演者を招き、「第3回PMDA国際バイオロジクスシンポジウム」を平成21年2月に開催し、各国の取り組みや動向について議論した。

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
(2) 番査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上 番査等業務及び安全対策業務の信頼性を一層向上させることにより、國民や医療機器を提供するため、職員の技能の向上に努めること。	(2) 番査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に係る目標を達成するためにとるべき措置 ア・番査等業務及び安全対策業務の質の向上を図るために、研修の機会を提供するための新たな研修プログラムを平成19年度中に整備し、職員の技能の向上を図る。 ア・番査等業務及び安全対策業務の質の向上に研修的に研修プログラムを実施するため、国際的に見て、職員の専門性を維持するため、短期間で異なる分野の業務に異動しない等の配慮を行う。 ・適切な知見を有する外部の専門家を活用する。	(2) 番査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に係る目標を達成するためにとるべき措置 ア・諸外国における事例や担当職員からの意見等も踏まえ、内部での研修及び外部機関を積極的に活用し、業務等の目標に応じて系統的な研修した新研修システムを構築するため、平成19年度に整備した新研修システムの充実等研修の一層の充実を図る。 ・専門領域ごとのリーダーによる教育・指導等を行うことにより、職員の技能の向上を図る。 ・GMP／QMS調査担当者の教育研修の実施等による調査体制の整備を進める。	<p>① 大学・医療機関等への募集案内の送付、大学病院への訪問又はホームページや専門会員等を活用した募集を行い、平成20年度は、技術系職員98人を採用（内定）した。</p> <p>② 外部研修等については、関係各部に対し、積極的に参加要領等の情報を提供し、研修機会の確保を進めた。</p> <p>③ 番査及び安全対策業務に必要な業務を身につけさせたため、国内外から講師を招き、特別研修を開催した（平成20年度16件）。</p> <p>① GMP／QMS調査従事者（職員・嘱託を含む。）についても計画的に公募を実施し、平成16年4月の発足時に7名体制であったのに対し、平成21年4月には40名体制とした。</p> <p>② 年間計画に基づき、国立保健医療科学院における研修、厚生労働省主催のGMP/QMS合同検査研修、厚生労働省・医療機器・体外診断用医薬品QMS講習会等に参加した。また、経営産業研究所が実施する基準認証研修、PIC/Sが実施するセミナーにも参加した。</p> <p>③ GMP/QMS調査件数が増加していることから、GMP/QMS調査業務の効率的な実施手法について検討して、実施した。</p> <p>○ 平成20年度には、計62件の相談（うちGMP44件、QMS18件）を実施した。</p> <p>○ 職員の配置に当たっては、職員の知識・経験に配慮するほか、健康新聞の問題や業務上の特別な理由以外による短期間の異動は、基本的に行わないこととした。</p> <p>○ 番査及び安全対策に関する専門的意見を聞くため、外部の専門家に対し、PMDAの専門委員として委嘱手続きを行っている。</p> <p>（平成21年3月31日現在914名）</p> <p>① 安全対策情報について、平成16年度に医療機器不具合システムの2つの情報提供システムが開発され、より医薬品副作用等業務において、これら安全対策情報が参考できるよう検査側の情報支援システムの整備を行い、平成17年4月より運用を行っている。平成18年度以降においても審査の質的向上を図るため、引き続き情報支援システムの運用及び提供を行っている。</p> <p>② 平成20年度においては、中期目標及び中期計画の達成に向け、医薬品等新申請・審査・調査業務を迅速かつ効率的に進めるとともに、審査・調査等業務を実施するための情報支援システム開発を行った。</p>
(2) 番査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上 番査等業務及び安全対策業務の信頼性を安心して使用できる医薬品・医療機器を提供すること。	(2) 番査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に係る目標を達成するためにとるべき措置 ア・番査等業務及び安全対策業務において、国際的に見て、職員の専門性を維持するため、短期間で異なる分野の業務に異動しない等の配慮を行う。	(2) 番査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に係る目標を達成するためにとるべき措置 ア・番査の質的向上を図る体制を構築するため、番査等業務及び安全対策業務に關する情報を集約するなどとともに、これら業務を円滑に行うための情報支援システムを構築する。	<p>・番査の質的向上を図る体制を構築するため、番査等業務及び安全対策業務に關する情報を集約するなどとともに、これら業務を円滑に行うための情報支援システムを構築し、整備を進めること。</p>

中 期 目 標		平 成 20 年 度 計 画		平 成 20 年 度 計 画		平 成 20 年 度 の 業 務 の 実 績	
						(1) 新eCTDピュアシステムに係る改修業務（レビューメント機能）	

（1）新eCTDピュアシステムに係る改修業務（レビューメント機能）

平成19年度に実施したeCTDに係る審査事務の改修機能（レビュア機能）を追加し、eCTDピュアシステムによる審査業務が大幅に効率化された。この改修により、eCTDを正本として提出を可能とした。

（2）医療機器審査システムに係る進捗管理情報抽出機能の改修業務

医療機器審査の審査情報管理、進捗管理等に利用しているDeviceシステムの改修業務を一般競争入札により実施し、照会事項入力、差換え指示メモ入力画面の修正、信頼性調査、QMS調査履歴画面の追加、進捗管理情報抽出機能等を改善し、操作性向上した結果、新医療機器の審査業務の迅速化を推進した。

（3）治験計画届の届事項変更等に係る治験DBシステム機能改善業務

治験計画届については、省令改正等により、平成21年4月1日より電子的届出の形式がSGML形式から、XML形式に変更されるなどなっています。この変更に対応するため、XML形式で提出された治験届を、従来のSGML形式で提出された届と同様に受け入れ可能な改修を一般競争入札により実施しました。なお、操作性が併せ、検索機能の強化等についても改修を行ない、操作性が大幅に向上了。

（4）医薬品等承認原稿・添付資料電子媒体変換業務

一般競争入札によつて、医薬品等承認原稿及び添付資料を省スペース化・長期保存に耐えうる画像データへの変換を行つた。これら画像データを検索等により活用することで、審査業務の効率化・迅速化を推進した。

（5）過去の対面助言連資料電子化業務

一般競争入札によつて、從来紙媒体で保管していた実施済みの対面助言連資料をPDF形式へ電子化し、紙資料保管業務の削減を図つた。

（6）治験中安全性報告の一部改訂に係る副作用情報管理制度改修業務

副作用情報をシステムに一般競争入札により実施していいた実施済みの安全確認を保へ活用することとしたし、医薬品の承認審査業務の迅速化、効率化を推進した。

（7）原薬等登録原稿登録証の再交付及び登録内審更履歴合戦に係る新申請・審査システムににおいて、原薬等登録原稿(MF)登録、登録事項の変更等の申請書の処理業務のうち、登録証の書き換え・再交付の引用情報の変更、登録内審変更の際の履歴合戦成するための印刷フォームの追加、登録内審変更を行い、審査業務の迅速化、効率化を推進した。

評価の視点等	【評価項目】1.3 審査等業務及び安全業務の質の向上	自己評定	A	A
「数値目標」 ○特になし	<p>(理由及び特記事項) ○新たな研修プログラムの実施や外部専門家の活用をはじめとする各種取組みを通じて、審査等業務及び安全業務の質の向上が図られたものと考えている。</p> <p>実績： ○審査等業務及び安全対策業務の質の向上を図るための各種取組みが講じられている。 （具体的取り組み） ・業務等の目標に応じた系統的研修機会の提供</p> <p>・短期間で異なる分野の業務への職員への異動を行わない。 ・適切な知見を有する外部専門家の活用</p>	<p>委員会の評定理由 ・新規研修プログラムの実行と外部専門家の活用により、審査業務ヒヤウシステムの実施が図られ、GMP順応が実現したことについて、目標を上回つていると評価して、規制当局との連携強化は、今後も充実させることを希望する。</p> <p>(各委員の評定理由) ・GMP調査体制が整備され、新研修プログラムの実行と外部専門家を活用し、質の向上に努力している。 ・GMP体制が充実した。 ・外部専門家の活用。 ・評価の観点の各項目については、すべて達成されると評価できる。 ・評価については、さらなる開拓が始めとすると希望する。 ・努力がされており、Aとは自己評価が向上了こと。 ・自己評価が向上了こと。 ・評価がづらい。 (その他意見) ・東アジアとの連携強化は今後も充実されることを希望する。</p>		
「評価の視点」 ○特になし	<p>○審査等業務及び安全対策業務の質の向上を図るために各種取組みが講じられている。 （具体的取り組み） ・業務等の目標に応じた系統的研修機会の提供</p> <p>・短期間で異なる分野の業務への職員への異動を行わない。 ・適切な知見を有する外部専門家の活用</p>	<p>委員会の評定理由 ・新規研修プログラムの実行と外部専門家の活用をはじめとする各種取組みを通じて、特別研修等各種研修の提供に努めており、新規審査部門を中心にケーススタディ等を盛り込んだ新規研修プログラムを本格実施している。 ・その一環として、技術系職員については業務コーチングのためのメンターモードを実施している。 ・職員の配置に当たっては、職員の知識・経験に配慮するほか、健康上の問題や業務上の特別な理由以外による短期間の異動は、基本的に行わないこととしている。</p> <p>○職員に関する専門的意見を見直すため、外局の専門家に対し、PMDIの専門委員として委嘱手続きを行っている。(平成21年3月31日現在914名)</p> <p>○審査の質的向上を図るために、審査等業務において安全対策情報が参照できる審査側の情報支援システムの整備・運用を行っている。</p> <p>○平成20年度においては、①新eCTDピュアシステムによる改修業務(レコード機能)、②医療機器審査システムによる進歩管理制度、③医療機器の届出変更等による治験申請業務、④治験計画履歴DBシステム、⑤過去機能改修業務、⑥医薬品等承認認可業務、⑦医薬品等承認認可業務、⑧治験登録告示の一部部改正に係る治験登録申請料、⑨原薬登録申請料、⑩新規登録添付箇所改修業務、⑪新規登録添付箇所改修業務、⑫既存換算システムによる移行業務、⑬新規登録添付箇所改修業務、⑭審査業務等の相談窓口区分新設システムの拡充施策をそれぞれ実施し、審査のさらなる迅速化を図ることとともに、治験が実施されていいる。</p> <p>○欧米の規制当局との連携を強めた規制強化を図ることとともに、規制当局との連携を推進した。</p>		

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
(2) 番查等業務及び安全対策業務の信頼性の向上)	(2) 番查等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に係る目標を達成するためのべき措置	(2) 番查等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に係る目標を達成するためのべき措置	<p>① バイオ・ゲノムといつた先端技術分野における指導・調査技術において、新技術・見を見を有する国水準を向上するこどが求めらるるに用いた製品に係る通知、ヒト(自己)の評価指針(カルタヘナ法第1種承認申請に係る通知、ヒト(自己)及びヒト(同種)細胞組織加工製品に係る通知などにQ&A)を迅速に協力した。</p> <p>② ベンチマーク企業支援事業における相談対応を通じて、新技術を応用した製品の開発に協力した。また、スバル特区採択課題におけるガドリウム作成等の作業にも協力した。</p> <p>③ ベンチマーク企業支援事業及び先端医療開発特区(スバル特区)採択事業における相談対応を通じて、新技術を応用した製品の開発に協力した。また、スバル特区採択課題におけるガドリウム作成等についても協力した。</p> <p>④ 患者個人への遺伝的要因が医薬品の有効性・安全性に及ぼす影響を評価した上で、より適切な条件で患者ごとに医薬品を投与するため、ゲノム薬理学(ファーマコゲノミクス)の医薬品開発への応用が期待されることは承認審査又は承認審査では検討が多いため、PMDA内にゲノム薬理学プロジェクトチーム(Pharmacogenomics Discussion Group<PDG>)を発足させ、科学的な観点から情報収集を行うとともに、厚生労働省と協力しつつ、平成20年度には、内部での作成に向けての検討を行った。また、平成20年度には、企画会合を3回実施をを定期的に開催するなどとともに、企画会合を基に、意見交換を行った。</p> <p>⑤ 医薬品名称専門協議会を計5回開催して、計37品目の一般的名称(IAN)について厚生労働省へ報告した。また、国際一般名(INN)の申請相談を8件実施するとともに、平成20年4月にWHOに開催された国際一般名(INN)の会議に参加した。</p> <p>JAN: Japanese Accepted Names INN: International Non-proprietary Names</p> <p>⑥ バイオロジクスの品質、有効性、安全性などの評価についての国際的な共通基盤構築を目的にバイオロジクスシンポジウムを開催してきており、今回、バイオ後続品(バイオシミラー)の申請相談を8件実施するとともに、厚生労働省及びPMDAに、欧米の規制当局、業界団体及びWHOから演者を招き、「第3回PMDA国際バイオロジクスシンポジウム」を平成21年2月に開催し、各国の取り組みや動向に関して議論した。</p> <p>⑦ 厚生労働省が開催する次世代医療機器評価指針検討会の5分野(ナビゲーション医学の2分野、体内埋込材料分野、再生医療分野、神経刺激分野)の計14回の会議に参加した。</p>
(2) 番查等業務及び安全対策業務の信頼性の向上)	(2) 番查等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に係る目標を達成するためのべき措置	<p>① 医療機関に対するCCP実地調査数について、約1.5倍の増加を図った。また、CCPの実地調査対象医療機関に対しても、ホームベージにCCPによる相談を実施するなどとともに、医療機器生産業の実例解説の充実等を図ることで、医療機器の普及について、ホームページ、広報等の正な治療の普及により、医療関係者、患者への啓発を行はほか、各関係団体との連携に努める。</p> <p>② 中期目標期間を通じ、国内における治験の質的向上を図るために、医療機関等における実地調査の充実等を図ることとともに、医療機器の普及について、ホームページ、広報等の正な治療の普及についての啓発を行う。</p>	<p>・国内における治験の質的向上を図るために、医療機関等における実地調査の充実等を図ることとともに、医療機器の普及により、医療関係者、患者への啓発を行はほか、各関係団体との連携に努める。</p>

中期目標		中期計画		平成20年度計画		平成20年度計		平成20年度の業務実績		平成20年度の実績	
								平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
G.C.P調査*	73件	131件	149件	132件	149件	132件	198件	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度
新医薬品	68件	120件	137件	122件	120件	137件	182件				
後発医療用医薬品	5件	11件	12件	9件	11件	12件	15件				
医療機器	—	0件	0件	1件	—	0件	1件				

【評価項目14 適正な治験の普及等】		
評価の観点等	自己評定	A
(理由及び特記事項)	<p>○厚生労働省と協力しつつ、具体的なガイドライン作成に向けた検討を行なう等の評価指針作成に協力するなど、医療機関に対するGCP実地調査数等について、約1.5倍の増加を実現する。全体として十分対応した感覚となっていっている。</p>	<p>〔評価目標〕 ○特にな</p> <p>〔評価の視点〕 ○ゲノムを利用した医薬品評価など新技術を応用した製品に係る国のために、医療機関等に協力するとともに、作成に協力する治験の質的向上を図るために、医療機関等の実地調査や適正な治験の普及啓発の取組みが既にされている。</p>
(委員会の評定理由) GCP実地調査数は1.5倍増を達成。先端技術の評価やガイドライン作成にも尽力。 ガイドライン作成に向けた検討。GCP実地調査数、1.5倍の増加。 計画上の業務に次第もなく、実地調査数の大増と研修参加者の増加を達成している。	<p>〔各委員の評定理由〕 GCP実地調査数は1.5倍増を達成。先端技術の評価やガイドライン作成にも尽力。 ガイドライン作成に向けた検討。GCP実地調査数、1.5倍の増加。 計画上の業務に次第もなく、実地調査数の大増と研修参加者の増加を達成している。</p>	<p>〔その他意見〕 適正な治験の普及そのための活動を適切に実施した。しかし、A評価ではないのではないか。 ガイドライン等先端技術の評価や指針作成への協力は評価できる。スルバペイオ、ゲノムにおける治療相談とは具体的にどのようないもの。ガイドライン等の作成が望まれる。適正な治験の普及については企業とWGを形成し、電子化等について検討中のことである。 希望されるが活動としてCRTC養成以外の希望はない。</p>

中 括 目 標		平 成 2 0 年 度 計 画		平 成 2 0 年 度 計		平 成 2 0 年 度 の 業 務 の 実 績							
既存コンテンツへの追加掲載等													
【審査関係】													
1) 新薬の部会審議品目審査報告書65成分121品目 (累計373成分733品目)	2) 新薬の部会報告品目審査報告書26成分(累計198成分) 3) 一般用医薬品の審査報告書6成分(累計62成分)	4) 医薬部外品の審査報告書2品目(累計30品目)	5) 医療機器の部会審議品目審議報告書8品目(累計75品目)										
【審査関係】累計数前年度対比表													
		平成19年度末	平成20年度末										
1) 新薬の部会審議品目審査報告書	308成分 642品目	373成分 763品目											
2) 新薬の部会報告品目審査報告書	172成分	198成分											
3) 一般用医薬品の部会審査報告書	56品目	62品目											
4) 医薬部外品の審査報告書	28品目	30品目											
5) 医療機器の部会審議品目審査報告書	67品目	75品目											

	平成19年度末	平成20年度末
1) 新薬の部会審議品目審査報告書	308成分 642品目	373成分 763品目
2) 新薬の部会報告品目審査報告書	172成分	198成分
3) 一般用医薬品の部会審査報告書	56品目	62品目
4) 医薬部外品の審査報告書	28品目	30品目
5) 医療機器の部会審議品目審査報告書	67品目	75品目

【安全関係】

- 6) 使用上の注意の改訂指示14件(累計189件)
- 7) 医薬品、医療機器安全性情報11件(累計113件)
- 8) 厚労省医療品添付文書情報12件(累計48件)
- 9) 医療用医薬品添付文書情報197件(累計13,287件)
- 10) 一般用医薬品添付文書情報919件(累計8,356件)
- 11) 医療機器添付文書情報2,702件(累計8,164件)
- 12) DSU(医薬品安全対策情報)10件(累計51件)
- 13) 医療機器安全対策連絡通知書9件(累計110,879件)
- 14) 副作用が疑われる症例報告26,785件(累計42,405件)
- 15) 不具合が疑われる症例報告8,179件(累計42,405件)
- 16) 患者向医薬品ガイド31品目(累計1,598品目)
- 17) 医薬品医療機器情報配信サービス8,742件(累計20,707件)

中期目標		平成20年度計画		平成20年度の業務の実績	
《[安全関係] 累計数前年度対比表》					
		平成19年度末	平成20年度末	平成19年度末	平成20年度末
6) 使用上の注意の改訂指示	175件	189件			
7) 医薬品・医療機器安全性情報	102件	113件			
8) 厚労省報道発表資料	46件	48件			
9) 医療用医薬品添付文書情報	13,090件	13,287件			
10) 一般用医薬品添付文書情報	7,437件	8,356件			
11) 医療機器添付文書情報	5,462件	8,164件			
12) DSU(医薬品安全対策情報)	41件	51件			
13) 医療機器安全対策連絡通知集	* 125件	* 134件			
14) 副作用が疑われる症例報告	84,084件	110,879件			
15) 不具合が疑われる症例報告	34,226件	42,405件			
16) 患者向医薬品ガイド	270成分 1,567品目	294成分 1,598品目			
17) 医薬品医療機器情報配信サービス	11,965件	20,707件			
* 13)については、単年度件数					
【回収関係】					
18) 回収情報(医薬品1,118件、医薬部外品100件、化粧品415件、医療機器1,815件、合計3,448件)					
《[回収関係] 累計数前年度対比表》					
	平成19年度末	平成20年度末			
18) 回収情報	* 2,831件	* 3,448件			
* 单年度件数					
③ 医薬品医療機器情報提供ホームページの平成20年度のアクセス回数は、以下のとおりであった。					
【医薬品医療機器情報提供ホームページへのアクセス回数】					
アクセス回数 (単位百万)	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	2.33	2.89	3.91	4.97	6.42

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
<p>エ その他審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に資する措置をとること。</p> <p>・機械の審査等業務及び安全対策業務の海外への広報の英文ホームページに審査報告書等の英訳版を作成し、機械の英文ホームページにおいて公表する。</p> <p>エ・医療機器の特性から一定の割合で発生する、構造上の欠陥とは言えない不具合の発生率を把握し、中期目標期間終了時までに不具合について科学的な評価を実施する体制を構築する。</p> <p>エ・医療機器の特性から一定の割合で発生する、構造上の欠陥とは言えない不具合の発生率を把握し、中期目標期間終了時までに不具合について科学的な評価を実施する体制を構築する。</p> <p>エ・医療機器の特性から一定の割合で発生する、構造上の欠陥とは言えない不具合の発生率を把握し、中期目標期間終了時までに不具合について科学的な評価を実施する体制を構築する。</p>	<p>④ 新規コンテンツ等新規コンテンツとして医薬品医療機器情報提供ホームページを利用して利用される方の活用方法について記載した「情報提供方法」の掲載例及び重複作成した「添付文書情報」と使用上の注意のリンクを開いた。また、添付文書情報とホームページとのリンクを開始した。</p> <p>○ 厚生労働省の作成する医薬品医療機器等安全性情報の英訳を行った。</p> <p>○ 埋め込み型医薬品注入器（以下「埋め込み型ポート」という。）及び冠動脈ステントの実施状況等について記載した「情報提供方法」の掲載例及び重複作成した「添付文書情報」とのリンクを開いた。</p> <p>○ 埋め込み型医薬品注入器（以下「埋め込み型ポート」という。）及び冠動脈ステントの実施状況等について記載した「情報提供方法」の掲載例及び重複作成した「添付文書情報」とのリンクを開いた。</p> <p>(1) 埋め込み型ポートについては、不具合評価のための調査について登録された12施設113例の患者を1年間の追跡調査を平成20年5月に終えた。収集されたデータについての不具合評価体制等に関する実施状況等は、以下のとおりであった。</p> <p>(2) 冠動脈ステントについては、経皮的冠動脈インターベンション（PCI）あるいは冠動脈バイパス手術（CABG）を初めて施行された症例（予定26施設、予定期例16,000例）を対象とした冠動脈ステント（予定期例26施設、予定期例16,000例）についてのデータ収集作業が委託機関を通じて実施され、5年間連続として、中間集計として、平成20年9月までに収集されたデータ（9施設からのPCI症例のみ2,000例余）を用いて、ステント血栓症の発生等に関する解析を行い、（非公開）、平成21年4月にホームページ上に公開した。調査は次年度以降も継続して行う予定である。</p> <p>○ 心臓ベースメーカーなどのトランシッキング医療機器を対象としたデータ収集作業は、「トランシッキング医療機器のデータ収集補助人工心臓シミュレーション会議」にて、埋め込み型補助人人工心臓シミュレーションシステム（案）の実施計画書（案）、審査基準（案）、参考文献（案）を参考に検討を行った。国内参加予定医療機関や米国INTERMACS等に検討する調査が行われ、平成21年3月、システム化したコラボレーション（INTERMACS）により、ステント評議会に出席した。</p> <p>・ベースメーカーなどの埋め込み型のリスクの高いトランシッキング医療機器について、中期目標期間終了時までに特徴的な不具合発生率等によるデータを収集、医療機器の機能をため、当該システムを整備するシステムを構築することとともに、当該システムを検討する。</p> <p>・ベースメーカーなどの埋め込み型のリスクの高いトランシッキング医療機器について、中期目標期間終了時までに特徴的な不具合発生率等によるデータを収集、評価するシステムを整備する。</p> <p>・企業や医療機関から報告される副作用、不要な既存システムの機能改善等を図る。</p> <p>・企業報告等の収集、整理、調査等を行った。</p> <p>○ 平成20年度においては、企業及び医療機関から報告される副作用や不具合症例報告等の収集、整理、調査等を行った。</p> <p>(1) 副作用報告の入力ツールによる受付業務の効率化</p> <p>(2) 医療機器名及び企業名データのマスター化</p> <p>(3) 職員の学会参加の推進（延べ88人参加）及び参加した学会における情報収集</p> <p>(4) 医薬品及び医療機器それぞれに関する厚生労働省との連絡会の定期的（毎週）な開催</p>	<p>④ 新規コンテンツ等新規コンテンツとして医薬品医療機器情報提供ホームページを利用して利用される方の活用方法について記載した「情報提供方法」の掲載例及び重複作成した「添付文書情報」とのリンクを開いた。</p> <p>○ 厚生労働省の作成する医薬品医療機器等安全性情報の英訳を行った。</p> <p>○ 埋め込み型医薬品注入器（以下「埋め込み型ポート」という。）及び冠動脈ステントの実施状況等について記載した「情報提供方法」の掲載例及び重複作成した「添付文書情報」とのリンクを開いた。</p> <p>○ 埋め込み型医薬品注入器（以下「埋め込み型ポート」という。）及び冠動脈ステントの実施状況等について記載した「情報提供方法」の掲載例及び重複作成した「添付文書情報」とのリンクを開いた。</p> <p>(1) 埋め込み型ポートについては、不具合評価のための調査について登録された12施設113例の患者を1年間の追跡調査を平成20年5月に終えた。収集されたデータについての不具合評価体制等に関する実施状況等は、以下のとおりであった。</p> <p>(2) 冠動脈ステントについては、経皮的冠動脈インターベンション（PCI）あるいは冠動脈バイパス手術（CABG）を初めて施行された症例（予定26施設、予定期例16,000例）を対象とした冠動脈ステント（予定期例26施設、予定期例16,000例）についてのデータ収集作業が委託機関を通じて実施され、5年間連続として、中間集計として、平成20年9月までに収集されたデータ（9施設からのPCI症例のみ2,000例余）を用いて、ステント血栓症の発生等に関する解析を行い、（非公開）、平成21年4月にホームページ上に公開した。調査は次年度以降も継続して行う予定である。</p> <p>○ 心臓ベースメーカーなどのトランシッキング医療機器を対象としたデータ収集作業は、「トランシッキング医療機器のデータ収集補助人人工心臓シミュレーション会議」にて、埋め込み型補助人人工心臓シミュレーションシステム（案）の実施計画書（案）、審査基準（案）、参考文献（案）を参考に検討を行った。国内参加予定医療機関や米国INTERMACS等に検討する調査が行われ、平成21年3月、システム化したコラボレーション（INTERMACS）により、ステント評議会に出席した。</p> <p>・ベースメーカーなどの埋め込み型のリスクの高いトランシッキング医療機器について、中期目標期間終了時までに特徴的な不具合発生率等によるデータを収集、医療機器の機能をため、当該システムを整備するシステムを構築することとともに、当該システムを検討する。</p> <p>・ベースメーカーなどの埋め込み型のリスクの高いトランシッキング医療機器について、中期目標期間終了時までに特徴的な不具合発生率等によるデータを収集、評価するシステムを整備する。</p> <p>・企業や医療機関から報告される副作用、不要な既存システムの機能改善等を図る。</p> <p>・企業報告等の収集、整理、調査等を行った。</p> <p>(1) 副作用報告の入力ツールによる受付業務の効率化</p> <p>(2) 医療機器名及び企業名データのマスター化</p> <p>(3) 職員の学会参加の推進（延べ88人参加）及び参加した学会における情報収集</p> <p>(4) 医薬品及び医療機器それぞれに関する厚生労働省との連絡会の定期的（毎週）な開催</p>	

機器綜合品

評価の視点等	【評価項目】1.6 副作用等の情報の収集】	自己評定	A	評定	A
(理由及び特記事項)	○ データマイニング手法の導入のためのシステム開発が完了し、同手法を安全対策業務に本格的に活用する基盤が整備された。拠点医療機関は、副作用評価手法、副作用情報の活用の可能性が強く普及し、数値目標についても実績がなっている。	（委員会の評定理由） データマイニングシステムの開発が完了し、安全対策業務への活用基盤が整備された。また、副作用・不具合情報等の報告の電送化率を目標の80%に達成する、「抗がん剤併用療法実態把握調査」についても追加解析を経て、報告書を完成させたことを評価する。	（各員の評定理由） 副作用用・不具合情報等の報告の電子化率は92.3%と目標を達成。データマイニングによる「抗がん剤併用療法実態把握調査」は最終報告書をホームページに完了。拠点医療機関ネットワークは最終報告書をホームページに公表した。データマイニング手法の導入、実際に生かし、成果を収めている。副作用情報の電子化と安全対策業務プロセス、サポート、業務支援システムの開発完了を評価する。	（各員の評定理由） 副作用用・不具合情報等の報告の電子化率は92.3%と目標を達成。データマイニングによる「抗がん剤併用療法実態把握調査」は最終報告書をホームページに完了。拠点医療機関ネットワークは最終報告書をホームページに公表した。データマイニング手法の導入、実際に生かし、成果を収めている。副作用情報の電子化やデータマイニングの手法の活用は評価できる。	（各員の評定理由） 副作用用・不具合情報等の報告の電子化率は92.3%と目標を達成。データマイニングによる「抗がん剤併用療法実態把握調査」は最終報告書をホームページに完了。拠点医療機関ネットワークは最終報告書をホームページに公表した。データマイニング手法が導入され、安全対策業務への活用基盤が整備され、目標も達成。
【数値目標】	○ 入力ツール等をWeb上で公開し、電送化率をモニターし、主な未実施企業に対して電送化率の監視、導入の監視、平成20年度の通年実績で92.3%が達成し、中期計画の目標達成に向けて取り組むこととした。	○ 入力ツール等をWeb上で公開し、電送化率をモニターし、主な未実施企業に対して電送化率の監視、導入の監視、平成20年度の通年実績で92.3%が達成し、中期計画の目標達成に向けて取り組むこととした。	○ 入力ツール等をWeb上で公開し、電送化率をモニターし、主な未実施企業に対して電送化率の監視、導入の監視、平成20年度の通年実績で92.3%が達成し、中期計画の目標達成に向けて取り組むこととした。	○ 入力ツール等をWeb上で公開し、電送化率をモニターし、主な未実施企業に対して電送化率の監視、導入の監視、平成20年度の通年実績で92.3%が達成し、中期計画の目標達成に向けて取り組むこととした。	○ 入力ツール等をWeb上で公開し、電送化率をモニターし、主な未実施企業に対して電送化率の監視、導入の監視、平成20年度の通年実績で92.3%が達成し、中期計画の目標達成に向けて取り組むこととした。
【評価の視点】	○ 副作用用・感染症情報等報告について、中期目標終了時までに、電送化率を年平均80%以上とする。 ○ 医薬品の副作用・感染症情報等報告について、中期目標期間終了時までに安全対策業務に組みがなされる。	○ 副作用用・感染症情報等報告について、中期目標終了時までに、電送化率を年平均80%以上とする。 ○ 医薬品の副作用・感染症情報等報告について、中期目標期間終了時までに安全対策業務に組みがなされる。	○ 副作用用・感染症情報等報告について、中期目標終了時までに、電送化率を年平均80%以上とする。 ○ 医薬品の副作用・感染症情報等報告について、中期目標期間終了時までに安全対策業務に組みがなされる。	○ 副作用用・感染症情報等報告について、中期目標終了時までに、電送化率を年平均80%以上とする。 ○ 医薬品の副作用・感染症情報等報告について、中期目標期間終了時までに安全対策業務に組みがなされる。	○ 副作用用・感染症情報等報告について、中期目標終了時までに、電送化率を年平均80%以上とする。 ○ 医薬品の副作用・感染症情報等報告について、中期目標期間終了時までに安全対策業務に組みがなされる。
【評価の視点】	○ 副作用用・感染症情報等報告について、中期目標終了時までに、電送化率を年平均80%以上とする。 ○ 医薬品の副作用・感染症情報等報告について、中期目標期間終了時までに安全対策業務に組みがなされる。	○ 副作用用・感染症情報等報告について、中期目標終了時までに、電送化率を年平均80%以上とする。 ○ 医薬品の副作用・感染症情報等報告について、中期目標期間終了時までに安全対策業務に組みがなされる。	○ 副作用用・感染症情報等報告について、中期目標終了時までに、電送化率を年平均80%以上とする。 ○ 医薬品の副作用・感染症情報等報告について、中期目標期間終了時までに安全対策業務に組みがなされる。	○ 副作用用・感染症情報等報告について、中期目標終了時までに、電送化率を年平均80%以上とする。 ○ 医薬品の副作用・感染症情報等報告について、中期目標期間終了時までに安全対策業務に組みがなされる。	○ 副作用用・感染症情報等報告について、中期目標終了時までに、電送化率を年平均80%以上とする。 ○ 医薬品の副作用・感染症情報等報告について、中期目標期間終了時までに安全対策業務に組みがなされる。
○副作用情報の解析の精度を高めるために、情報収集拠点医療機関ネットワークの構築に向けた取り組みが着実に進展しているか。 ○また、ネットワーク医療機関に於ける副作用情報等の提供が行われているか。	○副作用情報の解析の精度を高めるために、情報収集拠点医療機関ネットワークの構築に向けた取り組みが着実に進展しているか。 ○また、ネットワーク医療機関に於ける副作用情報等の提供が行われているか。	○副作用情報の解析の精度を高めるために、情報収集拠点医療機関ネットワークの構築に向けた取り組みが着実に進展しているか。 ○また、ネットワーク医療機関に於ける副作用情報等の提供が行われているか。	○副作用情報の解析の精度を高めるために、情報収集拠点医療機関ネットワークの構築に向けた取り組みが着実に進展しているか。 ○また、ネットワーク医療機関に於ける副作用情報等の提供が行われているか。	○副作用情報の解析の精度を高めるために、情報収集拠点医療機関ネットワークの構築に向けた取り組みが着実に進展しているか。 ○また、ネットワーク医療機関に於ける副作用情報等の提供が行われているか。	○副作用情報の解析の精度を高めるために、情報収集拠点医療機関ネットワークの構築に向けた取り組みが着実に進展しているか。 ○また、ネットワーク医療機関に於ける副作用情報等の提供が行われているか。
○医薬品の副作用・感染症等情報をどこで収集しているか。 (具体的取り組み) ・電送化率平均80%以上（中期目標期間終了時）	○医薬品の副作用・感染症等情報をどこで収集しているか。 (具体的取り組み) ・電送化率平均80%以上（中期目標期間終了時）	○医薬品の副作用・感染症等情報をどこで収集しているか。 (具体的取り組み) ・電送化率平均80%以上（中期目標期間終了時）	○医薬品の副作用・感染症等情報をどこで収集しているか。 (具体的取り組み) ・電送化率平均80%以上（中期目標期間終了時）	○医薬品の副作用・感染症等情報をどこで収集しているか。 (具体的取り組み) ・電送化率平均80%以上（中期目標期間終了時）	○医薬品の副作用・感染症等情報をどこで収集しているか。 (具体的取り組み) ・電送化率平均80%以上（中期目標期間終了時）
○医療機関・薬局等からの副作用・感染症等報告についての情報処理が、厚生労働省とオランダによって行われるよう取組みが講じられているか。	○医療機関・薬局等から厚生労働省へのインターネットを使用したオンラインの共有化についての情報処理が、厚生労働省とオランダによって行われるよう取組みが講じられているか。	○医療機関・薬局等から厚生労働省へのインターネットを使用したオンラインの共有化についての情報処理が、厚生労働省とオランダによって行われるよう取組みが講じられているか。	○医療機関・薬局等から厚生労働省へのインターネットを使用したオンラインの共有化についての情報処理が、厚生労働省とオランダによって行われるよう取組みが講じられているか。	○医療機関・薬局等から厚生労働省へのインターネットを使用したオンラインの共有化についての情報処理が、厚生労働省とオランダによって行われるよう取組みが講じられているか。	○医療機関・薬局等から厚生労働省へのインターネットを使用したオンラインの共有化についての情報処理が、厚生労働省とオランダによって行われるよう取組みが講じられているか。

中期目標	中期計画	平成20年度計画		平成20年度の業務の実績		
		登録数	配信数	平成18年度末まで	平成19年度末まで	平成20年度末まで
【ブッシュメール登録数の推移】						
		登録数	配信数	平成18年度末まで	平成19年度末まで	平成20年度末まで
		6,762件	93件	11,965件	874件	20,707件
						1077件
※) 配信数は、各年度における累計。						
<p>○ 医療用医薬品添付文書情報と使用上の注意のうち重要な副作用等の「症例の概要」を「根拠症例」としてリンクするとともに、医療用医薬品添付文書情報と「重複副作用対応マニュアル」のリンクを実施し、添付文書情報の利便性向上させた。</p>						
<p>④ 医療用医薬品の添付文書情報について階層的に、厚生労働省が検討した結果を踏まえ、階層的にアクセスできるシステムを強化する。企業が作成した階層化情報の提供を平成18年度までに開始する。</p>						
<p>⑤ 添付文書に警告欄があり患者に特に注意喚起すべき新医薬品については、患者向インターネットでの作成を支援するとともに、インターネットでの情報提供を行う。</p>						
<p>⑥ 医療機器の添付文書情報のインターネットでの提供について充実を図る。</p>						
<p>⑦ 医療関係者に有用なヒヤリ・ハット情報を加え、医療安全情報の発信を、適切に行う。</p>						
<p>⑧ 一般用医薬品の添付文書情報のインターネットでの提供の充実を図る。</p>						
<p>⑨ 体外診断用医薬品の添付文書情報のインターネットでの提供を開始する。</p>						
<p>⑩ 医薬品医療機器情報提供ホームページの活用方法について説明会を開催し、医療関係者等に周知を行う。</p>						
<p>⑪ 医療関係者がより一層安全性情報を入手し易くなるよう、そのための提供手段について検討を行う。</p>						
【医療機器添付文書情報累計前年度対比表】						
		登録数		平成18年度末まで	平成19年度末まで	平成20年度末まで
		登録数		3,955件	5,462件	8,164件
<p>○ 平成17年7月から医療機器の添付文書情報をインターネット上で閲覧ができるよう運用を開始し、平成21年3月現在で、8,164件を掲載した。</p>						
<p>○ 収集されたヒヤリ・ハット情報などの分析結果に基づき、PMDA医療安全情報を作成し、平成20年度は情報提供ホームページ上に6種類掲載を行った。</p>						
<p>○ 平成21年6月の改正薬事法施行に備え一般用医薬品のリスクの程度に応じた情報提供及び相談体制の整備、医薬品の販売に必要な情報提供を行うため、一般用医薬品の添付文書のホームページへの掲載充実を図り、平成21年3月末現在で8,356件を掲載した。</p>						
<p>○ 体外診断用医薬品の添付文書の情報提供について、業界団体協力し平成20年11月にホームページへの掲載を開始、平成21年3月末現在で2,237件を掲載した。</p>						
<p>○ (財)日本薬剤師研修センターとの共催で「適正使用のための医薬品情報～副作用早期発見をめざして～」というテーマで全国4カ所(京都、札幌、福岡、東京)において研修会を開催した。</p>						
<p>○ ウェブアンケートを行い、医療関係者のニーズ把握に努め、新たなコンテンツとして、インターネットによる写真が掲載できるようシステムの改善を図った。</p>						

評価の観点等

【評価項目17 企業、医療関係者への安全性情報の提供】

評定	A	評定	A
<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業の安全対策の充実の支援にについては、副作用報告及び不具合報告の公表を引き続き行うとともに、収集されたヒヤリ・ハット情報などの公表結果に基づき、PMDA医療安全情報提供センターに作成し医薬品医療機器情報提供ホームページ上に情報掲載を行った。 また、「医薬品医療機器情報配信サービス」の広報を積極的にを行い、登録者数を増加させることによっており、評価の視点に対して、十分対応した実績となっていると考える。 	<p>〔評価の視点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年3月21日に平成19年9月末までになされた医薬品の副作用報告及び医療機器の不具合報告について公表し、以後、継続的に、報告受理後6ヶ月での公開を行った。 ○ 医療用医薬品の添付文書改訂の指示から当該指示文書のWe bへの掲載までを計画通り、2日以内に行つた。 	<p>〔委員会の評定理由〕</p> <p>企業への情報提供件数は、医薬品、医療機器、医療安全とともに前年度に比べて前年度よりも増加している。企業から各種相談も、医薬品、医療機器、医療安全すべてにおいて前年度よりも増加している。企業等への情報提供は、医療関係者への情報提供としては、医薬品医療機器情報発信サービス(ブッシュメール)の利用促進を行つており、配信先登録数が前年度に比べて1.7倍の8,742件増加していることから、着実に実施されており、目標を上回っていると評価する。</p>	<p>〔各委員の評定理由〕</p> <p>各企業への情報提供件数は、医薬品、医療機器、医療安全ともに前年度に比べて増加。配信登録数も前年度比8,742件増加。(医薬品、医療機器、医療安全)においても同様に安全情報などを利用して、すみやかに安全情報提供は増加しており評価する。医薬品、医療機器、医療安全において、企業等への情報提供は、計画上必要とする業務を実施したと認められる。</p>
<p>〔評価の視点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関からの副作用情報や他企業が報告した医薬品の副作用情報等について、報告受理後概ね6ヶ月での公表を目指すこと。 ○ 中期計画に掲げる企業に対する相談・助言事業が適切に実施されているか。 	<p>〔評価の視点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関からの副作用情報や他企業が報告した医薬品の副作用情報等のうち、自社製品に係る情報に企業からアセスできるシステムの構築が図られているか。 	<p>〔その他の意見〕</p> <p>医療機関系患者へのブッシュメール等まだ増大の余地が大きいにあるのではないかと思われるため、より一層の努力を要望する。又、副作用の一報から機構内での検討期間の短縮を要望する。</p>	<p>〔その他の意見〕</p> <p>医療機関系患者へのブッシュメール等まだ増大の余地が大きいにあるのではないかと思われるため、より一層の努力を要望する。又、副作用の一報から機構内での検討期間の短縮を要望する。</p>
<p>自己評定</p>	<p>A</p>	<p>評定</p>	<p>A</p>

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績															
(3) 情報管理及び危機管理体制の強化	(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を達成するためにとるべき指置 工 情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立	(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を達成するための企業への情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立	<p>① 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を達成するための企業への情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立</p> <p>・収集した安全性情報の解析結果等の医療関係者、企業へのフィードバック情報の利用拡大及び患者への適正使用情報の提供手段の拡大を図り、綿密な安全性情報提供体制を確立すること。</p> <p><患者への情報提供></p> <p>・医薬品・医療機器を安全かつ安心して使えるよう、後発医薬品や患者・医療関係者等からの相談業務を実施する。</p> <p><一般消費者・患者への情報提供></p> <p>・上記に加え、一般消費者・患者に対して、次の事業を実施する。</p> <p>・医薬品・医療機器を安全かつ安心して使えるよう、後発医薬品や患者・医療関係者等からの相談業務を実施する。</p> <p>② 消費者医療機器相談については、引き続き、昼夜みを含めた相談サービスを実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>平成19年度</th><th>平成20年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話件数</td><td>7,741件 (30.0件/日)</td><td>8,459件 (34.5件/日)</td><td>8,696件 (35.5件/日)</td><td>8,479件 (34.9件/日)</td></tr> <tr> <td>相談件数</td><td>10,505件 (43.4件/日)</td><td>11,696件 (47.7件/日)</td><td>12,477件 (50.9件/日)</td><td>12,533件 (51.6件/日)</td></tr> </tbody> </table> <p>③ 消費者や医療関係者から後発医薬品の相談を受けた。開始。平成20年度は143件の相談を受けた。</p> <p>④ 相談業務の改善に向けて、業界団体等の医薬品・医療機器の相談業務関係者との情報交換会を開催し、情報収集に努めた。</p> <p>○ 「患者向医薬品ガイド」の医薬品医療機器情報提供ホームページへの掲載を行ない、平成21年3月末までに、1,968品目の公表を行った。また、重複副作用別対応マニュアルについて、13疾患（累計38疾患）の掲載を行った。</p> <p>・自己注射薬など患者が自宅で使用する医薬用医薬品や重複などの副作用が発生する場合に不可欠である自己覚症状状の発見等が副作用の早期発見に不可欠である。また、自己覚症状状等について、発現の可能性が高い既知の重複的な副作用の初期症状等をまとめた自己覚症状状を含む医薬品等について、発現の可能性が高い既知の重複的な副作用の初期症状等をまとめた自己覚症状状を含む医薬品等について、説明文書とともに、企業が作成する「患者向医薬品ガイド」のインターネットでの提供の充実を図る。</p> <p>・平成18年度から開始した「重複副作用別対応マニュアル」の医薬品医療機器情報提供ホームページへの掲載について、掲載数の拡充を行った。</p> <p>・また、厚生労働省における検討結果を踏まえ、平成18年度までに企業が作成する医薬用医薬品や重複などの副作用が発生する場合に不可欠である自己覚症状状の発見等が副作用の早期発見に不可欠である。また、自己覚症状状等について、発現の可能性が高い既知の重複的な副作用の初期症状等について、患者に対する説明文書を提供する。患者がわかりやすい説明文書をまとめた自己覚症状状を図る。</p>		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	電話件数	7,741件 (30.0件/日)	8,459件 (34.5件/日)	8,696件 (35.5件/日)	8,479件 (34.9件/日)	相談件数	10,505件 (43.4件/日)	11,696件 (47.7件/日)	12,477件 (50.9件/日)	12,533件 (51.6件/日)
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度														
電話件数	7,741件 (30.0件/日)	8,459件 (34.5件/日)	8,696件 (35.5件/日)	8,479件 (34.9件/日)														
相談件数	10,505件 (43.4件/日)	11,696件 (47.7件/日)	12,477件 (50.9件/日)	12,533件 (51.6件/日)														

中期目標		中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
				<p>【情報提供の内容及びその質の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を十分配慮しつつ、被害救済業務及び審査等業務との連携方針についての具体的な方法について逐次見直し、検討を行うとともに、その評価を実施する。 ・情報提供の内容及びその質の向上に資するため、一般消費者との連携を強化する。
				<p>【新規部門との連携】</p> <p>① 支給決定事例及び不支給決定事例における医薬品名や副作用名等に関する情報の提供を受け、救急措置による不適正使用の事例などもともと、不適正使用による健診部と安全部との間での情報の共有に引き続き努めた。</p> <p>【審査部門との連携】</p> <p>② 審査部門・安全部門から、リスクマネジメントの試行、検討を行なうメンバーを選定し、14回打ち合せを行った。製造販売後調査等の実施条件として実施され、レピューティー、施設条件等のレビュー、部門別に実施を行った。21年4月以降のリスクマネージャーを含めた業務体制を確立した。また、リスクマネジメントに關する研修を実施した。</p> <p>③ 新医薬品の専門協議に46回参加した。また、専門協議資料等の面会をを行い、市販後安全対策について助言を行った。</p> <p>④ サリドマイドの安全監視等の26品目にについて審査担当者と共同して面会を行った。</p> <p>⑤ 新医薬品の情報について算定期的に収集・管理に努めた。</p> <p>⑥ 新医薬品の専門協議に26品目について審査担当者と共同して面会を行った。</p> <p>⑦ Web型アンケートを実施し、その意見を踏まえ、医薬品医療機器情報提供業務の改善に反映する。</p> <p>⑧ 情報提供業務の向上に資するため、一般消費者の意向調査を実施し、業務に反映させる。</p> <p>⑨ 情報提供業務の向上に資するため、一般消費者、医療機関等に向け手のニーズや満足度の分析を行なうことを目的として、Web型アンケートを実施し、その意見を踏まえ、医薬品医療機器情報提供業務の改善に反映する。</p>

評価の観点等	【評価項目 1.8 患者、一般消費者への安全性情報の提供】
自己評定	A
(理由及び特記事項)	<p>○くすり相談・医療機器相談業務に関して、さらには後発医薬品に関する分野における手のひらに情報の受け手としての利便性を追求するため、ニーズや懸念を踏まえ、医療機器情報提供会社が一歩前進して、医療機器相談を行っており、被審査業者及び審査等業務を行うなどの安全対応した実績となると想られる。</p>
【数値目標】	<p>○特にな</p>
【評価の観点】	<p>○臨業務が適切に実施されているか。</p>
評議会の評定理由	<p>医療機器相談についでいることは、くすり相談は12件、医療機器相談は9件と年々増加し、アンケート調査を踏まえ、ホームページで公表しており、ホームページ上で公表しております。その結果をどのように情報提供に反映させたかが明示していくことが望まれる。</p>
委員会の評定理由	<p>医療機器相談についでいることは、くすり相談は12件、医療機器相談は9件と年々増加し、アンケート調査を踏まえ、ホームページで公表しており、ホームページ上で公表しております。その結果をどのように情報提供に反映させたかが明示していくことが望まれる。</p>
委員の評定理由	<p>くすり相談の実績は12件、53件で、1、95品目をホームページ上に掲載。「患者向医薬品ガイド」を公表し、安全性情報の提供に努力している。</p>
○患者向医薬品ガイドを公表し、安全性情報の提供に努力している。	<p>患者向医薬品ガイドを公表し、相談件数(112件、53件)を評価。</p>
○ホームページ上で「患者向医薬品ガイド」を評価。	<p>ホームページ上で「患者向医薬品ガイド」を評価。</p>
○評議会に必要とされる業務を実施したと認められる。	<p>評議会に必要とされる業務を実施したと認められる。</p>
その他意見	<p>(その他意見)</p> <p>○評議会に必要とされる業務を実施したと認められる。</p>
評議会の評定理由	<p>医療機器情報を引き続き実施し、くすり相談では12,533件(前年度12,477件)、医療機器相談では902件(前年度824件)の相談を受受けた。また、平成19年5月より消費者や医療関係者からの後発医薬品の相談を開始し、本年度は143件(前年度122件)の相談を受受けた。</p>
○評議会の評定理由	<p>(業務実績P10①～④参照)</p>

○企業が作成する患者向けの説明文書や発現の可能性が高い既知の重篤な副作用の初期症状等をまとめた自己点検表がインターネットで利用して提供されているか。

○患者向けの情報提供を充実させるため、「患者向医薬品ガイド」の作成要領」(平成17年6月30日、厚生労働省医薬食品局長通知)等に従い、「患者向医薬品ガイド」の作成支援を実施し、平成21年3月末までに、294成分、1958品目の公表を行った。また、重篤副作用対応マニュアルについて、13疾患の掲載を行った。(累計38疾患)。

(業務実績P68下段○参照)

○個人情報を十分配慮しつつ、被害救済業務及び審査等業務との連携を通じて、承認から救済まで一貫した安全性の評価の実施への連携を図られていましたか。

○審査部門との連携については、審査部門・安全部門から、リスクマネジメントの試験・検討を行うメンバーを選定し、打ち合わせを行って実施されました。また、リモートによる基本計画書のレビュー、承認条件の部門にて検討を行った。新医薬品の専門性を考慮して実施した。新医薬品の収集・管理に努めるとともに、協議会に参加して審査担当者と共同して面会を行い、市販後26品目の新医薬品について助言を行った。

また、被害救済部門との連携については、支給決定事例及び不支給決定事例における医薬品名や副作用用名等に関する情報につき、健康新薬審査部と安全部との間での情報の共有に努めた。

これらにより、承認から救済まで一貫した安全性の評価ができる体制が整った。(業務実績P69中段①～④参照)

○一般消費者や医療関係者に対して提供した情報について平成19年度までに調査し、情報の受け手のニーズや満足度等を分析し、情報提供業務の改善へ向けた取組みが講じられているか。

実績：○情報提供業務の向上に資するため、ホームページ上の掲載内容へのアクセス状況の確認を行つたところ、平成20年度は、約6.4億回(平成19年度は約5.0億回)のアクセスがあることを確認した。また、情報の受け手のニーズや満足度の分析を目的として、Web型アンケートを実施し、検索スピードや掲載方法に関する意見を受けた。(業務実績P69下段①、②及びP70参照)

PMDAの医薬品医療機器情報提供ホームページの掲載内容、情報量について、毎月毎に次回把握を実施。利用者の更なる利便性の向上のため、医薬品医療機器情報提供ホームページの改修を実施。

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。 本目標第2の(1)及び(2)で定めた事項について、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算、別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算、別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり	○ 平成20年度の予算、収支計画及び資金計画に基づく予算執行等の要領は、決算報告書及び資金計画のとおりである。 見込みを、年度中において、特定債務付金の和解後請求件数等が見込みを立てたことから、年度計画予算等を二度にわたり変更し届け出た。
第4 短期借入額の限度額 (1) 借入限度額 2.3億円	第4 短期借入額の限度額 (1) 借入限度額 2.3億円	○ 短期借入金 なし	
ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延等による資金の不足 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給 ウ その他不測の事態により生じた資金の不足	ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延等による資金の不足 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給 ウ その他不測の事態により生じた資金の不足	○ 重要な財産の譲渡等、又は担保に供しようとするときは、その計画 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第6 剰余金の使途 審査等勘定において、以下に充てることができる。 ・業務改善に係る支出のための原資 ・職員の賃質向上的ための研修等の財源 なお、副作用救済勘定、感染救済勘定については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)第31条第4項の規定により、残余の額は積立金として整理する。	○ 重要な財産の譲渡等、又は担保に供しようとするときは、その計画 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第6 剰余金の使途 審査等勘定において、以下に充てることができる。 ・業務改善に係る支出のための原資 ・職員の賃質向上的ための研修等の財源 なお、副作用救済勘定、感染救済勘定については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)第31条第4項の規定により、残余の額は積立金として整理する。
第6 剰余金の使途 審査等勘定において、以下に充てることができる。 ・業務改善に係る支出のための原資 ・職員の賃質向上的ための研修等の財源 なお、副作用救済勘定については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)第31条第4項の規定により、残余の額は積立金として整理する。	第6 剰余金の使途 審査等勘定において、以下に充てることができる。 ・業務改善に係る支出のための原資 ・職員の賃質向上的ための研修等の財源 なお、副作用救済勘定については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)第31条第4項の規定により、残余の額は積立金として整理する。	○ 剰余金の使途 審査等勘定において、以下に充てることができる。 ・業務改善に係る支出のための原資 ・職員の賃質向上的ための研修等の財源 なお、副作用救済勘定については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)第31条第4項の規定により、残余の額は積立金として整理する。	

評価項目1.9 予算、収支計画及び資金計画	自己評定	S	A
〔理由及び特記事項〕 ○「効率的かつ機動的な業務運営」及び「業務運営の効率化に伴う経費節減」を達成すべく、更にその執務にあたつては、「随意契約見直し計画」を作成しておき、20年度の削減目標を上回る経費削減を達成することができた。(ひがい化による削減効果:2.4億円) ○その結果、法人全体として1.6.7億円の利益を計上することができる。 ○平成20年度収支計画で見込んでいた利益(1.3億円)を大幅に上回ることができた。	○ 委員会の評定理由 としては、見込み1.3億円を上回る1.6.7億円を計上しました。法人全体の収益と見込みが少ないものではなく、自動化が多くの理由で思わないのです。しかし、「隨意契約見直し計画」を第5項及び同法附則第15条第5項の規定により積立金として整理事業費と事業費とともに目標を上回る実績を達成し、法人全体の収益としては、見込み1.3億円を大きく超えていました。このことは多く評価どおりでした。 ○ 努力が多くの理由で思わないのです。しかし、「隨意契約見直し計画」を第5項及び同法附則第15条第5項の規定により積立金として整理事業費と事業費とともに目標を上回る実績を達成し、法人全体の収益としては、見込み1.3億円を大きく超えていました。このことは多く評価どおりでした。 ○ 法人全体の当期純利益1.6.7億円が主たるものであり、副作用救済勘定及び感染救済勘定から発生している。責任準備金の繙入が費用計上され、これを除くと赤字である。責任準備金を決定した際の前提条件等を踏まえ、収支相償などならず当該準備金算定方法を決定した際の前提条件等を踏まえ、収支相償などある。	○ 年度予算と実績との差異に係る主要な理由について、勘定別では次のとおりであり、差額発生に係る主な要因は、全て合理的な理由に基づいた。	○ 年度予算と実績との差異に係る主要な理由について、各費目に関して計画と実績との間に実績: ○ 「評価の根拠」 ○ 予算、収支計画及び資金計画には、その発生理由が明らかにされ、かつ、合規的なものであるか。
〔数値目標〕 ○特になし			

ものなどなつている。また、収支計画、資金計画の差異についても、予算を基に収支計画及び資金計画を作成している。

副作用教資勘定の業務経費において、教資給付金の不用が生じている要因は、給付金の支給人員が見込みを下回ったことによるものである。

感染教資勘定の業務経費において、教資給付金の不用が生じている要因は、給付金の支給人員が見込みを下回ったことによるものである。

審査等勘定の収入のうち、手数料収入の主な減収要因は、新薬の治験相談申込み件数及びGMP／QMSに係る更新審査申請件数が当初見込みを下回ったこと等によるものである。

審査等勘定の支出のうち、業務経費の中の審査等事業費の不用は、システム距離感係における調達コストの削減及びGMP海外実地調査等で比較的近距離等によるものであり、他方、多くの費用が多かったこと等による。執行部係における調達コストの削減等による費用が多かったこと等による。また、一般管理部門中の個人性質の不用は、予定していた増員の確保に至らなかつたことによるものである。

特定教資勘定の業務経費において、事務手賃の不用が生じている要因は、相談履歴フリーダイヤル経費について、相談件数の減少に伴い、回線数を順次縮小していったことにによるものである。

受託：貸付勘定の受託業務収入の減少は、支出と運動したことによるものである。

受託給付金の支給人員が見込みを下回ったことによるものである。

受給付金、調査研究事業費の支給人員が見込みを下回ったことによるものである。

○利益剰余金が発生している場合には、その発生要因と同様

○損益勘定が計上されることがあるか。(政・独委評価の観点事項と同様)

○利益剰余金が発生した勘定は、副作用教資勘定と感染教資勘定の2勘定である。いずれの勘定の利益剰余金についても、将来の教資給付の対象として積み立てているものである。

○受託給付金の支給人員が見込みを下回ったことによるものである。

○特定教資勘定に定められた責任準備金、給付金の支給額を勘定し、適切に算定を行つてある。

○副作用等教資給付金の決定については、厚生労働大臣へ副作用等の因果関係等の判定の申し出を受け、判定しているところである。当機構はそのへ踏まえ、その答申を受け、判定しているところである。

○判定結果通知に基づき、給付金の決定を適切に行つてある。

○損益勘定が計上されることがあるか。(政・独委評価の観点)

○損益勘定が計上されない場合、その解消計画の妥当性が評価されているか。当該計画が策定されていない場合、その解消計画の理由の妥当性について検証が行われているか。(政・独委評価の観点)

○利益剰余金が計上される場合、その解消計画の妥当性が評価されているか。当該計画が策定されない場合、その解消計画の理由の妥当性について検証が行われているか。(政・独委評価の観点)

目標を上回る経費削減が図られた。しかし、特段Sと評価する根拠は見あらない。

経費削減を見込んだ予算策定とこれに伴う運営は、達成さ正在すると評価されるが、審査セグメントにおける赤字予算策定の結果による損益赤字についての説明が不十分であるが、安全対策等事業に係るシステム改修等を行つて当初から見込上げたもので運営上の問題ではないが、財務監査委会上は、織越欠損額の増加と差異が見受けられている。

運営も年間が上がることは限らないので、更に努力されることが必要である。

(その他意見)

専門職といえども、対国家公務員指標が高いと思われる。大切な機構であるが、

更なる努力が欲しい。

受託：貸付勘定と受託給付勘定は、受託契約が収支基準であることからの損益影響が当期純損失となるため、損益がその期の状況を示すと必ずしも言えない結果となる。

（その他の意見）

専門職といえども、対国家公務員指標が高いと思われる。大切な機構であるが、

更なる努力が欲しい。

受託：貸付勘定と受託給付勘定は、受託契約が収支基準であることからの損益影響が当期純損失となる。

（その他の意見）

専門職といえども、対国家公務員指標が高いと思われる。大切な機構であるが、

更なる努力が欲しい。

○当期総利益が発生している場合には、その発生要因となつた業務運営は適切なものであるか。(政・独委評価の視点)

収入確保策について検討することにより、できる限り繰越欠損金の削減解消に向けて取り込んでいくこととしている。

○運営費交付金について、当該年度の未執行率が高い場合その理由と当該業務運営は適切なものであるか。(政・独委評価の視点)

実績：○当期総利益が発生した軽微な理由は、副作用救済勘定、感染整済勘定及び受託・販売勘定の3勘定であつた。主な要因は、給付金の支給額が見込みを下回したこと等によるものであり、業務運営については、適切に実施されている。

○運営費交付金について、当該年度の未執行率が高い場合その理由と当該業務運営は適切なものであるか。(政・独委評価の視点)

実績：○運営費交付金の未執行が生じた理由は、主にGMP査察において、査察回数が減少したこと等によるものであり、業務運営については、適切に実施されている。なお、平成20年度はPMDAの第一期中抑止画の最終年度であるため、独法会計基準に基づき全額収益化していることから運営費交付金債務の期末残高はない。

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
第5 その他業務運営に関する重要な事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要な目標は、次のとおりとする。	(1) 人事に関する事項 ア・職員の専門性を高めるために適切な能力開発を実施する事項 ア・職員の専門性を高めるために、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。 ア・職員の専門性を高めるために、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。	(1) 人事に関する事項 ア・職員の評価・目標達成状況を報酬や昇給・昇格に適切に反映し、職員の意欲を向上させるために、平成19年4月に導入した新人事評価制度を着実に実施する。 ア・業務の質の向上を図るため、業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提供し、職員の資質や能力をより職員の意欲の向上を図ること。	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成16年厚生労働省令第55号)第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。
(1) 人事に関する事項 ア・職員の専門性を高めるために適切な能力開発を実施する事項 ア・職員の専門性を高めるために、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。 ア・職員の専門性を高めるために、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。	(1) 人事に関する事項 ア・業務の質の向上を図るため、業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提供し、職員の資質や能力をより職員の意欲の向上を図ること。	(1) 人事に関する事項 ア・職員の評価・目標達成状況を報酬や昇給・昇格に適切に反映し、職員の意欲を向上させるために、平成19年4月に導入した新人事評価制度を着実に実施する。 ア・業務の質の向上を図るため、業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提供し、職員の資質や能力をより職員の意欲の向上を図ること。	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成16年厚生労働省令第55号)第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度計画	平成20年度計画	平成20年度計画	平成20年度計画
イ 平成17年度の改正薬事法の円滑な施行を確保するため、適切な人員数を確保すること。また、総合科学技術会議の意見見具申に基づき、必要な審査人員数を確保すること。	イ・医薬品及び医療部外品の製造管理及び品質管理規則(平成11年厚生省令第16号)に関する調査(M.P.調査)の海外における実施などとともに、総合科学技術会議の意見見具申を受けた番組部門の常勤職員の増加へ材を採用する。なお、採用に当たっては、本機構の中立性等に十分、配慮すること。	イ・総合科学技術会議の意見見具申を踏まえた検査部門の常勤職員申に応じて、必要な確保していく。有能な人材を公募を中心的に確保していく。	○ 公募に当たって、①募集要項の機構ホームページへの掲載、②就職支援サイト等の外部サイトの活用、③募集要項、機構パンフレット・ポスターの大学、病院等への送付、業務説明会等を実施し、技術系職員8人を採用(内定)した。	[平成20年度公募による採用状況等：平成21年4月1日現在]		
				1) 技術系職員(公募4回) 応募者数 約910人 採用内定者数 44人 採用者数 54人	これにより、平成21年4月1日の役職員数は521人となつた。なお、今後の採用予定者が54人いるが、平成19年度から平成21年度までの3カ年において236人(平成19年度58人、平成20年度80人、平成21年度98人)の増員が平成19年度末に認められることとから、必要な分野の有能な人材を公募を中心的に引き続き進めている。	① 業務規則等の服務關係規程に基づき、採用時ににおける暫約書の提出、記載、退職後の再就職等に関する制限等について就業規則に規定し、それらの内容を職員に周知徹底することによって、適切な人事管理に努めた。

	機構設足前((16.3))	機構設足後	総合機構
役職員数	149	70	16 4.1 4.1 21.
管理部門職員数	23	—	256 341 426 521
比率(%)	15.4	—	13.7 12.6 11.0 10.6

注) 旧審査センターからの移管者は現業部門のみであり、管理部門はない。

- ① 採用時の誓約書の提出、記載、退職後の再就職等に関する制限等について就業規則に規定し、それらの内容を職員に周知徹底することによって、適切な人事管理に努めた。
- ② 服務關係規程の周知を行うとともに、グレーブニアに掲載した。
- ③ 服務關係規程のより一層の周知徹底を図る観点から、職員が遵守すべき服務規律の内容やQ&Aを取りまとめた配布用ハンドブックを全職員に配布している。

(参考1) 人事に係る指標
期末の常勤職員数は、期初の152、7%を上
昇したこととする。
期初の常勤職員数
(参考1)
317人
平成17年度改正薬事法の円滑な施行
を行を確保するために増員した常勤職員数
40人
平成17年度研究開発振興業務の移行
に伴い減員した常勤職員数
11名
総合科学技術会議の意見見具申を踏ま
えて平成21年度までに増員する予定の增
員する審査部門の常勤職員数
236人のうち、当該中勤職員数
138人
期末の常勤職員数
(平成21年度末の常勤職員数)
484人(上限)
(平成21年度末の常勤職員数)
582人(上限)

(参考2) 中期目標期間中の人員費(総額
1,5705百万円(見込)
ただし、上記の額は、役員報酬並びに
職員基本給、職員階手当及び時間外勤務
手当に相当する範囲の費用である。

ウ・就業規則等の服務關係規程に基づき、採用時に
おける暫約書の提出、記載、退職後の再就職等に
関する制約を設け、適切な人事管理を行う。

ウ・機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑わ
れることがないよう、役職員の採用、配置及び退職
後の再就職等に關し適切な措置を講じること。

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
(2)セキュリティの確保	(2)セキュリティの確保	(2)セキュリティの確保	(2)セキュリティの確保
個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保すること。	・防犯及び機密保持のために事務室の入退室管理設備を設置し、昼夜を問わず、入退室に係る管理を徹底すること。	・入退室管理システムの適正な運用を図るとともに、入退室管理について、職員への周知徹底を図る。	○個人毎のIDカードによる「入退室管理システム」を事務室に導入し、入室履歴を記録する。また、「入退室管理システム」の運用管理制度等に係る入退室管理制度を講じていて、職員を説明する。 ○「入退室管理システム」の運用管理制度等に係る入退室管理制度を制定し、グループウェアや新任者研修の場を活用して職員に周知徹底を図った。
評価項目20 人事に関する事項及びセキュリティの確保			
評価の視点等			
【評価項目20 人事に関する事項及びセキュリティの確保】			
自己評定	A	A	A
(委員会の評定理由)			
○平成19年に導入した人事評価制度の着実な実施、新研修体系に基づくプログラムの充実及びセキュリティの確保などにより、人事制度の充実度がセキュリティの確保において、十分な連携があつたものと考へる。			
【数値目標】 ○特になし			
【評価の視点】 ○業務実績等の目標に応じた系統的な研修計画を策定し、当該計画に基づく研修が実施されているか。			
実績：○「研修委員会」において定めた基本方針及び研修年度計画に従い、技術職員の資質や能力の向上を図った。			
○職員の評価・目標達成状況が報酬や昇給・昇格に適切に反映されるよう、職員の専門性や業務の継続性を確保した適正な人事配置が行われているか。			
実績：○職員の配置に当たっては、職員の知識経験に配慮するほか、健康上の問題や業務上の特別な理由がある場合を除き短期間の間隔で業務を行なうこととしている。(業務実績P.77最下段○参照)			
(各委員の評定理由)			
○人事評価制度を導入し、かつ職員研修による質の向上も図っている。			
○人事評価制度の導入に伴う人材研修に積極的に取り組んでいる。			
○自己評価のどおり、公募による人材の確保、増員。製薬企業等との不適切な関係が疑わぬよう細心の注意を払っている。			
○これらのことから目標を上回っていると評価する。			
(各委員の評定結果)			
○平成19年4月に実施した人事評価制度による質の向上も図っている。			
○人事評価制度の導入に伴う人材研修に積極的に取り組んでいる。			
○自己評価のどおり、公募による人材の確保、増員。製薬企業等との不適切な関係が疑わぬよう細心の注意を払っている。			
○これらのことから目標を上回っていると評価する。			

○ ドラッグ・ラグを解消するための審査部門の常勤職員等について、専門性の高い有能な人材が、中立性等に配慮して、公募を中心にして確保されているか。

実績：○ 公募による職員採用に努め、平成20年度当初426人から平成21年度521人の増員数となつた。今後の採用内定者は55人（平成19年度公募による内定者1名を含む）。いるが、引き続き公募を中心とする職員の確保にあたることとしている。

○ 公募等により確保した人員は、新薬審査部門を中心配置しており、管理部門における職員比率は旧医薬品機構よりも低く、管理部門の効率化を図っている。

○ 製薬企業等との不適切な関係を疑われることうな制約が設けられ、それに基づき退職及び退職後の再就職等に關しどうな制約が設けられるか。情報セキュリティの強化が図られているか。

実績：○ 製薬企業等の歴歴を有する者の採用後5年間の就業制限、退職後2年間の競争制限等の規定について、採用時にこれらを明記する旨、新任者研修における説明、内部掲示板等での周知徹底とともに、概要やQ&Aを含めた服務規律の内容をまとめたハンドブックを配布して周知を図った。

実績：○ 事務室の入退室については、IDカードによる入退室管理システムの適正な運用管理を図るとともに、入退室管理制度をより厳格に行うため、これらシステムの運用管理を含めた入退室管理制度をグレーブウェアや新任者研修の場を活用して職員への周知徹底を図った。（業務実績P.79上段）

○ 情報データのバックアップ機能強化のため、競争入札により遠隔地データ保管者を選定し、情報システムのバックアップデータの遠隔地保管を引き続き実施した。

○ 電子メールの暗号化によるセキュリティの向上を図るシステム（セキュリティメール）について、対面助言の遠距離反訴業務へ利用拡大するメール

○ 連絡規程を改正した。これにより、セキュリティを向上した電子メールシステムの利用が可能となり、異なるセキュリティの向上を図った。

○ 事務室の入退室に係る管理制度が強化されているか。情報システムに係る情報セキュリティの強化が図られているか。

別表

① 【16年度以降に申請され承認された新医薬品の総審査期間（中央値）】

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
通常審査品目	総審査期間	18.1月	20.3月	20.7月（29.5月）	22.0月（27.6月）
	うち行政側審査期間	10.3月	12.8月	12.9月（17.7月）	11.3月（18.5月）
	うち申請者側審査期間	7.2月	6.9月	7.9月（11.2月）	7.4月（14.1月）
	件 数	15	29	53	53
優先審査品目	総審査期間	4.9月	13.7月	12.3月（19.4月）	15.4月（19.1月）
	うち行政側審査期間	2.8月	6.4月	4.9月（7.7月）	7.3月（8.3月）
	うち申請者側審査期間	2.2月	6.0月	6.5月（12.0月）	6.8月（11.4月）
	件 数	9	20	20	24

*) () 内の数字は、参考値となっている80%値。

② 【新医薬品の治験相談および審査業務の実績】

	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
治験相談件数					
事前面談対応件数	306件	542件	564件	573件	587件
治験相談実施件数	193件	218件	288件	281件	315件
審査関係					
専門協議実施件数	192件	121件	170件	231件	231件
書面形式	127件	87件	130件	182件	181件
会議形式	65件	34件	40件	49件	50件
部会審議件数	39件	46件	60件	51件	54件
部会報告件数	14件	21件	17件	29件	27件

(3)

【新医薬品の承認状況】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		うち平成16年度以降申請分**	うち平成16年度以降申請分**	うち平成16年度以降申請分**	うち平成16年度以降申請分**
承認件数	49件	60件	24件	77件	81件
審査期間 (中央値)	(8.6月) [65%]	(12.0月) [50%]*	(8.6月) [83%]	(13.7月) [39%]*	(10.5月) [59%]
総審査期間 (中央値)	13.5月	22.4月	16.2月	21.7月	19.2月
				20.1月	20.1月
				19.2月	19.2月
				18.9月	18.9月
				18.8月	18.8月

注 : []内の%は、申請から12ヶ月以内に、審査を終了した件数の割合。

*)中期計画の目標の対象外である平成16年3月以前申請分も含んだ数値。

**)平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度のうち、平成16年4月以降の申請分を対象としたものの再掲。

(4)

【新医薬品の承認状況（優先審査品目）】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		うち平成16年度以降申請分**	うち平成16年度以降申請分**	うち平成16年度以降申請分**	うち平成16年度以降申請分**
承認件数	22件	18件	9件	24件	20件
審査期間 (中央値)	(2.8月) [86%]	(8.9月) [28%]*	(2.8月) [56%]	(7.3月) [42%]*	(4.9月) [50%]
総審査期間 (中央値)	4.5月	20.4月	4.9月	15.6月	13.7月
				13.7月	12.3月
				12.3月	12.3月
				15.6月	15.6月
				15.4月	15.4月

注 : []内の%は、申請から6ヶ月以内に審査を終了した件数の割合。

*)中期計画の目標の対象外である平成16年3月以前申請分も含んだ数値。

**)平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度のうち、平成16年4月以降の申請分を対象としたものの再掲。

⑤

【新医療機器の承認状況】

	平成16年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
		うち平成 16年度以 降申請分 **		うち平成 16年度以 降申請分 **		うち平成 16年度以 降申請分 **
承認件数	8件	11件	5件	23件	15件	26件
審査期間 (中央値)	(12.7月) [50%]*	(7.7月) [82%]*	(1.8月) [100%]	(6.0月) [83%]*	(3.4月) [100%]	(8.6月) [73%]*
総審査期間 (中央値)	35.8月	22.4月	10.3月	19.7月	15.3月	17.1月
承認件数	16件	16件	16件	23件	16件	16件
審査期間 (中央値)	(8.9月) [75%]	(8.9月) [75%]	(8.9月) [75%]	(8.2月) [83%]	(8.2月) [83%]	(8.2月) [83%]
総審査期間 (中央値)	16.0月	16.0月	16.0月	15.1月	15.1月	15.1月

注：〔 〕内の%は、申請から12ヶ月以内審査を終了した件数の割合。

*)中期計画の目標の対象外である平成16年3月以前申請分も含んだ数値。

**)平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度のうち、平成16年4月以降の申請分を対象としたものの再掲。

⑥

【新医療機器の承認状況（優先審査品目）】

	平成16年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
		うち平成 16年度以 降申請分 **		うち平成 16年度以 降申請分 **		うち平 成16年 度以降 申請分 **
承認件数	2件	0件	0件	1件	1件	4件
審査期間 (中央値)	(9.3月) [50%]*			(5.7月) [100%]*	(5.7月) [100%]	(8.6月) [75%]*
総審査期間 (中央値)	24.0月			14.2月	14.2月	15.7月
承認件数	4件	4件	4件	4件	4件	4件
審査期間 (中央値)	(5.8月) [75%]	(5.8月) [75%]	(5.8月) [75%]	(8.6月) [75%]	(8.6月) [75%]	(5.8月) [75%]
総審査期間 (中央値)	28.8月			15.7月	15.7月	28.8月

注：〔 〕内の%は、申請から9ヶ月以内に審査を終了した件数の割合。

*)中期計画の目標の対象外である平成16年3月以前申請分も含んだ数値。

**)平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度のうち、平成16年4月以降の申請分を対象としたものの再掲。

中期計画(平成16年度～平成20年度)の予算

(単位:百万円)

区分	金額						
	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	特定救済勘定	受託・貸付勘定	受託給付勘定	計
収 入							
運営費交付金			3,554				3,554
国庫補助金収入	989	98					1,087
その他の政府交付金				20,462			20,462
受託業務収入			7		8,931	3,692	12,630
拠出金収入	14,478	2,391	4,662				21,531
手数料収入			34,244				34,244
業務外収入	1,278	56	257		1	1	1,593
運用収入	1,260	55	0		0	0	1,315
雑収入	18	1	257		1	1	278
計	16,746	2,544	42,724	20,462	8,932	3,693	95,101
支 出							
業務経費	8,247	468	16,247	20,218	8,655	3,495	57,330
一般管理費	674	62	10,262	60	84	49	11,191
人件費	1,342	131	15,753	184	193	148	17,751
計	10,263	660	42,262	20,462	8,932	3,693	86,272

【注記】

計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

中期計画(平成16年度～平成20年度)の収支計画

(単位:百万円)

区分	金額						
	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	特定救済勘定	受託・貸付勘定	受託給付勘定	計
費用の部	80,394	1,965	39,947	20,446	8,932	3,693	155,377
経常費用	80,394	1,965	39,947	20,446	8,932	3,693	155,377
救済給付金	7,488	266					7,754
保健福祉事業費	83						83
審査等事業費			10,289				10,289
安全対策事業費			3,242				3,242
特定救済給付金				20,000			20,000
健康管理手当等給付金					8,594		8,594
特別手当等給付金						1,417	1,417
調査研究事業費						1,983	1,983
一般管理費	1,451	257	10,039	257	150	144	12,298
人件費	1,231	131	15,631	184	187	146	17,510
減価償却費	14		741	5	0	0	760
責任準備金繰入	70,116	1,305					71,421
事業外費用	8	4	5				17
収益の部	83,436	3,406	39,810	20,446	8,932	3,693	159,723
経常収益	83,436	3,406	39,810	20,446	8,932	3,693	159,723
拠出金収入	14,478	2,391	4,662				21,531
国庫補助金収入	989	98					1,087
その他の政府交付金収益				441			441
手数料収入			31,155				31,155
特定救済基金預り金取崩益				20,000			20,000
受託業務収入			7		8,931	3,692	12,630
資産見返補助金戻入	5		4	5			14
資産見返運営費交付金戻入			85				85
運営費交付金収益			3,679				3,679
責任準備金戻入	66,598	862					67,460
事業外収益	1,365	56	218		1	1	1,641
純利益(△純損失)	3,042	1,441	△ 136		0	0	4,347
目的積立金取崩額	0	0	0		0	0	0
総利益(△総損失)	3,042	1,441	△ 136		0	0	4,347

【注記1】

審査等勘定の運営費交付金で措置している業務に係る職員の退職手当については、運営費交付金を財源とするものと想定している。

但し、法附則第8条第2項の規定でいう、在職期間に相当する退職手当として運営費交付金で措置された金額を除くものとする。

【注記2】

計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

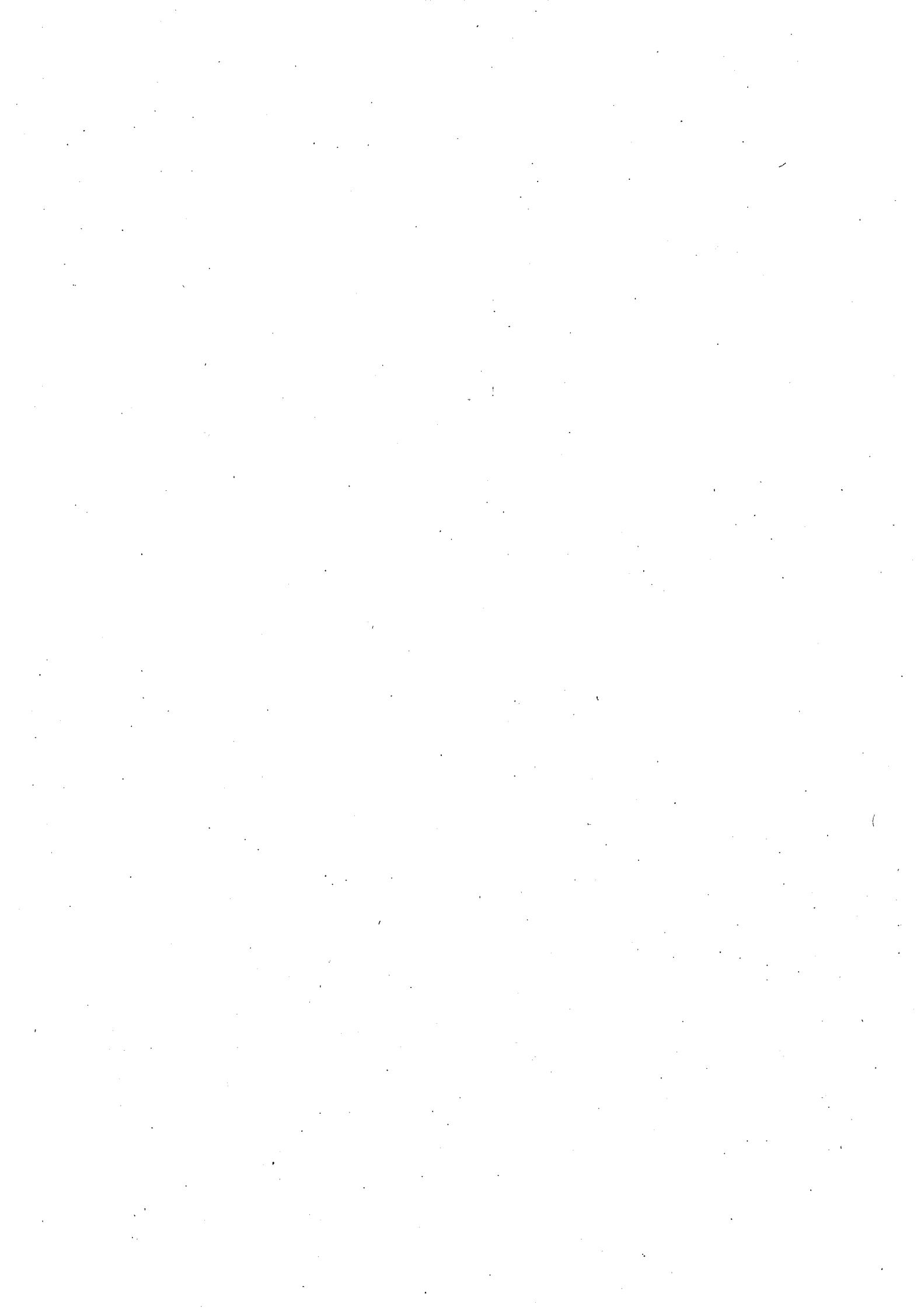
中期計画(平成16年度～平成20年度)の資金計画

(単位:百万円)

区分	金額							計
	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	特定救済勘定	受託・貸付勘定	受託給付勘定		
資金支出								
業務活動による支出	10,152	659	42,449	20,462	8,926	3,692	86,340	
救済給付金	7,488	266					7,754	
保健福祉事業費	83		16,656				83	
業務経費			20,000				16,656	
特定救済給付金							20,000	
健康管理手当等給付金					8,594		8,594	
特別手当等給付金						1,417	1,417	
調査研究事業費						1,983	1,983	
一般管理費	1,340	257	10,289	257	144	143	12,430	
人件費	1,231	131	15,499	184	187	146	17,378	
還付金	4	4					8	
雑支出	3		5				8	
投資活動による支出	5,869			21			5,890	
財務活動による支出	18		33		1	1	53	
次期中期計画の期間への繰越金	26,251	5,612	10,110		227	732	42,932	
計	42,292	6,272	52,592	20,462	9,156	4,424	135,198	
資金収入								
業務活動による収入	15,485	2,489	42,832	20,462	8,932	3,693	93,893	
拠出金収入	14,478	2,391	4,662				21,531	
運営費交付金収入			3,554				3,554	
国庫補助金収入	989	98					1,087	
その他の政府交付金収入				20,462			20,462	
手数料収入			34,352				34,352	
受託業務収入			7		8,931	3,692	12,630	
雑収入	18	1	257		1	1	278	
投資活動による収入	1,259	55					1,314	
財務活動による収入	4,934		33		1	1	4,969	
中期計画期間中の期首繰越金	20,612	3,728	9,727		222	730	35,019	
計	42,292	6,272	52,592	20,462	9,156	4,424	135,198	

【注記】

計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。



平成20年度業務実績評価参考資料

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

目次

参考 1 財務状況	1
参考 2 人件費管理	7
参考 3 契約	20
参考 4 内部統制	26
参考 5 業務改善のための役職員のイニシアティブ等	27

(参考1)

財務状況

①当期総利益又は総損失	総利益	16.7億円
②利益剰余金又は繰越欠損金	利益剰余金	59.5億円
③当期運営費交付金債務		0億円（執行率87.4%）

④利益の発生要因 及び 目的積立金の申請状況	一億円以上の当期総利益を計上したのは、以下の2勘定である。 ア 副作用救済勘定：11.2億円 イ 感染救済勘定：5.9億円 これらの勘定については、給付金の支給額が見込みを下回ったこと等により利益が発生したもの。 なお、上記2勘定については、機構法第31条第4項の規定により、独立行政法人通則法第44条第1項ただし書、第3項及び第4項の規定は適用しないこととなっているため、目的積立金の申請は行っていない。
⑤100億円以上の利益剰余金又は繰越欠損金が生じている場合の対処状況	該当なし
⑥運営費交付金の執行率が90%以下となつた理由	運営費交付金の未執行が生じた理由は、主にGMP査察において、査察回数が減少したこと等によるものである。 なお、平成20年度はPMDAの第一期中期計画の最終年度であるため、独法会計基準に基づき全額収益化していることから運営費交付金債務の期末残高はない。

貸借対照表(法人単位)

(平成21年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 領	科 目	金 領
資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	11,552,697,038	預り補助金等	28,491,994
1年以内回収予定長期財政融資金預託金	300,000,000	未払給付金	292,153,872
有価証券	299,926,134	未払金	724,031,805
仕掛審査等費用	1,340,857,546	前受金	7,641,037,180
未収金	152,986,387	預り金	129,796,459
未収収益	41,205,003	引当金 賞与引当金	296,945,094
その他の流動資産	2,392,133	流動負債合計	296,945,094
流動資産合計	13,690,064,241		9,112,456,404
II 固定資産		II 固定負債	
有形固定資産		資産見返負債	
工具器具備品	498,152,064	資産見返運営費交付金	243,599,944
減価償却累計額	△ 232,285,107	資産見返補助金等	20,254,593
有形固定資産合計	265,866,957	資産見返物品受贈額	1,992,190
無形固定資産		特定救済基金預り金 長期預り補助金等	4,361,712,716
ソフトウェア	1,483,279,110	引当金 退職給付引当金	423,808,100
電話加入権	286,000	責任準備金	423,808,100
無形固定資産合計	1,483,565,110	固定負債合計	16,601,330,500
投資その他の資産		負債合計	21,652,698,043
長期財政融資金預託金	1,300,000,000		30,765,154,447
投資有価証券	20,537,018,764	純資産の部	
投資その他の資産合計	21,837,018,764	I 資本金	
固定資産合計	23,586,450,831	政府出資金	1,179,844,924
		資本金合計	1,179,844,924
		II 資本剰余金	
		損益外減価償却累計額(△)	△ 619,635,431
		損益外固定資産除売却差額(△)	△ 869,136
		資本剰余金合計	△ 620,504,567
		III 利益剰余金	
		純資産合計	5,952,020,268
資産合計	37,276,515,072		6,511,360,625
		負債・純資産合計	37,276,515,072

損益計算書(法人単位)

自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額
経常費用	
副作用救済給付金	1,798,706,207
感染救済給付金	10,301,944
保健福祉事業費	15,797,082
審査等事業費	1,924,339,294
安全対策等事業費	885,859,703
特定救済給付金	13,632,000,000
健康管理手当等給付金	1,531,744,775
特別手当等給付金	218,100,000
調査研究事業費	320,121,600
責任準備金繰入	668,580,513
その他業務費	
人件費	3,016,108,996
減価償却費	547,876,324
退職給付費用	99,209,772
賞与引当金繰入	203,940,494
不動産賃借料	1,206,806,435
その他経費	341,700,284
一般管理費	5,415,642,305
人件費	450,836,164
減価償却費	46,507,104
退職給付費用	8,470,533
賞与引当金繰入	31,814,659
不動産賃借料	226,174,348
その他経費	840,322,119
雑損	1,604,124,927
経常費用合計	19,692,600
	28,045,010,950
経常収益	
運営費交付金収益	697,515,883
特定救済基金預り金取崩益	
特定救済給付金支給等交付金収益	13,632,000,000
手数料収入	6,908,577,281
拠出金収入	5,642,323,000
副作用被害救済事務費補助金等収益	144,988,258
生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益	14,829,248
特定肝炎被害救済事務費補助金等収益	49,592,868
国からの受託業務収入	111,848,297
その他の受託業務収入	2,053,710,499
資産見返運営費交付金戻入	96,751,037
資産見返補助金等戻入	1,520,371
資産見返物品受贈額戻入	490,271
財務収益	
受取利息	29,088,213
有価証券利息	289,402,430
雑益	318,490,643
経常収益合計	42,392,877
経常利益	
臨時損失	
固定資産除却損	29,715,030,533
当期純利益	1,670,019,583
当期総利益	
	132,015
	1,669,887,568
	1,669,887,568

損益計算書(副作用救済勘定)

自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額	
経常費用		
副作用救済給付金	1,798,706,207	
保健福祉事業費	15,797,082	
責任準備金繰入	666,986,124	
その他業務費		
人件費	167,905,755	
減価償却費	40,336,164	
退職給付費用	1,428,000	
賞与引当金繰入	6,463,944	
不動産賃借料	31,971,237	
その他経費	225,963,021	474,068,121
一般管理費		
人件費	54,391,025	
減価償却費	2,764,736	
賞与引当金繰入	2,174,924	
不動産賃借料	11,409,003	
その他経費	25,221,935	95,961,623
雑損		11,837,700
経常費用合計		3,063,356,857
経常収益		
拠出金収入	3,730,289,300	
副作用被害救済事務費補助金等収益	144,988,258	
資産見返補助金等戻入	1,151,821	
財務収益		
受取利息	28,457,398	
有価証券利息	256,717,341	285,174,739
雑益		25,501,438
経常収益合計		4,187,105,556
経常利益		1,123,748,699
当期純利益		1,123,748,699
当期総利益		1,123,748,699

損益計算書(感染救済勘定)

自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額	
経常費用		
感染救済給付金		10,301,944
責任準備金繰入		1,594,389
その他業務費		
人件費	21,842,950	
減価償却費	9,709,300	
退職給付費用	618,600	
賞与引当金繰入	692,170	
不動産賃借料	4,206,737	
その他経費	22,875,457	59,945,214
一般管理費		
不動産賃借料	1,501,183	
その他経費	3,881,359	5,382,542
経常費用合計		77,224,089
経常収益		
拠出金収入		620,069,800
生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益		14,829,248
財務収益		
有価証券利息	32,685,089	32,685,089
経常収益合計		667,584,137
経常利益		590,360,048
当期純利益		590,360,048
当期総利益		590,360,048

○関係法令

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（抜粋）

（利益及び損失の処理の特例等）

第31条（略）

2（略）

3（略）

4 副作用救済勘定及び感染救済勘定については、通則法第44条第1項ただし書、第3項及び第4項の規定は、適用しない。

独立行政法人通則法（抜粋）

（利益及び損失の処理）

第44条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2（略）

3 独立行政法人は、第1項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第30条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第2項第6号の剩余金の使途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(参考2)

人 件 費 管 理

① 納入水準・総人件費の状況	<p>【給与水準】</p> <p>○ 対国家公務員指数（年齢勘案） 122.2 　　〃 （年齢・地域勘案） 107.9 　　〃 （年齢・学歴勘案） 118.6 　　〃 （年齢・地域・学歴勘案） 104.4</p> <p>○ 平成20年度のPMDA職員の給与水準については、国家公務員に支給された給与と比較した対国家公務員指数が122.2となっており、国家公務員に比し高い水準となっているが、検証の結果、</p> <ul style="list-style-type: none">① PMDAは東京都千代田区に所在し、国(全国)との地域差があること② 住居手当の1人当たり支給額が高いこと（支給基準は国と同じ） <p>【平均支給月額】</p> <ul style="list-style-type: none">・ PMDA 8,340円・ 国(行(一)) 3,769円 <p>③ 高学歴者の比率が高いこと</p> <p>【大学卒以上の者の比率】</p> <ul style="list-style-type: none">・ PMDA 90.2%・ 国(行(一)) 49.1% <p>(うち大学院修了者の比率)</p> <ul style="list-style-type: none">・ PMDA 59.1%・ 国(行(一)) 4.1% <p>などの定量的な理由がある。</p> <p>また、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は、104.4となっているが、PMDAが必要とする人材は、主に医薬品被害救済業務、医薬品・医療機器に関する審査業務及び安全対策業務等に従事する技術系職員であることから、高度かつ専門的な知識・経験が求められており、高学歴者、関連業務の経験者（企業出身者）などの優秀な人材の確</p>
----------------	---

保が不可欠であること、その確保に当たっては製薬業界等と競合関係にあるが、業界の給与水準は、当機構と比較してかなり高いと言われており相応な給与レベルにすることが必要なこと等から、PMDA の技術系職員の給与については、国の研究職相当の給与水準を保つこととしている。そのため、国家公務員に比し高い給与水準となっている。

【参考】

大学院(修士)修了者の初任給（基本給）の額

- ・ PMDA 21.5 万円
- ・ 国(行(一)) 20.0 万円
- ・ 製薬企業 24.3 万円(業界紙による 16 社平均)

- 平成 20 年度 PMDA では、ドラッグラグの解消に向けた新薬審査人員の増員を図っていることから対国家公務員指数が前年度に比べ若干上昇しており、今後も新薬審査人員に加え、デバイスラグの解消に向けた医療機器審査の人員及び安全対策の充実・強化に向けた人員の増員を予定していることから、優秀な若手職員の増加が伴う増員を進めていく間にあっては、対国家公務員指数を減少させることは困難と見込まれるが、平成 19 年度に導入した国家公務員の給与構造改革を踏まえた新たな給与制度（中高年齢層給与の俸給水準を引き下げ給与カーブのフラット化、賞与について支給総額の総枠を設ける仕組みを導入）を着実に実施する等により、将来的には、年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を 100 に近づけるように取り組む。
- また、役職員の報酬・給与等について、透明性の確保を図る観点及び国民の理解を得るために、これら国家公務員の給与と比較した給与水準や検証内容等を PMDA のホームページに掲載している。

[総人件費]

- 平成 20 年度の総人件費については、3,372 百万円（平成 19 年度 2,858 百万円）であり、対前年度 18.0% 増加しているが、PMDA では、平成 18 年 12 月 25 日総合科学技術会議意見具申において、医薬品審査の迅速化・効率化のため審査人員について 3 年間で概ね倍増とされたことを踏まえ、中期計画において、常勤職員について平成 21 年度までに 582 人まで増員することとしており、必要な増員を進めていく間、総人件費が増加していくことは、やむを得ないものと考えている。
- 総人件費改革の取組状況については、平成 20 年度の「役職員の報酬・給与等について」（平成 21 年 6 月 30 日ホームページ公表資料）における総人件費改革の取組状況では、「基準年度（平成 17 年度）の非審査人員に係る実績額（総人件費から審査経理区分の人の人件費を除いた額をいう。以下同じ。）を基準額として、非審査人員に係る実績額」を記載しており、基準年度（平成 17 年度）545,454 千円に対し、欠員補充、労使協定見直しによる超過勤務手当の支給対象の拡大等により、平成 18 年度 585,425 千円、平成 19 年度 609,545 千円と増加したものの、平成 20 年度は 607,436 千円と減少（対前年度）に転じた。なお、人件費削減率（補正值）は 10.7%（対平成 17 年度）となっているが、PMDA では増員を進めていることから、総人件費改革の取組においては、平成 22 年度（総人件費改革の取組の最終年度）における人件費の実績額の確定後において、基準額の補正を行うこととしており、最終年度の削減率と同じ方法で算出した削減率は次表のとおりである。
なお、平成 22 年度の基準額の補正の方法は次のとおりである。
・基準額 = 平成 17 年度人件費 ÷ 平成 17 年度
 人数 × 平成 22 年度人数

・総人件費改革の取り組み状況

年 度	17年度 (基準年度)	18年度	19年度	20年度
一人当たり人件費単 価	@ 8,280.9 千円	@ 8,056.5 千円	@ 8,051.6 千円	@ 7,787.3 千円
人件費削減率 (一人当たり人件費)		△ 2.7 %	△ 2.8 %	△ 6.0 %
人件費削減率(補正 値)(一人当たり人件費)		△ 2.7 %	△ 3.3 %	△ 6.6 %

※ 補正值とは、人事院勧告相当分を除いて計算した値である。

- 平成 20 年度においては、平成 19 年度の人事評価制度及び国家公務員の給与構造改革等を踏まえた新しい給与制度（中高年齢層給与の俸給水準を引き下げ給与カーブのフラット可等を図った。）の導入や新規採用にあたっては若い者（給与の低い者）を採用する等により、人件費削減率（補正值）は、△6.6%となり、平成 20 年度までの削減目標（△3%）を達成した。

②福利厚生費の見直し 状況

- 国等からの要請を踏まえ、有志の職員で設置する文化、スポーツ等の同好会に対する補助、食事券利用の一部補助及び福利厚生代行サービス（職員の旅行に対する補助、育児サービスの利用補助、英会話教室等の利用補助等）について、平成 20 年度をもって廃止した。
- 平成 21 年度福利厚生予算の計上にあたっては、当該経費の見直し・削減を図ったことから、約 16.5 百万円の減額が図られた。
(平成 20 年度決算額 28 百万円、平成 21 年度予算額 11.5 百万円)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔特別手当については、厚生労働省の独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案のうえ、支給した。〕

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし	}
理事	改定なし	
監事	改定なし	
監事(非常勤)	改定なし	

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,515	千円 10,932	千円 3,166	千円 1,311 (特別調整手当) 106 (通勤手当)	4月1日		
A理事	千円 6,528	千円 4,000	千円 2,040	千円 480 (特別調整手当) 8 (通勤手当)		8月31日	◇
B理事	千円 8,506	千円 5,600	千円 2,168	千円 672 (特別調整手当) 66 (通勤手当)	8月31日		◇
C理事	千円 5,094	千円 2,678	千円 2,040	千円 321 (特別調整手当) 55 (通勤手当)		7月10日	◇
D理事	千円 10,027	千円 6,887	千円 2,168	千円 826 (特別調整手当) 146 (通勤手当)	7月12日		◇
E理事	千円 15,465	千円 9,600	千円 4,208	千円 1,152 (特別調整手当) 505 (通勤手当)			
A監事	千円 14,132	千円 8,976	千円 3,934	千円 1,077 (特別調整手当) 145 (通勤手当)			*
B監事 (非常勤)	千円 2,200	千円 2,200	千円 ()	千円 ()		2月28日	
C監事 (非常勤)	千円 200	千円 200	千円 ()	千円 ()	3月1日		

注1:「特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものです。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。
 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円 5,238	年 3	月 10	H20.1.17	1.0	業績勘案率は、厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づき1.0とした。
理事	千円	年	月		該当者なし	
監事	千円	年	月		該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月		該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入しています。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付しています。
 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画において、人件費を含む一般管理費については、中期目標終了時に平成15年度と比較して15%程度の節減を行うことを織り込んでおり、人件費はこの予算の範囲内で執行していくこととしている。また、中期目標第2(2)エに基づく取組を始める期初の人件費から、平成18年度以降の5年間において、5%以上の削減を行うこととしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

平成19年度に人事評価制度を導入するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた中高年齢層給与の俸給水準を引き下げ、給与カーブのフラット化、賞与について支給総額の総枠を設ける等新たな給与制度を導入した。

一方、医学、薬学等に関する高度の専門的な知識経験を必要とする医薬品等の審査等業務に従事する技術系職員については、優秀な人材を安定的に確保していく観点から、国の医療職(一)や研究職相当の給与水準を保つこととしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の意欲向上や業務の効率化を図るため、勤務成績等が給与に反映される人事評価制度を平成19年度から導入している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
能力基準給、職務給及び賞与	人事評価結果を能力基準給、職務給及び賞与に反映している。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

特になし。

2 職員給与の支給状況

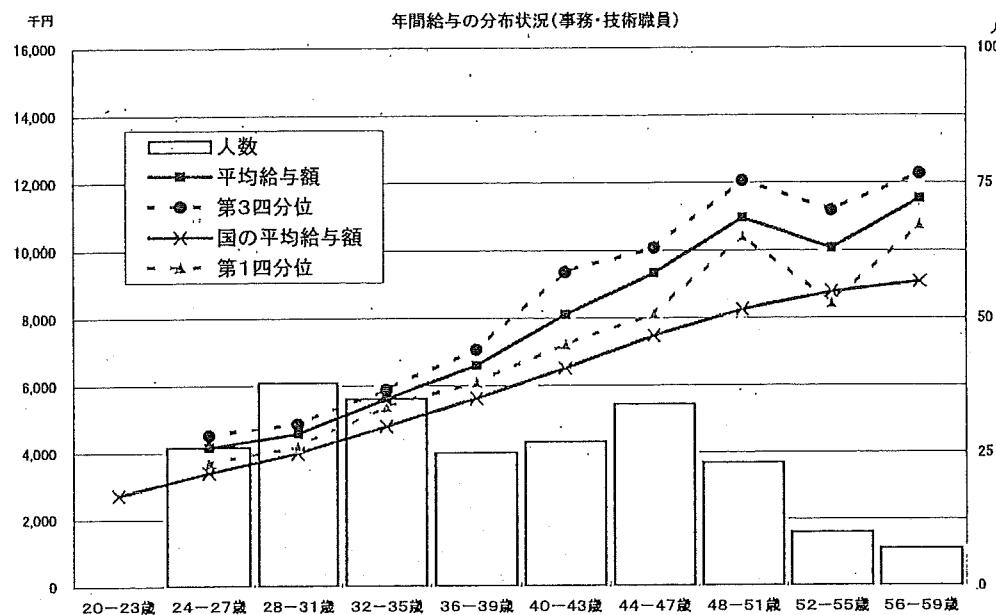
① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額 千円	うち所定内 千円	うち通勤手当 千円	うち賞与 千円
常勤職員	人 239	歳 39.0	7,524	5,588	215	1,936
事務・技術	人 225	歳 38.9	7,391	5,473	218	1,918
技術(臨床医学担当)	人 14	歳 39.8	9,668	7,445	166	2,223

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
59	49.4	6,700	4,974	233	1,726	
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
22	38.1	3,845	2,859	194	986	
嘱託等職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
37	56.1	8,397	6,231	256	2,166	

注:職種(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))については該当者がいなかったため省略した。以下、⑤まで同じ。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ (代表的職位)	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位 第3分位
			第1分位	平均		
審議役・部長	16	49.9	11,278	11,898	12,292	
課長・審査役	38	48.2	9,715	10,317	10,705	
課長代理・専門員	39	44.9	7,156	8,239	8,988	
係長・専門員	81	36.3	5,379	6,096	6,567	
係員・専門員	51	28.2	3,858	4,245	4,566	

注: 当機構における代表的職位について記載した。なお、当機構の事務所は本部のみである。

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位	審議役	審議役	部長	課長	課長代理	係長	係長	係員	係員	係員
人員(割合)	225	1 (0.4%)	5 (2.2%)	11 (4.9%)	56 (24.9%)	34 (15.1%)	32 (14.2%)	34 (15.1%)	46 (20.4%)	6 (2.7%)
年齢(最高～最低)		56～48	54～46	59～41	54～34	53～32	52～29	31～26	26～25	
所定内給与年額(最高～最低)		9,473～8,718	8,978～7,743	8,858～5,584	7,993～4,382	6,093～3,951	5,407～3,264	4,155～2,669	2,894～2,441	
年間給与額(最高～最低)		13,466～12,063	12,407～10,741	12,119～7,891	11,194～6,070	8,449～5,367	7,507～4,456	5,322～3,616	3,820～3,321	

注: 9級の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 0.0	% 0.0	% 0.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 100.0	% 100.0	% 100.0
	最高～最低	% 100	% 100	% 100
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 0.0	% 0.0	% 0.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 100	% 100	% 100
	最高～最低	% 100	% 100	% 100

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

122.2

対他法人(事務・技術職員)

113.9

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指標をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 122.2		
	参考	地域勘案 107.9 学歴勘案 118.6 地域・学歴勘案 104.4	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>①在勤地が東京都であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は、地方も含めた全国平均であるが、当機構の勤務地は東京都特別区であることによる地域差がある。</p> <p>②住居手当の1人当たりの平均支給額が高いこと 国家公務員(行政職(一))の1人当たり平均支給月額が3,769円に対し、当機構は8,340円となっている。なお、当機構の住居手当の支給基準、支給限度額は国家公務員と同じである。</p> <p>③高学歴者の比率が高いこと 国家公務員(行政職(一))の学歴別人員構成費における大学卒以上の比率は49.1%、うち大学院修了者の比率は4.1%(平成20年国家公務員給与等実態調査)なのに対し、当機構における職員のうち、大学卒以上の比率は90.2%、うち大学院修了者の比率は59.1%となっている。なお、当機構が必要とする人材は、その確保に当たって製薬業界等と競合関係にあるが、業界の給与水準は、当機構と比較してかなり高いと言われており、相応な給与レベルとすることが必要</p>		
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 5.5% (国からの財政支出額 917百万円、支出予算の総額 16,718百万円(平成20年度収入予算額))</p> <p>【累積欠損額について】 利益剰余金(平成19年度決算) 4,282百万円</p> <p>【支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合について】 支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合 12.3% (支出総額 27,491百万円、給与、報酬等支給総額 3,372百万円)</p> <p>【管理職の割合について】 管理職割合 24.0% 事務・技術職員数 225人、うち管理職員数 54人</p> <p>1. 独立行政法人の役職員の給与等水準調査は、当該年度(4月から翌年3月)1年間を職し、給与等の報酬を満額受ける(期間率の減額等がない)者が対象とされている。 当機構は4月に新規採用者を多数雇用している。これらの者は、当該年度1年間機構に在職するが、賞与が期間率により減額されることから当調査の対象者から外されている。 このため、当該調査における管理職職員の割合は実態より高い数値となっている。 なお、平成20年4月1日現在の管理職の割合は、18.8%(職員数420人、うち管理職員数79人) 2. 次のような業務を円滑に進めるためには、相当の知識・経験を有するとともに、管理的立場にある者が対応することが必要不可欠である。 (1)健康被害救済業務 ①医薬品副作用被害救済業務、②生物由来製品感染等被害救済業務、③スモン患者に対する受託貸付業務、④HIV感染者・発症者に対する受託給付業務、⑤C型肝炎感染被害者に対する給付金支給業務など、多くの健康被害救済業務について、個人情報保護に留意しつつ、それぞれの部署において責任を持って迅速に遂行する必要がある。 (2)審査関連業務 初回面談、書面適合性調査及び治験相談など医薬品審査等業務については、医薬品や医療機器の開発期間の短縮等に影響するため、製薬企業等から高い専門性と迅速化が求められ、分野別に責任を持って遂行する必要がある。 (3)安全対策業務 医薬品・医療機器等にかかる①副作用・不具合情報の収集・整理業務、②品質、有効性、安全性の向上に資する調査・分析業務、③副作用情報等に基づく添付文書の改訂業務、④医療機関や一般消費者等への情報提供業務など安全対策業務について、高い専門性と迅速な対応が求められ、それぞれの部署において、責任をもって遂行する必要がある。 3. 管理職割合については、一定の割合を確保する必要がある一方で、過大となることのないよう審査人員等の増員及び増員に伴う組織の拡大等にあたって管理職員の割合を適正に保つよう努めている。</p>		

講ずる措置	■これまでに講じた措置 人事評価制度の導入にあわせ国家公務員の給与構造改革を踏まえた新たな給与制度を構築し給与規程等の必要な改正(中高年齢層給与の俸給水準を引き下げ給与カーブのフラット化、賞与について支給総額の総枠を設ける仕組みを導入)を実施し、平成19年4月から運用している。
	■今後の取組み 1 平成18年12月25日総合科学技術会議の意見具申を踏まえたドラッグラグの解消に向けた236人の増員及び平成20年5月19日対日直接投資の抜本的な拡大に向けた有識者会議の5つの提言を踏まえたデバイスラグの解消に向けた69人の増員並びに平成20年7月31日薬害再発防止のための医薬品行政のあり方について(中間取りまとめ)を踏まえた早期に実施が必要な安全対策の充実・強化に向けた100人の増員を行うため、当機構の第2期中期計画においては、期末(平成25年度)の常勤職員数の上限を751人としている。 2 増員のための人員確保にあたっては、医薬品、医療機器に関する審査業務及び安全対策業務等に従事する技術系職員は高度かつ専門的な知識・経験が求められており、高学歴者、関連業務の経験者(企業出身者)などの優秀な人材の確保が不可欠である。 3 平成22年度に見込まれる対国家公務員指数は、大幅な増員を予定していることから試算は困難な状況にあるが、当機構では、これら医学等に関する高度かつ専門的な知識・経験を有する優秀な人材を安定的に確保していく観点等から国の研究職相当の給与水準を保つこととしているため、優秀な若手職員が増加していく間にあたっては、対国家公務員指数を減少させるることは困難と見込まれる。 4 しかし、国家公務員の給与構造改革を踏まえた新たな給与制度(中高年齢層給与の俸給水準を引き下げ給与カーブのフラット化、賞与について支給総額の総枠を設ける仕組みを構築)を平成19年度に導入したことから、その着実な実施等により、将来的には、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数が100に近づいていくものと見込まれる。

III 総人件費について

区分	当年度 (平成20年 度)	前年度 (平成19年 度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成1 6年度)からの増△減	
			千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,371,889	2,858,307	513,582	(18.0)	1,139,871	(51.1)
退職手当支給額 (B)	20,740	19,997	743	(3.7)	8,404	(68.1)
非常勤労働員等給与 (C)	1,416,871	1,203,660	213,211	(17.7)	△ 282,467	(△16.6)
福利厚生費 (D)	576,079	489,400	86,679	(17.7)	209,275	(57.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	5,385,579	4,571,364	814,215	(17.8)	1,075,083	(24.9)

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額(A)は、平成20年度に約70名の増員をしたため増額となっている。
- ・退職手当支給額(B)は、前年度より、退職者数及び退職者の勤続年数等が影響したことにより増額となっている。
- ・非常勤労働員等給与(C)は、新たな業務の追加等に伴い、非常勤労働員を増員したことによる。
- ・福利厚生費(D)は、増員に伴い法定福利費及び法定外福利費が増額したことによる。
- ・上記の結果、最広義人件費は17.8%の増となっている。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

中期目標においては、「『経済財政運営と構造改革に関する基本方針』(平成17年6月21日閣議決定)に基づき、医薬品等の承認審査の迅速化のための体制強化を進める中で、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。」とされている。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

中期計画においては、「『行政改革の重要方針』(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、効率的運営に努め、中期目標第2(2)エに基づく取組を始める期初の人件費から、平成18年度以降の5年間において、5%以上の削減を行う。当該中期目標期間の最終年度までの間においても、3%以上の削減を行う。

併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを行う。

※「中期目標第2(2)エに基づく取組を始める期初の人件費」とは、582人×平成17年度一人当たりの人件費。ただし、当該目標期間の最終年度までの間においては484人×平成17年度一人当たりの人件費」としている。

③ a基準年度の人件費 4,819,511千円

※上記②の中期計画に基づき、582人×平成17年度一人当たりの人件費により算出した額である。ただし、当該目標期間の最終年度までの間における484人×平成17年度一人当たりの人件費は

4,007,978千円としている。

なお、平成20年度の実績人員に基づき補正した433人×平成17年度一人当たりの人件費は

3,585,650千円である。

b当年度の人件費 3,371,889千円

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	545,454	585,425	609,545	607,436
人件費削減率 (%)		7.3	11.8	11.4
人件費削減率(補正值) (%)		7.3	11.1	10.7

注:医薬品医療機器総合機構については、本表では、平成17年度の非審査人員に係る実績額(総人件費から審査経理区分の人の人件費を除いた額をいう。以下同じ。)を基準額として、非審査人員に係る実績額を記載しているが、平成18年12月25日総合科学技術会議意見具申において、医薬品審査の迅速化・効率化のため、機構の審査人員について3年間で概ね倍増とされたこと及び「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた有識者会議の5つの提言」(平成20年5月19日対日投資有識者会議)において、デバイス・ラグの解消に向けた取組みとして、医療機器の審査員(35名)をおおむね5年で3倍増(100名程度)とするとしたこと(当該増員は「規制改革のための第3次答申」(平成20年12月22日規制改革会議)において、着実に実施すべきであるとされ、当該答申に関する対処方針については、最大限尊重する旨の閣議決定(平成20年12月26日)がなされている。)並びに「薬害再発防止のための医薬品行政のあり方について」(平成20年7月31日薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会中間とりまとめ)において、安全対策を担う体制の充実として、安全対策に係る人員の緊急かつ大幅な増員が必要であるとされたことを踏まえ、同機構の第二期中期計画においては、常勤職員について25年度までに751人まで増員することとしており、総人件費改革の取組においては、22年度における人件費の実績額の確定後において、基準額の補正を行うこととしている。なお、基準年度からの増額要因としては、欠員補充及び平成18年11月の労働基準法第36条に基づく協定(労使協定)の見直しにより、超過勤務手当の支給対象が拡大したこと等による。

IV 法人が必要と認める事項

特になし。

(参考3)

契 約

①契約に係る規程類、体制の整備状況	<p>平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」を踏まえ、平成21年3月、入札の公告期間、公告方法及び総合評価落札方式を会計規程に明文化するなど見直しを行うとともに、「総合評価落札方式・企画競争・公募における契約手順書」を作成した。</p> <p>契約にあたっては、実施担当部が作成した行政決裁について、随意契約については、随意契約理由、契約相手方、契約金額等を、競争契約については、競争性・透明性の確保の観点から入札の参加条件等の審査を行っている。</p> <p>なお、平成20年度における第三者に対する再委託の実績はない。</p>
②「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況	<p>「随意契約見直し計画」に基づく平成20年度見直し対象13件については、全て一般競争入札に移行したほか、契約全般にわたって入札化を促進した結果、企画競争・公募を含む競争性のある契約方式の割合が、前年度に比べ13.5%増（33.5%→47.0%）となった。</p> <p>なお、入札による削減効果は、2.4億円である。随意契約の金額が平成19年度の27.76億円から平成20年度の27.97億円と増加している理由は、増員に伴う事務所借上面積の増等によるものである。</p>

(参考3の2)

I 平成20年度の実績【全体】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	96件 (44.7%)	11.4億円 (28.7%)
	企画競争	5件 (2.3%)	0.4億円 (0.9%)
	随意契約	114件 (53.0%)	28.0億円 (70.4%)
	合 計	215件 (100%)	39.7億円 (100%)

- ※ ① 予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令第99条第二号から第七号までの金額を超えないもの)を除く。
 ② 企画競争には、公募2件が含まれている。
 ③ 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計と一致しない場合がある。

II 平成20年度の実績【同一所管法人等】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	2件 (28.6%)	0.8億円 (80.5%)
	企画競争	2件 (28.6%)	0.1億円 (7.9%)
	随意契約	3件 (42.9%)	0.1億円 (11.6%)
	合 計	7件 (100%)	0.9億円 (100%)

- ※ ① 予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令第99条第二号から第七号までの金額を超えないもの)を除く。
 ② 企画競争には、公募1件が含まれている。
 ③ 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計と一致しない場合がある。

III 平成20年度の実績【同一所管法人等以外の者】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	94件 (45.2%)	10.6億円 (27.4%)
	企画競争	3件 (1.4%)	0.3億円 (0.8%)
随意契約		111件 (53.4%)	27.9億円 (71.8%)
合計		208件 (100%)	38.8億円 (100%)

- ※ ① 予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令第99条第二号から第七号までの金額を超えないもの)を除く。
 ② 企画競争には、公募1件が含まれている。
 ③ 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計と一致しない場合がある。

随意契約見直し計画

平成19年12月
独立行政法人医薬品医療機器総合機構

1. 隨意契約の見直し計画

(1) 平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成20年度以降、順次一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(25.0%) 26	(25.4%) 592
一般競争入札等	競争入札			(51.9%) 54	(23.5%) 547
	企画競争	(14.4%) 15	(20.7%) 482	(1.9%) 2	(1.4%) 33
随意契約		(85.6%) 89	(79.3%) 1,844	(21.2%) 22	(49.6%) 1,154
合 計		(100%) 104	(100%) 2,326	(100%) 104	(100%) 2,326

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(%)	(%)
一般競争入札等	競争入札			(66.7%)	(96.9%)
	企画競争	(%)	(%)	2	79
随意契約		(100%)	(100%)	(33.3%)	(3.1%)
		3	81	1	3
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		3	81	3	81

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(25.7%)	(26.4%)
一般競争入札等	競争入札			26	592
	企画競争	(14.9%)	(21.5%)	(51.5%)	(20.9%)
		15	482	52	468
随意契約		(85.1%)	(78.5%)	(20.8%)	(51.3%)
		86	1, 763	21	1, 152
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		101	2, 245	101	2, 245

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 隨意契約によることができる場合を定める基準について、国と同基準としている。

(3) 隨意契約の公表の基準について、国と同基準としている。

2. 隨意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、以下の措置を講じ、平成20年度以降、順次一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

情報システム、調査研究、広報業務等について、総合評価方式による一般競争入札の促進を図るため、過去に実施した総合評価方式による入札を参考に標準業務手順書を作成し、導入拡大に努める。

(2) 複数年度契約の拡大

システム関連等の複数年度にわたる契約については、従来、自動更新特約により、毎年度随意契約を締結していたが、今後は、複数年度契約を踏まえた一般競争入札を拡大していく。

ただし、中期目標期間をまたぐ複数年度契約は、公共料金等やむを得ないものを除いてできないため、第2期中期目標が開始する平成21年度以降に行う。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、引き続き入札公告のＨＰへの掲載等、効率的な業務を行っていく。

(4) 業務・システム最適化計画に基づく取り組み

平成19年度に業務・システム最適化計画を策定し、それを踏まえ、従来随意契約にて実施してきた既存システムの改修、機能追加等についても随意契約から一般競争入札への移行を促進することとする。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載

内部統制

①内部統制に係る取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ PMDA の業務運営の連絡調整が円滑に行えるようにするため、部長以上で組織する「幹部会」(週1回開催)、PMDA 内のリスク管理・法令遵守等を図るために設置された「リスク管理委員会」(月1回開催)、定期的に財務状況を把握するために設置された「財務管理委員会」(月1回開催)等を定期的に開催し、理事長の経営判断がより迅速に業務運営に反映できる組織体制を整備している。 ○ PMDA の業務が関係法令に従い適正かつ効率的、効果的に運営されているか、また、会計経理の適正が確保されているか等の観点から、情報システムの管理状況、契約の状況、現預金、物品の保管状況及び就業制限の遵守状況について、内部監査を実施した。 ○ 内部通報制度の周知のため、新任者研修において説明するとともに、内部用ホームページに「内部通報実施要領」を掲載している。 ○ 主に管理職を対象としたコンプライアンスに関する研修を実施した。 ○ 学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康被害を受けた方々の代表により構成する「運営評議会」を設置・開催し、利益相反や就業制限等に関する議題等の審議を通じて、業務の公正性・透明性等を確保した。
--------------	--

(参考5)

業務改善のための役職員のイニシアティブ等

①業務改善のための役職員のイニシアティブ等の取組状況	<ul style="list-style-type: none">○ 「日本の PMDA」から「世界の PMDA」への目標に向かって道を切り拓くために、PMDA の使命を対外的に明確に伝えるとともに、職員が心を一つにして、この目標に向かって日々邁進する誓いとして平成20年9月に「PMDA の理念」を策定した。○ 国民のニーズを勘案し、国際的な視点も織り込んだ上で体系的に進める観点から、第2期中期目標期間における広報活動全般の基本方針として、「PMDA 広報戦略」を策定し、当該戦略に沿った積極的な情報発信を推進することにより、国民に対するサービスの向上を図ることとした。○ PMDA 全体の国際活動について、厚生労働省と連携し計画的・体系的に進める観点から、第2期中期目標期間における国際活動全般の基本方針として「PMDA 国際戦略」を策定し、当該戦略に沿った積極的な国際活動を推進することとした。
----------------------------	--